

平成21年第1回(3月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (3月3日)	
開 会.....	6
開 議.....	6
議事日程の報告.....	6
諸般の報告.....	6
行政報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	1 5
会期の決定.....	1 5
議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	1 5
議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	1 6
議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	1 7
議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	1 9
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 1
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 4
議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 5
議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 8
議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	2 9
議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 6
議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 7
議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	3 8
議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 0
議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 2
議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 4
議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 5
日程の追加.....	4 6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 7
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	4 8
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 0
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5 1

議案第 19号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 1
議案第 20号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 2
議案第 21号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 4
議案第 22号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 7
議案第 23号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6 8
議案第 24号～議案第 31号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	7 0
散 会.....	7 9

第 2 号 (3月17日)

開 議.....	8 3
諸般の報告.....	8 3
一般質問.....	8 3
原 田 全 修 君.....	8 3
鈴 木 多津枝 君.....	1 0 5
板 谷 信 君.....	1 1 9
久 野 孝 史 君.....	1 3 5
中 澤 智 義 君.....	1 4 6
議案第 1号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 5 8
議案第 24号～議案第 31号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 5 9
会議時間の延長.....	1 7 4
議案第 32号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 5
議案第 33号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 7
議案第 34号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 8
議案第 35号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 8 9
議案第 36号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 0
議案第 37号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 1
議案第 38号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 2
議案第 39号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 9 3
発議第 1号の上程、採決.....	1 9 5
発議第 2号の上程、採決.....	1 9 6
請願第 1号の上程、採決.....	1 9 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 9 7
常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 9 7
閉 会.....	1 9 7

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山	本	信	之	君
2番	佐	藤	公	敏	君
3番	中	田	隆	幸	君
4番	小	藪	侃	一郎	君
5番	原	田	全	修	君
6番	澤	畑	義	照	君
7番	杉	本	道	生	君
8番	高	畑	雅	一	君
9番	中	澤	智	義	君
10番	板	谷		信	君
11番	鈴	木	多	津枝	君
12番	芹	澤	徳	治	君
13番	久	野	孝	史	君
14番	森		照	信	君

不応招議員（なし）

平成21年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成21年3月3日(火)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 川根本町北部地域振興センター条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 川根本町子育て支援施設条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 川根本町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 川根本町町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 川根本町保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 川根本町町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 川根本町町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第16 議案第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について
- 日程第17 議案第15号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第18 議案第16号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について
- 日程第19 議案第17号 町道路線の変更について
- 日程第20 議案第18号 平成20年度川根本町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第21 議案第19号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第22 議案第20号 平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第21号 平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議案第22号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第23号 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算

(第3号)

- 日程第26 議案第24号 平成21年度川根本町一般会計予算
- 日程第27 議案第25号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第28 議案第26号 平成21年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第29 議案第27号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第30 議案第28号 平成21年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第29号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第32 議案第30号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 追加日程第1 議案第2号 川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 追加日程第2 議案第3号 川根本町子育て支援施設条例の制定について
- 追加日程第3 議案第4号 川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定について

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小籾侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長兼 教育総務課長	小坂泰夫君	総務課長	小坂進君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	中澤莊也君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	鈴木一男君	建設課長 兼事業課長	岩田利文君
会計管理者 兼出納室長	森紀代志君	生涯学習課長	森下睦夫君

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開会 午前 9時00分

開 会

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。
よって、平成21年第1回川根本町議会定例会は成立しましたので開会いたします。

開 議

議長（森 照信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（森 照信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。
2月25日、町長から第1回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。
今期定例会は、お手元に配付のとおり議案31件が町長から提出されております。
次に、川根本町議会会議規則第121条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。
次に、監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（森 照信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねましてごあいさつがあります。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めましておはようございます。

冒頭あいさつの前に、一言。先月2月6日に亡くなられました澤村迪男教育長の教育行政に対する熱意と御尽力に感謝し、澤村迪男教育長の御冥福を改めてお祈りしたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、本日、平成21年第1回定例会をお願いいたしましたところ、議員全員の御出席をいただき開会できましたことを厚くお礼申し上げます。議案の提案理由に先立ち、平成21年度の当初予算案上程に当たり、所信の一端を申し述べます。

我が国の経済は、世界の金融資本市場の危機を契機に、世界的な景気後退が見られる中で、外需面に加え国内需要も停滞し、景気の下降局面が続く、雇用情勢も悪化しています。最近の経済成長率予測によると、日本経済は先進国全体の水準を上回る大きさで落ち込んでおります。また、直近では、世界的な株安が進んでおります。

また、地方自治体を取り巻く環境も、少子化と経済危機の影響を受けた税収減と、高齢化に伴う福祉等の歳出の増加が同時に進み財政を逼迫させています。本町においても、厳しい財政状況にかんがみ、平成18年度より3年間、緊縮型予算を編成し、歳入規模に応じた予算規模を目指してきました。平成18年10月の川根本町行政改革大綱に基づいた集中改革プランの推進、退職者に対して採用を抑制する定員管理計画の実行、事業、行政サービスの選択と集中などの対応で、一定の規模まで予算総額が削減されました。厳しい社会経済情勢に対応して、地域の暮らしを持続的に守っていくためにも、21年度予算編成においては一律的なマイナスシーリングを行わず、各目の一般財源等については平成20年度当初予算額としました。しかし、依然として高い経常収支比率、以前より減額はしているものの財政調整基金等からの繰り入れを考慮し、各目の需用費の5%以上の削減を基本とし、宿泊を伴わない県内日当の廃止など全般的な経費削減と効率性と経済性を再検証した予算編成に努めました。また、厳しい経済情勢の中、暮らし優先、生活の充実などソフト重視の予算編成に努め町民の生活密着型の予算といたしました。

地方は、みずからのことはみずからの意思で決定し、その財源、権限と責任もみずからが持つという地域主権型社会の転換が求められています。川根本町が元気で輝いた地域であり、個性と魅力ある生活環境を維持していくためには、地域資源や特性を活用し、さらなる交流の拡大を図ることが必要であります。また、行政みずからが担う役割を重点化するとともに、行政、自治会など地縁型コミュニティーや団体、企業なども含めた多様な担い手が主体となった協働による地域社会の自立を目指し、子供から高齢者まで安心して住み続けられる仕組みを整備することが今求められています。それらの前提となる情報公開はもとより情報の共有に努めます。こうした基本的な考えのもと、21年度予算を編成し、今後執行していきたいと考えております。

次に、現在の経済危機に対応するため、国が緊急対策として地方に対し総合6,000億の支援を行う地域活性化生活対策臨時交付金についてですが、静岡県内の市町に総額50億円が交付

されることになっており、このうち本町には2億2,360万円が交付されます。この交付金は、国が示している地方再生戦略及び生活対策のメニューに対応した事業に対して交付されるものですが、暮れから正月明けの短い時間の中での各課において検討した結果、緊急性、必要性の高い事業の中から45の事業をリストアップしまして、事業の推進を図るべく現在進めているところであります。

この交付金はあくまでも、平成20年度内に実施される事業が対象となっておりますが、年度末という時期的なこともあり繰り越しも認められるということで、最終的にはこの交付対象事業の完了予定日は平成22年3月31日となっております。

また、景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うことを目的に実施される定額給付金給付事業については、現在国・県の指導や情報提供を受けながら事務を進めている段階であります。本町の住民基本台帳及び外国人登録台帳に基づき、試算した給付金の見込み額は1億4,200万円程度であります。申請書送付開始時期は3月下旬、給付開始時期は4月下旬を目途に事務を進めております。

次に、緊急雇用対策についてですが、国の第2次補正予算におきまして、ふるさと雇用再生特別交付金事業及び緊急雇用創出事業の予算が計上されました。

この事業は、現下の雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会の創出を図ることを目的としております。県においても基金を創設し、23年度までの3年間で市町が実施する事業に補助するものであります。

ふるさと雇用再生事業については、原則1年以上の安定的、持続的な雇用とし、緊急雇用創出事業については6カ月未満の雇用としており、いずれも失業者を新たに雇い入れる事業を実施することを条件としております。現在、対象事業につきましては、県に申請しており協議が完了次第、事業の着手となります。

本町におきましては、平成21年度予算において、通常分とは別に町道、農林道の維持管理費として800万円ずつ1,600万円、森林経路の整備費として403万2,000円、登山道環境整備費として300万円、図書ネットワーク構築事業として276万1,000円を申請しており、採択となれば6月補正で財源更正を予定しております。

なお、今回、補助事業とは別に、介護員養成研修事業、景観環境実態調査事業も雇用対策と位置づけ、21年度予算に計上しております。

今後については、国・県の雇用対策を踏まえ、協議していく上で制度を活用し取り組んでいきたいと考えております。

次に、川根本町北部地域振興センター、いわゆる総合支所につきましては、新町建設計画に基づき建設委員会を設け、12回の協議、検討を重ねて進めてまいりました川根本町北部地区の拠点となる施設の建設を昨年7月に着工し、この3月に新しい庁舎が完成をいたします。これまでの、地元町民の皆様を初め関係者の皆様の御尽力に深く感謝申し上げます。新庁舎は、住民の皆さんが利用しやすさを第一に考え、ユニバーサルデザインの導入

や防災機能の充実、地域の憩いの場としての役割などを考慮し、地元の木材を多く利用した温もりのある施設、使いやすい施設といたしました。

また、平成21年度においては、地域振興センター周辺の外構工事、駐車場整備工事等が計画されており、平成21年度において川根本町北部地域振興センターのすべての整備計画が完了する運びとなっております。

次に、今月6日、7日に開催される都市と農村交流シンポジウムについてですが、合併当初から新生川根本町の存在を全国にアピールするため全国イベントを全国お茶まつりなど、産業、観光交流、スポーツ部門で開催し、本年の10月には文化部門として国民文化祭しずおか2009の神楽部門を当町で開催します。

こうした企画は新たな交流と住民が地域に対する自信や誇りを持つことのきっかけとなりました。こうした流れが一過性に終わらないようにと、一昨年 of 全国まちづくりフォーラムを皮切りに、水資源や大井川、森づくり、お茶、観光資源、景観などをメインテーマにシンポジウムや意見交換会を開催し、これからの農山村の暮らしや役割を考え行動してまいりました。

こうした取り組みの中で、地域づくりはそこに住む当事者が主体的に行動し、自分たちの地域は自分たちで守るという意識のもと、地域資源や地域特性を生かしていくことが大切だという機運が強まってまいりました。また、現在の社会、経済情勢を考えると、自立の精神とともに多様な交流がなければ地域は存続し得ないことも確認してきました。

そこで今回、交流をテーマにシンポジウム並びに交流会を開催し、県内外の先進事例をお聞きいただき意見交換する中で、地域資源の発掘、その活用の仕組みを考えていきたいと思えます。それとともに、安全で豊かな暮らしを守るため、自然とのかかわり方や地域住民、都市住民、学生、企業、学校、自治体など、それぞれが果たすべき役割についても考える機会としたいと思います。議員の皆様を初め、多くの町民、関係者、町外の方々の積極的な参加を期待しております。

次に、行政改革についてですが、行政改革は、行政改革大綱と集中改革プランに掲げた項目を着実にかつ確実に取り組むことで、行財政の健全化が図られるものと認識し、鋭意まい進しているところではございます。これまでの集中改革プランの推進項目は75項目でしたが、今年度4項目を追加し、現在79項目として取り組んでおります。そのうち43項目を重点推進項目と定め、定期的に推進状況の把握に努めております。

主な項目として、団体の事業内容の見直しと自立促進、効率のかつ効果的な組織の整備、附属機関の会議の公開と会議録の公表、補助金の見直しなどであります。

また、2月25日の全員協議会で報告いたしましたように、公の施設、6施設のこれからのあり方を行政改革推進委員会に諮問したところ、2月20日にその答申を受けました。答申は、答申の内容を十分吟味し、調査、検討、協議を経て、今後の施設運営に生かしたいと考えております。

平成21年度は新たに、行政評価制度に着手する予定で、現在その構築を進めております。行政評価とは、町が実施している事業の目的を明確にし、町民の皆様にとってどのような効果が得られたのか、事業本来の目的をどれだけ達成できたかという視点から評価、検証を行うもので、行政評価を進めることで自主的に行政運営を改善する手法につながるものと考えております。

以上、まちづくりの基本的な事項について申し上げましたが、重点施策等については総合計画に掲げる6つの観点から、その概要を申し上げます。

健康福祉分野では、本格的な少子高齢社会を迎える中、だれもが生きがいを持ち、心身ともに健やかに生き生きと暮らすことができ、町民同士が協力し支え合いながら、安心して生活できる地域社会を目指すことを目標としております。

本町の高齢化率は、平成21年2月1日現在で40.5%と非常に高く、また高齢者のみの世帯も平成20年4月1日現在では、全体の33%、1,031世帯に及んでおります。

また、介護認定者数も前年に比べ45人増の508名となっており、介護給付費も毎年7%以上の伸びを示しており、介護施設も少なく、また大きな医療機関もなく、将来の生活、健康に対する不安は大きなものになっています。

また、核家族化、社会構造の変化等による人間関係の希薄化も進み、地域の子育て力の低下も見られ、子育て中の親の孤独感や子育て不安が大きくなっていると感じております。また、共働き家庭も多くなる一方、子供の数も少なくなり、子供同士が集団で遊び、互いに影響し合って活動する機会も少なく、また地域社会の大人が地域の子供の育ちに積極的にかわれる場面も必要と考えております。

このような課題に対し、平成21年度は、育児、健康、介護について、悩みや不安への相談体制の強化を図り、温もりと触れ合い、だれもが健やかに暮らせるふるさとづくりをさらに進めてまいります。

重点策として、在宅介護支援センターをさらに充実するため、包括支援センターに配置し、高齢者の実態把握、介護予防、個別訪問を中心とした相談体制の充実、強化を図り、元気な高齢者の多い町となるよう政策を進めてまいります。

子育て支援関係では、子育て支援拠点施設を整備し、子育て親子の交流の場の提供や相談援助、幼児家庭全戸訪問などを展開し、子供の健やかな育ちを応援します。また、子育て中の保護者の経済的負担を軽減するため、現在未就学児までの乳幼児医療助成対象者を中学3年生までに拡大を予定しております。

放課後児童クラブは、町内2カ所で開催します。本来は共働き等により放課後子供を家庭で保育できない児童を対象としておりますが、本町においては子供も少なく近所で子供同士の集団で遊ぶ機会が少ない児童も対象とし実施してまいります。

後期高齢者医療事業におきましては、被保険者の皆様の高齢者健康診査に対し、新たな検査内容の充実を図った予算を計上させていただきました。国が定めた後期高齢者健診基準検

査項目に町独自で新たに心電図検査、貧血検査を加え提供することで、高齢者の皆様の疾病の早期発見、早期治療、重症化予防及び健康増進につながることを目的にしております。

また、いやしの里診療所では、病気やけがの治療だけでなく心に病を持った人たちの社会復帰を図るために精神的な治療も行っています。

患者数の推移を見ても、平成19年度においては、1日の平均患者数は16.1人でありましたが、平成20年度においては、1日平均患者数は24.2と伸びています。しかし、人口も減少し患者が定着化しているという状況の中で、今後患者数の大幅な伸びは期待できず、診療所収入増も余り期待できない状況ではありますが、医療の質を落とすことなく、経費を最大限に抑え、一般会計からの持ち出しをできるだけ少なくし、長期的な安定経営に努めていかなければならないと考えております。そして、いやしの里診療所の真の地域医療の拠点として地域に根づくよう、医療スタッフと連携を図りながら診療所の円滑な運営に努めてまいります。

生活環境・基盤整備の分野では、懸案でありました北部地域の交通手段の確保であります。平成21年度から千頭駅を基点とし、千頭、小長井、田代、上岸を巡回する巡回型と予約を必要とするデマンド型の試行を北部地域全域で行います。

広報情報につきましては、広報かわねほんちょうを従来どおり毎月発行するとともに、1日300件のアクセスのある町ホームページのグレードアップに努め、町民はもとより町外者に本町の情報の発信を考えております。また、地域ブロードバンド整備事業の研究と検討ということで、関係部署との協議はもとより住民アンケート等も考えております。また、地上デジタルテレビ放送への対応も行っていきます。

建設関係でございますけれども、平成17年度から進めてまいりました町営住宅の事業が完了に伴い、土木費の事業費は大きく減額していますが、通常の土木費事業等例年並みの予算を確保計上してあります。事業としては、町道、農道、林道の整備、過疎代行事業、中山間地区総合整備事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等を推進してまいります。

なお、国有林道であります寸又右岸林道ですが、町で払い下げを受け22年度から整備を進めるよう準備、協議を進めてまいります。

住宅について、現在新町として新たな住宅のマスタープランを作成中でございます。

水道につきましては、1国2制度を改め料金体系を統一し、川根本町簡易水道事業として新たにスタートする予算編成としました。水道建設では、地名簡易水道施設、大間簡易水道施設の改修工事に伴う設計委託料を計上しております。

なお、国・県道の整備につきましても、上部機関へ推進に向けた働きかけを行ってまいります。特に、緊急を要する青部・藤川間のバイパスにつきましては、最優先課題として国・県へ強く要望をしております。

災害対策事業については、予想される東海地震や異常気象等による風水害対策に対して、予防、対策を展開することで、災害時の被災リスクを軽減し、安全・安心なまちづくりを目

指します。また、過去の大規模地震災害時の新ワーストワンである家庭内の家具等転倒に対する圧死を未然に防ぐよう実施している川根本町家庭内家具等転倒防止器具取り付けサービス事業も引き続き実施してまいります。

また、生活環境関連の事業といたしまして、本年度ごみ削減の重点項目として、廃食油の回収を行います。これは、各家庭から出される天ぷら等の廃食油を指定する箇所に回収容器を設置し収集したものを、油再生業者が回収再生燃料化するものです。再生燃料化した一部は、町で購入し、試行的にごみ収集車の燃料としていく予定であります。

また、もう一つの取り組みとして、小学校4年生に対する廃棄物リサイクル教室を予定しており、子供のころから環境教育、環境学習の充実を目的に行うものであります。

次に、産業・経済・労働関係分野であります。

総合計画に定める川根茶ブランド力の維持、強化と安全・安心なお茶づくり、地域の情報発信と販路拡大等を支援し、社会の新たな流れを取り入れた農業の振興を目指すための施策として、従前から実施している茶改植支援事業に代表される農業生産基盤整備への支援を継続するほか、地域農業振興上大きな課題である耕作放棄地の減少に向けて、地域自治会等を主体に検討、協議、調査等を進めるための地域協議会の経費を支援する制度をスタートするとともに、あわせて耕作放棄地解消に伴う小規模基盤整備等への助成制度を制定いたします。

具体的には、モデル的に1から2地区程度のモデル地区を設定し、同事業を実施してまいりたいと考えております。

また、地域の基幹作物である川根茶の振興に関しましては、近年急激な変化を続け、多様化している茶流通における川根茶の実態、位置づけ、マーケットにおける客観的評価を検証するための調査を実施いたします。

昨年度実施しました農業経営者への農業経営意向調査、認定農業者及び共同製茶工場への状況聞き取り調査等を踏まえ、今年度において、今後の農業振興施策の推進を図るため川根本町農業振興計画、仮称であります但し制定いたします。

また、林業関係でありますけれども、F S C 森林認証を、昨年設立したF - n e t 大井川が取得したのを契機に、町内林家、林材業、県内外の事業者、消費者に対しまして普及啓発事業を行ってまいります。間もなく竣工予定の北部地域振興センターの部材としても活用を図るなど、具体的な活動を開始しております。

平成21年度におきましては、さらに木材関係の加工流通業者と連携が図れるよう、F - n e t 大井川のメンバーとともに行動してまいります。

近年、地球温暖化対策として森林の機能が注目されております。国においても、間伐等森林施業量の増加を林業地域に求めております。本町といたしましては、間伐特措法に基づき、昨年12月に、川根本町特定間伐等促進計画を樹立し、積極的に森林施業に取り組んでいくこととしております。その中で、いわゆる切り捨て間伐から利用間伐に取り組むことを重点項目として考えております。林家や事業者の皆様が技術をたくわえやる気が出るよう推進対策

を講じてまいります。特に、木材を搬出するための林内作業路を重要なツールとして位置づけ整備を推進してまいります。

また、特用林産物の中で、菌床しいたけに住民の新しい動きが芽生えました。町といたしましては、農事組合法人が実施するしいたけ菌床製造・しいたけ共同出荷施設整備事業に補助を行い、事業主体が目指す菌床しいたけの産地化に最大限支援をしていくこととしております。

観光交流関連では、寸又峡の歩道安全対策や塩郷駅前駐車場整備、寸又峡温泉管布設替え等、またまちづくり観光協会への補助金など、交流人口増大に向けた基盤整備、仕組みづくりに予算を計上しております。

今年6月に静岡空港が開港します。引き続き地方の元気再生事業の21年度採択に向け努力し、富士山静岡空港の開港を活かした東アジアからの誘客対策、国内の誘客対策の柱である地域まるごと博物郷の形成に大井川沿線の各組織と連携して取り組んでまいります。

自然環境分野では、川根本町はご存じのとおりにほんの里100選に採択されました。これからの地域の力や地域の魅力は、その地域の環境と景観、その中で、人々の暮らしにはぐくまれ伝えられた文化だと思えます。大自然の力と私たちの暮らしの中ではぐくまれてきた大井川と茶畑が織りなす景観のすばらしさを、住民はもとより多くの方々に再認識していただき、厳しい状況に置かれている山村の暮らしを再構築していく自信や誇り、活力としていきたいと思えます。また、今回の選定をきっかけに、便利さや経済効率の追求で、本来の多様性や持続性を失った自然や私たちの暮らしの中で改良する部分は変えていきたいと考えております。

環境対策については、地域環境の視点に立ち、平成21年度新規事業として、川根本町クリーンエネルギー機器の導入促進として補助金を創設しました。これは、太陽光発電システムとか太陽熱温水器の設置等に補助しようとするものです。また、CO₂削減と地球温暖化対策としてエコアクション21の運用により環境の負荷軽減に努めてまいります。

また、21年度の新規事業ですが、先ほど申し述べたように、景観環境実態調査ということで、町内の放置竹林や看板等リストアップをし、快適環境の方策を考える資料としていきたいと考えております。

教育・歴史・文化部門では、社会教育については、町民1人1人が自己の人格を磨き、豊かな生活を送ることができるよう、その生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習できるよう、そしてその成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図れるよう、生涯学習の理念に沿って事業を展開します。地域の素材を生かし、地域に根ざした地域の人による、手づくり事業である、地域で取り組む生涯学習事業に対し積極的に支援を図ります。

世界的な景気悪化や温暖化、人口減少社会の到来、食の安全や需給率などの社会のあり方が問われるような問題が国内外に山積しております。こういうときこそ、自然とのかかわり方、自然の恵みを上手に生かす知恵や技、認め合い支え合う人間関係など、川根本町に残さ

れている暮らしの原点を町民が確認し合うこと、町の魅力として外に発信していくことが大切と考えます。今後も、地域が教室、自然が先生、人の和（環）が力の生涯学習活動が展開され、自分たちの住む地域の魅力と課題を知り、自信と誇りを持って、住民みずからが住みよい地域づくりをつくり上げていくことを強く望んでおります。

平成21年10月には、静岡県を会場に全国各地で行われているさまざまな文化・芸術活動を全国規模で発表し交流する、我が国最大の文化の祭典、「第24回国民文化祭・しずおか2009」が開催されます。当町におきましても、本川根小学校施設等を拠点とした神楽フェスティバルを開催いたしますので、川根本町実行委員会への交付金を予算計上いたしました。

ひと（町民）とまち（行政）みんなが主役のふるさとづくり分野では、今後のまちづくりにおける行政と住民の協働のあり方、参加の場づくりなど基本的事項を住民が共有するための条例をつくるまちづくり基本条例制定委員会を設置し検討を開始します。

また、住民みずからが創意工夫にあふれたまちづくりを推進するため、計画及び計画に基づいた事業を実施する地域等に補助する癒しの里づくり事業費補助金の積極的な活用をお願いし、住民主体のまちづくりを推進します。また、まちづくりの一環として、千年の学校、まちづくりリーダー人材育成、川根お茶街道事業も推進してまいります。

税務関係では、平成21年度の土地評価替えを目標に、3カ年計画で見直しを進めてきた固定資産税評価方式ですが、簡易的な路線価を採用した標準宅地基準方式で統一を図りました。新年度からは、町内全域において同一基準による土地評価となり、均衡がとれた公平な課税となります。

また、本年度事業を開始した広域連合、静岡地方税滞納整理機構ですが、当町は5件の滞納案件を移管しております。

12月末までの徴収状況を見ると、納付約束を含めると約170万円の徴収実績が見込まれており、このほか機構発足時に行った移管予告による納付実績が約400万あるように、滞納整理機構の創設により大きな徴税効果が上がっております。

しかしながら、最近の経済状況の悪化に伴い、徴収率の下落は避けられず、税収の確保はますます重要な課題となっております。

このような状況のもと、来年度も引き続き静岡地方税滞納整理機構に事案を移管するとともに、町としても行政組織改編により徴収室を設け、これまで以上に積極的に徴収に努めることにより、歳入の確保を図ることとしております。

以上、今議会で御審議いただく平成21年度の川根本町の一般会計当初予算は、総額53億1,400万での予算を計上させていただきました。

今回提案いたしますものは、これを含め条例・規約関係17件、補正予算6件、当初予算関係8件の計31件であります。

よろしく御審議をお願いし、開会に当たっての行政報告並びにあいさつといたします。
議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森 照信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、13番、久野孝史君、1番、山本信之君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（森 照信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月17日までの15日間に決定しました。

日程第3 議案第1号 川根本町北部地域振興センター条例の制定について

議長（森 照信君） 日程第3、議案第1号、川根本町北部地域振興センター条例の制定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第1号、川根本町北部地域振興センター条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の1ページをごらんください。

新町建設計画に位置づけられ、北部地域の防災、地域振興拠点である川根本町北部地域振興センターが、平成21年4月1日より開所することに伴い、北部地域振興センターを設置するものであります。

第1条では設置、第2条では位置を、第3条で管理、第4条、第5条では使用の許可、不許可を、第6条では使用、第7条では使用料を、第8条、第9条では使用料の減免、還付を定めたものです。第10条では、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしたも

のであります。

よろしく御審議くださいますようお願いして、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの説明にも、条例の第10条にも、必要な事項は町長が規則で定めるといふふうにありますけれども、規則はできているのでしょうか。委員会で審査する前に、一応そういう予定になっているんですけれども、配付していただきたいと思いませんけれどもどうでしょうか。

議長（森 照信君） 管理課長。

総合支所長兼管理課長（藤田 至君） 規則はできております。議会のほうの要望があれば委員会で規則を出します。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、川根本町北部地域振興センター条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第2号 川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議長（森 照信君） 日程第4、議案第2号、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第2号、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金の条例の制定について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案4ページをごらんください。

国による生活対策において、介護報酬改定等により介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、被保険者の負担の軽減を図るこ

とを目的として、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が市町村に交付されていますが、町はこれを平成20年度に受け入れ、平成21年度から平成23年度の期間における介護報酬改定に伴う第1号被保険者の介護保険料の増加額を3年間で2分の1軽減するための財源に充当するものであり、当該交付金を適正に管理するため基金を設置する必要があります。

第1条では設置の目的、第2条では基金の額、第3条では管理、第4条では運用益の処理、第5条では繰替運用、第6条では処分について規定し、附則においては、平成24年3月31日をもってその効力を失い、基金に残額があるときは国庫に返還するとしているものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第3号 川根本町子育て支援施設条例の制定について

議長（森 照信君） 日程第5、議案第3号、川根本町子育て支援施設条例の制定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第3号、川根本町子育て支援施設条例の制定について、その提案理由を御説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。

現在、休園となっています藤川保育園を子育て支援の拠点とし、子育てにかかわる家庭等に対し育児支援を図るため、川根本町子育て支援施設を設置するものであります。

現在、子育て支援施設として、子育て支援センターを桜保育園に併設し、1カ所で全地区

を対象に事業を展開してまいりましたが、当町も広範囲であり、また桜保育園での事業展開は場所的にも不都合な面があり、藤川区の皆様と保育園施設の活用について協議してまいりましたが、子育てに関する施設への転用を御承諾いただき、子育て支援施設として利用、地域子育て支援拠点事業を展開していくものです。

指定管理については、藤川保育園の財産処分について、補助金とも関連があり、補助金返還不要条件として、町が直接管理運営することが条件となっているため、当面は町が直接管理しますが、将来指定管理もできるように規定するものであります。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） この条例も新規の条例制定ということで、議運で委員会に付託するということが内々決まっているわけですが、きょう議決の予定になっている一般会計補正予算には、この藤川保育園を子育て支援センターとするのに必要な改修事業費が計上されています。そうすると、補正予算の改修事業費の根拠がまだ、議決が後になってしまうとなくなってしまうわけで、順番が違うのではないかということで、できればこれもきょうの委員会付託ということに変更したほうがいいのではないかと思いますけれども。

議長（森 照信君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時55分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、川根本町子育て支援施設条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第4号 川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定について

議長（森 照信君） 日程第6、議案第4号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第4号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

議案9ページをごらんください。

現在、町内2カ所に設置してあります心身障害者小規模授産所施設において、手をつなぐ育成会が枝松作業所を、本川根作業所を社会福祉協議会が運営しておりますが、この2つの作業所を統合し、川根本町社会福祉協議会が運営母体となり、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業に平成21年4月1日から移行する計画であることから、障害福祉サービスセンターを設置するというものです。

なお、附則において、心身障害者小規模授産所条例は廃止する旨、規定しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第5号 川根本町税条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第7、議案第5号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第5号、川根本町税条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

平成20年度の税制改正に伴い、個人住民税の寄附金税制が拡充され、従来から対象となっていた都道府県や市町村、共同募金会、日本赤十字社のほかに、各自治体が指定した寄附金を税額控除の対象とすることができることとなりました。

これを受けて、静岡県では、所得税で寄附金控除が定められている寄附金のうち、静岡県内に主たる事務所を有する法人または団体に対する寄附金を包括して税額控除の対象に指定することにしました。

これらは、社会福祉法人や公益法人など広く住民の福祉増進に寄与するものと認められた団体であることから、本町としても県指定に準じ、これら法人または団体を条例指定するというものであります。

条例の施行は、平成22年4月1日からとし、平成21年1月1日以後に支出する寄附金について適用するものです。

以上、川根本町税条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 2点質問します。

今回の町税条例の一部改正は、平成20年4月30日に成立したということで、平成20年度の地方税法改正が根拠になっているのでしょうか。だとすると、ここにも書いてありますけれども、施行期日が平成22年4月1日からというふうになっていて、全協での説明では来年の住民税から控除することができるというふうに説明があったのではないかと思うんですけれども、21年度の住民税から控除して22年の3月に申告するということだとすれば、この施行期日、22年4月1日から適用するというのにはできないのではないかと。21年度の住民税からの控除はできないのではないかと思うんですけれども、もし間違っていたら説明をお願いいたします。

議長（森 照信君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 鈴木議員からの質問でございますけれども、平成20年度の税制改正に伴うものでございます。

この20年度の改正のとき、4月30日に専決させていただいた内容でございますけれども、このときに、都道府県や市町村、それから共同募金会や日本赤十字社、これを1号、2号で決めさせていただいております。この施行が平成21年4月1日からの施行になります。

今回追加します3号から7号の内容につきましては、施行が平成22年4月1日から、適用するものは21年1月1日以降という内容でございます。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号、川根本町税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第5号、川根本町税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第8、議案第6号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第6号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案の16ページ、新旧対照表2ページをごらんください。

平成21年4月1日より川根本町北部地域振興センターが開所することに伴い、北部地域振興センターの会議室等の使用料を定めるため、別表の第2条関係のその2の次に別表その3を加えるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願いして提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） この条例を、使用料条例に追加する理由は、先ほど委員会に付託された地域振興センターの使用料を定めるということですが、それはその前に、この条例を定めておくということで、最初に聞きたいのは、料金を定めてあるんですけれども、使用料条例の別表その2には、山村開発センターの使用料を定めていて、それに今回の地域振興センターの条例、使用料を追加することになってはいますけれども、基本料金、その山村開発センターの使用料と比べて、基本料金が安くなっているとか、使用時間、午前9時から午後5時までの使用料は、振興センターでは午後1時から、正午から1時までの間の分として100円、午前から午後まで通して使うときより高くしているとか、それは開発センターのほうではやっていませんし、加算していませんし、冷暖房を使用した場合の開発センターは基本料金の2割増しなんですけれども振興センターでは5割増しというふうにかなり高くしている。また、夕方6時から9時の使用料は、開発センターの利用料の半額近くに安くしているということで、安くなっているということで、本当に同じ町内の同じような施設に定める、目的もほぼ同じだと思うんですけれども、そういう施設の使用料が、基準がまちまちになっているというのは、非常に理解しがたいものではないかと思います。今後、こういうことに対して統一する考えがないか伺います。

議長（森 照信君） 管理課長。

総合支所長兼管理課長（藤田 至君） まず、基本使用料をほかのセンターより安くしている理由は何かですが、これはなるべく北部地域の施設と使用料に差異がないように考慮して、文化会館の施設と同額程度が望ましいという考えから、文化会館の使用料と大体同じように決めさせていただいております。

それから、2番目の9時から5時までの使用料が、今度の振興センター、12時から1時間分、12時から1時まで1時間分見ているということですが、連続して使う場合、お昼の時間も使うということで、100円を上乗せして合計額にしております。

それから、冷暖房の使用した場合ですが、北部地域にあります文化会館、それから資料館も同じですので、北部地域の施設と同じ割増をさせていただいております。

それからあと4番目の関係の開発センターの利用料ということですが、これはうちのほうで開発センターの関係はわかりませんのでお答えできません。

今後統一すべきではないかというのも、これちょっとお答えできません。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在の町内の利用状況とか今までの利用実態から踏まえて、近隣の文化会館との整合性で料金を設定しましたけれども、今後交通網の整備とか、あるいは道路の整備が進んでくれば、やはり全町的にこうしたものは見直すべき部分があるかと思っております。

現時点では、今までの、近隣のものを踏まえてやっていくべきわけですが、やはりもう合併をいたしましたので、全町的にそうしたものの、いい意味でも悪い意味でも不平等感とい

うのを解消していくことが必要かと思っておりますので、将来的には全町的なさまざまな施設の状況をかんがみて、料金というのは皆さん、全く同じにするということではなくて、皆さんから、公平感を持ったものにしていくという姿勢は必要かと思っております。

当然、その他の施設についても、十分利用状況を確認しながら、そうしたものを今後とも、一緒にするという意味ではなくて、その他の同類の施設の料金等を十分確認した上で、そういったものが進むよう、これからも留意してまいりますので、御理解をさせていただきたいと思っております。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 先ほど藤田課長から4番目の夕方6時から9時の使用料が、開発センターの利用料の半額近いということで、に対して、そのことはわからないという答えがあったんですけども、私は通告を出してあったわけですので、使用料条例を見ればわかることで、開発センターでは6時から9時までは2,300円です。大会議室で2,300円。これが地域振興センターで定めようとしているのは1,200円で半額近い。それから半額に近い額、安くなっているわけです。中会議室でも開発センターでは1,500円なのを振興センターでは600円ということで、これはもう半額以下です。それから、2階の相談室というのも、開発センターでは1,000円ですけども振興センターでは、これも同じ600円に。それから和室も山村開発センターでは1,500円なのを、地域振興センターでは600円にということで、非常に安い金額で定めようとしているわけです。

町長からは先ほど全町的な、将来的には全町的な公平感のある見直しも必要だという答えが、答弁があったわけですけども、私は将来的という、そのいつのことなのかわからない言い方ではなくて、年内にとか近いうちにとか、そういう見直し、検討をやるというべきではないかと思うんですけども、そのことについてどうでしょうか。

議長（森 照信君） 管理課長。

総合支所長兼管理課長（藤田 至君） 6時から9時の使用料の関係ですが、地域振興センターは6時から9時の3時間、午前中の午前9時から正午までの倍になっております。これは、やはり夜間は電気類をつけますので倍にさせて、わかりやすい金額で、午前中と同じ時間帯ですので、ただ夜ということだけですので倍にさせていただいております。

ただ、開発センターの利用料の関係については、ちょっと私のほうではわかりかねます。この金額が高いという、その根拠というのはわかりません。ということです。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 先ほどの質問で、いつごろどういうふうに見直していくかという御質問ですけども、行政改革の関係で、現在町の職員でつくっている部会がありまして、そこで現在検討をしております。

現在のところ、21年度の予算には間に合わないということで、21年度引き続いて検討し、22年度の当初予算には間に合わせたいということで検討をしております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 川根本町保育所条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第9、議案第7号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 川根本町保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

議案の18ページをごらんください。

別表中、藤川保育園を削り、三ツ星保育園の定員を「90人」から「70人」へ、桜保育園の定員を「60人」から「40人」へとするものです。

また、定員の変更につきましては、両園とも園児入所者数と定員に大きな差があるため、川根本町保育所運営委員会で協議していただき、今後の入所見込み等からも各園とも見直しをすることとさせていただきました。

よろしく御審議をお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 藤川保育園の項を削りということで、藤川保育園がいよいよ保育園ではなくなるということなんですけれども、建設のときに国庫補助を受けてありまして、その途中で用途を廃止した場合には、返還などのペナルティーがあるというのを聞いていますけれども、今回の利用の仕方では、そういう心配はありませんか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 藤川保育園の廃止することによりまして、国庫補助への返還の影響はないかという御質問ですが、藤川保育園は平成6年度に建設されまして、現在15年を経過しようとしております。耐用年数は27年でありまして、あと12年は用途変更に制限がありますが、平成20年度におきまして、補助金等が変わる財産承認基準が示され、財産承認に対する承認手続等が弾力化されました。

この基準では、国庫納付に関する条件を付さずに承認する条件としまして、所有者の変更を伴わない目的外使用というものがありまして、この条件のもと藤川保育園を転用し使用するものであるため、補助金の返還等は生じません。

また、財産処分方法につきましては、平成21年2月3日に受理されたということで、国のほうから通知をいただいております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第7号、川根本町保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

正する条例について

議長（森 照信君） 日程第10、議案第8号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例について、改正理由等の説明を申し上げます。

いやしの里診療所は開設当初より、毎週水曜日においては、竹内医師が藤枝市立総合病院において診療内科の診療に当たるため不在となることから、毎週水曜日の診療においては、平成19年9月から平成20年3月31日までは県の僻地診療代診医師派遣制度により1日診療を実施し、平成20年度においては毎週水曜日に県立総合病院の医師交流制度において、半日医師を派遣していただき、患者の診療に当たっていただいております。

平成21年度以降においても、毎週水曜日の竹内医師不在時にもいやしの里診療所において住民の方々が治療を受けられるよう、県立総合病院の医師交流制度を活用、利用して医師を派遣していただきたく、県及び県立総合病院に何度か足を運び医師の継続派遣を強くお願いしてきましたが、県立総合病院から、医師不足の中、院長、副院長を含め、毎週水曜日に医師を派遣してきたが、4月以降は医師の総数も減るので、今までどおり毎週水曜日の派遣は無理であるとの回答を受けました。

その後、協議の結果、県立総合病院から毎月第2、第4水曜日の午前中のみ、月2回の派遣であれば可能との回答を得ました。

町といたしましても、毎週水曜日を休診してしまうことは住民サービスの低下にもつながることから、県の意向を受けて、週2日の医師の派遣を受け入れることとし、昨年に引き続き県立総合病院に医師の派遣依頼をしたいと考えています。

そこで、週2回の派遣を受け入れるに当たって、条例の一部改正が必要となってきます。現在のいやしの里診療所の条例では、月曜日から金曜日が診療日と定めていますので、第1、第3、第5水曜日を休診日と定めることと、医師の派遣が午前中のみに限られることから、受け付け及び診療時間を午前中と定め、条例の改正をお願いするものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告をした後、少し勘違いというか記憶違いがありまして、通告が少し、質疑内容が少し変わりますけれども、県の派遣制度について、通告をしたわけですが、現在派遣医制度を使って、毎週水曜日に半日だけ県立総合病院から医師を派遣してもらっているということですので、今回の県立総合病院の事情で、毎週は無理だということで、条例改正して休診日を設けるわけですが、それと午前か午後かわからないから1日あけていたのを、毎週水曜日1日あけていたのを半日に、診療日も半日だけにするとい

う改正になるわけですが、この派遣医制度というのは県の制度で、公立の診療所の1人医師が大変な状態に対して、県がお医者さんを準備して派遣をしてくれるというふうな制度ができたというのを以前聞いたわけですが、だとすると、今回県立総合病院で無理だと、難しいということになれば、毎週は難しいということになれば、県のほうに、ほかの週2回分あるいは3回になる日もあるわけですが、休診日にしないで派遣を要請することはできないのでしょうか。

また、今まではその水曜日、1日あけて看護師さんとか事務員さんは勤務していたわけですので、町民の人たちも行けたわけですが、今度確実に休診日になってしまうと、そういうことができなくなってしまって、看護師さんとか今まで働いていた人たちの給料にも影響してくるのではないかと思いますけれども、そういうことの合意はできているのでしょうか。

議長（森 照信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（中澤莊也君） それでは、鈴木議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

平成20年度における県立病院の医師交流制度というものと代診医派遣制度の違いにつきまして、まず説明をさせていただきます。

代診医派遣制度というものにつきましては、診療所において、緊急時に一時的に医師が不在の場合ということで、医師が学会、研究会等への参加、休暇の取得をした場合に臨時的に派遣をしていただくという制度で、派遣職員の給与については県が全額負担、旅費については契約をいたします川根本町が負担ということになってございます。

当初、この制度を利用するに当たって、毎週水曜日において、医師の派遣というのは、この制度には適さないもので、来年度以降は本町において医師の派遣、代診医制度を利用しながらの対策を考えなさいという指示を県のほうから受けております。

平成20年度におきまして、県の指示によりまして、県立病院医師交流制度に基づきまして、毎週水曜日に医師を派遣していただいております。

もう1点でございますが、休診日の職員の働きということでございますが、これにつきましては、診療所との打ち合わせの中で了解を得ておりまして、毎月実施しております地域健康相談での採血等の手伝いや診療所に通院されている患者さん宅を訪問して保健指導等を行っていただくということで了解を得ております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町いやしの里診療所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長(森 照信君) 日程第11、議案第9号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第9号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、その提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表5ページをごらんください。

平成20年12月3日に児童福祉法等の一部を改正する法律が交付され、平成21年4月1日に施行されることに伴い、里親制度の見直しや小規模住居型児童養育事業が新たに実施されます。

これら対象者の扶養義務者のない方について、国民健康保険の被保険者としなないための条例改正であります。

以上が改正内容であります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 第4条の被保険者としなないものに小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童を追加するということですがけれども、小規模住居型児童養育事業というのは、里親とはまた違うと思います。どういうものなのか説明を求めます。

そして、当町にそのような事例があるのか、また見込めるのか、見込んでいるのか、その

点についてもお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

まず最初に、小規模住居型児童養育事業とは、新たに国によって事業化されるファミリーホーム制度です。養育者の住居において、5人から6人の要保護児童を養育することになります。

次に、児童福祉法の改正の中身ということでございますけれども、主な改正内容は、子育て支援事業を法律上義務づけるというものです。具体的な事業としましては、生後4カ月までの乳児家庭を全戸訪問する事業、また育児支援の必要がある家庭への訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業の4点でございます。そのほかの改正案に里親制度の見直し、小規模住居型児童養育事業の創設、施設内の虐待の防止などが盛り込まれております。

次に、町に事例はあるかということでございますけれども、4月1日施行のため当町には事例がございません。里親制度についても、現在把握している事例はございません。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 川根本町介護保険条例の一部を改正する
条例について

議長（森 照信君） 日程第12、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明申し上げます。

議案21ページをごらんください。

この改正は、介護保険法第117条の規定に基づく3年ごとの計画の見直しを行う中で、平成21年度から平成23年度、第4期の介護給付費等対象サービスの見込量等に基づく介護保険事業に要する費用に充てるために、平成21年度から平成23年度の第1号被保険者の保険料を定めるものであります。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令が一部改正され、その内容は、1つ目として、第3期における税制改正に伴う激変緩和措置を踏まえ、第4期において保険料負担段階第4段階で、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下のものについて、保険者の判断により、その基準額に乗じる割合を軽減することができるかとされております。

2つ目は、第4期において、第1号被保険者の介護保険料の負担割合を19%から20%に改正。

3つ目として、介護保険料について、計画期間ごとに同類の基準額と規定されていますが、第4期の計画期間においては、当該規定にかかわらず基準額を各年度ごと算定できることとされておりますが、当町におきましては保険料額を年度ごと設定すると混乱が予想されること、また仮算定時と本算定時の調整額に大きな影響が出ることを考慮し、3年間同額とするものです。

この改正を踏まえ、第4条では、平成21年度から平成23年度までの第1号被保険者の保険料基準月額を3,570円、年額4万2,800円に改正するものです。

また、第3期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数をふやすことが可能としているところですが、今般、激変緩和措置が終了することに伴い、税制改正により住民税課税者となった被保険者が負担増となることが考えられることから、第5段階以上に多段階の所得段階を設け、負担軽減を図るように設定するものです。

また、現行の保険料第4段階に属する者のうち、公的年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者に対する軽減措置を特例措置として附則に定めたものであり、この結果、現6段階のものが第4期の介護保険料段階が9段階になります。

附則第2条の4では、介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策が取り入れられますが、その内容は平成21年度の介護報酬改定3%アップにより、介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する措置が講じられることから、介護保険料額の基準月額を3,530円、年額4万2,300円とし、各段階の介護保険料を定めたもので

あります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 基準額で月額3,100円だったのを3,530円に、それに伴って所得段階も多くしたわけですけれども、全体的に値上げということになるわけですけれども、全体で何パーセントの値上げになるのかお聞きいたします。

それから、低所得者の負担軽減を図ったということですが、最も収入が少ない第1、第2段階の人への負担割合は、最低料率が基準額の0.5倍ということで、それ以下がないのは余りにも粗雑というか、荒い決め方だと思っておりますし、私が所属していた介護保険部会でも、そういう趣旨の発言を何回かしたわけですが、0.5以下の軽減料率を所得によって設ける考えはないか伺います。

それから3点目ですが、収入が80万円以下の方たちは、全国的にも、ニュースなどでも認定率や利用率が低いというふうに報道されているんですけれども、当町での認定率、最高限度額に対する利用額率、それが、それ以上の人の認定率、利用料額率に対して違いがないかどうかをお聞きいたします。

4点目ですが、第12条に減免の規定があるわけですが、介護保険条例第12条に減免規定があるわけですが、その減免の申請や適用の事例があるのかどうかを伺います。

それから5点目に、同条、減免の12条の2項に、普通徴収者は納期限の7日前までに申請するとありますけれども、年金から天引きされる特別徴収の人については、その減免の記載がありません。介護保険法の本体のほうにあるのかどうかわかりませんが、この町の条例のままでは特別徴収者には減免ができないというふうになるのではないかと思います。そのことについて説明を求めます。

以上です。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えをいたします。

最初に、全体で何パーセントの値上げになるのかという御質問ですが、基準額につきましては3,100円が、介護従事者処遇改善にかかる軽減措置後では3,530円となりまして、114%の上昇となります。介護保険料全体では、予算額との比較になりますが、124.6%の上昇となっております。

それから2つ目に、低所得者への負担軽減及び0.5以下の保険料設定の考えはないかという御質問であります。低所得者への保険料は、国の定める保険料率を採用しておりまして、負担は0.5に軽減をされております。最も低い所得層の段階である第1段階では、生活保護受給者等がこの第1段階の対象となっていることを踏まえまして、これを基準と考えており

ます。また、保険料の0.5以下を設定しますと、一番低い基準、第1段階では、先ほど申しましたとおり、生活保護受給世帯が対象となっているため、これ以上の低い保険料率は設定がしがたく、また設定したとしても、介護保険制度上、この軽減部分につきましては、ほかの段階の人が負担しなくてはならず、現在の保険料率でも軽減分を負担しているため理解が得られないのではないかと考えております。

なお、平成21年度の予算では、全体の保険料増額を抑えるため、介護保険準備基金を2,500万円ほど保険料に充当する計画がありまして、1人当たり月額約200円ほどが軽減されております。

次に、低所得者の方が利用料等負担できないため利用をためらっているのではないかとという御質問でございますが、現在そのような相談等に来る方はおりませんでした。また、サービスを利用する際には、低所得者の利用料に対する軽減措置もありますものですから、ケアプラン策定時にケアマネジャー等からも利用者に説明をさせていただいているところでございます。また、低所得者への対応としまして、介護保険料の納付状況や社会福祉係また税務課との情報交換等を密にしまして、生活に困窮している方への個別対応をしていきたいと考えております。

次に、減免申請や適用例はあるかという御質問ですが、現在のところございません。

それから次に、減免申請は納期限7日前になっておりますが、普通徴収者のみうたわれているということでございますが、特別徴収ですと電算上のシステム上対応が不可能ということがありまして、申請された時点で普通徴収に切りかえまして対応するものでありまして、また申請があった場合、申請時までさかのぼって適用するというように対応をしております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 3点目の収入が80万円以下の認定率、最高限度額に対する利用料額率、所得が多い人たちの利用料や認定率との違いがないかという質問に対しての答えが、ちょっとわからなかったものですからもう一度お願いいたします。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 失礼いたしました。利用料につきましては、所得によりまして、自己負担が軽減される部分がございます。第1段階の方は1割負担の部分が、ちょっと金額が出せませんが、第1段階の人は幾ら、第2段階の人は何円までというような制限、負担の限度額を設定しております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 比較を聞いたんですけれども、利用料や認定申請の状況が、所得の低い人と所得が多い人の階層で、所得の低い人たちが、やはり収入が少ないことが理由で認定も申請しないとかが、申請して認定されてもそのサービスを、第2段階、第3段階、介護、

要介護2とか3とかになったときに、判定されてもなかなかそれを使うことができない、自分の収入がないから。そういうことが全国的に起きているよという報道もあるわけですが、当町ではそういう状況はありませんかということを知りたいんですけども。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 今のところそういった相談等ございません。また、その利用する場合には、ケアマネジャーという方がケアプランを作成するときに、相談しながら計画を立てるということで、その人に合った計画によりサービスを利用するということでありまして、また契約の時点におきましても、納得のいく計画で契約をしていると思っております。以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は、既に3回となりましたので質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論を行います。

ただいまの質疑の中で、一番聞きたかったところが、答えが得られないということで、通告していたにもかかわらず、こういう状態が起きるとするのは、非常に残念なことだと思っております。

一番心配されている所得の少ない人に対する負担軽減ということが、先ほども冒頭、開会するとき町長があいさつでも、行政報告の中でもあったわけですが、子供から高齢者まで安心して住み続けられる町にするためには、行政の課題として一番大きいところですので、こういう介護保険制度に対する、どうしても必要な人たちが、所得が少ないことによって、相談がないという回答ですが、相談の前に、相談に行けない人たちもいるのではないかと。では、そこを探る、きちんと把握するためには、やはり比較できる数字を使って比較して、ほぼ変わらないから大丈夫だねとか、いやこんなに所得の多い人と低いところでは、認定申請率とか要介護者がサービスを使う状況が少ないよという、そういうものを把握して行政が対応することが一番大事ではないかと思っております。非常に先ほどの答弁は、通告が前日、昨日でしたので、調べられないということもあると思っておりますけれども、これからの予算審査もありますので、そういう中でぜひ明らかにしていただきたいなと思っております。

この介護保険制度は、平成12年度に始まって以来、3年ごとにサービス料や保険料を見直す事業計画が作成されてきました。今回は21年度から23年度までの3年間の計画ということで、4回目の事業計画が作成されたわけですが、介護保険制度は、サービスを必要と

する人が、自分で必要なサービスを選べるとか、公平で差別のない制度であることを売り物に始められましたが、実態は、お金がある人には利用料が、所得に応じた額から1割負担となったことや、国が、それまでは措置制度のときは50%財源を見ていたわけですが、介護保険になって介護費用の25%しか見ないという引き下げを行った。そして、低所得者にも大きな負担になるような制度に変わったわけです。実態は、お金がある人には利用料が所得に応じた額から1割負担となったため、本当に夢のような減額となったわけですが、収入のない人にとっては、それまでほとんどの人が措置制度の中で無料で利用できたのが原則1割負担となり、軽減措置などもあるわけですが、その上すべての40歳から74歳までの人の医療保険料に保険料が上乘せされる、あるいは75歳以上の高齢者には介護保険料として利用料の1割が徴収されるという制度になりました。

そのときから、介護サービスを利用することもなく、自分で頑張ってこられた収入の少ない高齢者からまでも、年金が月額1万5,000円以上あれば、いや応なしに保険料の天引きが始まり、それ以下の高齢者からも普通徴収という、自分で納付させる保険料負担が始まったわけです。いや応なしの、年金天引き者からは当然のことながら、滞納者が出ようはずありませんが、普通徴収の滞納は年々ふえ続けて、当町でも不納欠損処理を行う状況も出ています。

1年以上の滞納者は、サービス利用が原則10割負担となるペナルティーをかけられていますが、なお当町でもこのことについて、深刻な状況を解消する……、当町ではなくて国において、こういう深刻な状況を解消する方策は示されておりません。

平成18年、前回の計画見直しでは、軽度の要介護者を要支援に下げることが行われ、介護ベッドが取り上げられるとか、全国的に大問題になりました。これは年々ふえていく介護費用、介護サービス費用を抑制するための手段という目的があったわけですが、でも一応は対外的には自立を促し予防を進めるということで介護サービスの抑制が行われてきましたけれども、非常に批判の声が上がって、半年もたたないうちに見直しがされるという、改善されるということもありました。

また、前回の改正では、世帯全員が住民税非課税の第2段階を2つに分けて、本人の年金収入とその他の所得の合計が80万円以下の段階を新設して、5段階から6段階にふやして、約500人近い低所得者の負担軽減を図りました。今回の改正でも、低所得者層に配慮することと、税源移譲の、所得税から住民税への移譲ということがあって負担増にならないようにということもあるんですけれども、基準額と基準額の0.75倍の間に0.92倍を設けて、約800人の方の負担軽減を図り、その分を、これまで基準額の1.5倍が最高だったのを、さらに所得300万円以上を1.62倍とする段階を設けて、全体の保険料額の値上げを抑えるという配慮がされました。

しかし、低所得者の料率が、最低でも、先ほどの質疑でも、行ったんですけれども、基準額の0.5倍以下がないということそのままだと、それ以下、あるいは減免規定も実施で

きる状況ではない。申請者も適用者もないという状況のままでは、このことに対して実施できる基準を設けるなどの救済策を講じる必要があると思います。今回、所得第1、第2段階の基準額の0.5倍というところでは2,580円もの負担増になったわけですがけれども、収入が少なくても頑張って自力で生きておられる、生活されておられる高齢者から、生きる力を奪うようなものだと私は思います。

高齢者福祉、介護保険部会でも、このことは何度か主張したわけですがけれども、そういう経過もあって、当条例改正には、まず賛成できないということを明らかにいたします。

せめて生活保護基準以下の収入で頑張っておられる高齢者に対し、島田市のように0.25という軽減料率を減免規定に設けるなどの工夫がされて当然だと思います。介護保険料も所得が少ない方では、収入の1割前後の負担になる方もあり、収入が少ない人ほど介護認定を受けない、受けてもサービスを利用しないで我慢しているということも、社会的な問題として指摘されています。今でさえも生活保護収入以下のぎりぎりの収入で生活をしている高齢者がおられる。そういう方に収入がふえるわけでもないのに、さらなる負担増を強いることは人権侵害、憲法第25条で定める生存権の侵害にも等しいものと言わざるを得ません。また、所得が300万円以上の最高料率でも8,400円もの値上げとなり、昨年4月から始まった後期高齢者医療制度でも、所得が300万円を超えるそうで負担増となっているとの報告がありましたけれども、収入があっても、後のことを考えてつましい生活をされている高齢者にとって、新たな負担増は納得しがたいことだと思います。

それというのも、今回の介護保険料見直しは、百年に一度と言われる大不況の嵐が吹き荒れるもとでの介護保険法に基づいての全国的に行われることでありまして、ほとんどの自治体が保険料値上げせざるを得ないという状況は、国もわかっているわけですから、国は介護保険制度導入以来、50%から25%に減らしたままにしている国の負担分を、せめて30%に引き上げさせる、そういう働きかけを議会や行政のほうからも声を上げていくべきではないかと思います。

75歳以上の高齢者は、戦前戦後を通じて、塗炭の困難を乗り越え、ひたすら国や地域のために尽くしてこられた方々です。議会も行政も一体となって、国への責任を求めるとともに、行政にもそういう高齢者の方々への負担増を避ける工夫と努力を、今以上に求めて、当議案への反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 10番。

私は、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたしたいと思います。

予定では、これは所管の委員長に賛成討論を頼もうかなどと思っていたんですけれども、事情でできなくなりましたもので、私がやらさせていただきます。

これは、3年ごとの保険料率の見直しということです。前日の全協でも、認定者数、それ

から介護給付額の見込みと、詳しい説明を受け、どうしても全体として金額が上がってくるわけなんですけれども、それに対しての保険料率を決定したということで、その方法、結果等についても、適正なものと認め私は賛成いたします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第10号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 1 号 川根本町簡易水道設置条例の一部を改正 する条例について

議長（森 照信君） 日程第13、議案第11号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第11号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案24ページ、新旧対照表7ページをごらんください。

現在の地名簡易水道の浄水方法は、表流水を直接急速ろ過器1基に投入して行っていますが、台風等の豪雨時に原水が高濁度になると十分に濁度が除去されないおそれがあるため、急速ろ過器の後に緩速ろ過池を新設し、清浄な水の供給を図ります。

この施設整備を行うため、変更認可申請が必要となるため、実情に合わせて地名簡易水道の計画給水人口と計画1日最大給水量の変更について改正をお願いしたいものです。

計画給水人口については、平成19年度の地名地区の給水人口が572人であり、今後減少が見込まれますが、若者促進住宅の建設による人口増によりしばらく横ばいのまま推移することが予測されるため640人から580人に変更いたします。

計画1日最大給水量については、生活様式の変容により給水実績が増加しており、また新たに消火栓を1基設置するため1日当たり198^mから1日当たり280^mに増加します。

なお、昨年度の1日最大給水量の実績は、平成19年8月15日の279^mであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町簡易水道設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第12号 川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第14、議案第12号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第12号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例について説明いたします。

池の谷・閑蔵飲料水供給施設の管理運営について、池の谷・閑蔵の水道組合管理から町管理に変更する申し込みを受け、6月議会で条例改正をお願いしましたが、その後、地元住民の意向により申し込みの取り下げの申請がありましたので、管理運営を町管理から池の谷・閑蔵の水道組合管理に改めたいものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第12号、川根本町飲料水供給施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第13号 駿遠学園管理組合を組織する地方公共団

体の数の減少及び規約変更について

議長(森 照信君) 日程第15、議案第13号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第13号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、提案理由を御説明申し上げます。

議案26ページをごらんください。

本組合は、昭和44年4月1日、志太榛原地域の3市10町で組織する一部事務組合として発足し、現在まで志太榛原地域の知的障害児の自立支援のための生活指導や教育を行ってきています。

今回の変更は、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体のうち焼津市と大井川町が平成20年11月1日に合併し焼津市になることに伴い、平成20年10月31日をもって大井川町が本組合から脱退し、また藤枝市と岡部町が平成21年1月1日に合併し藤枝市になることに伴い、平成20年12月31日をもって岡部町が本組合から脱退するものであります。

また、それに伴う議員の定数の減員の変更を行い、合併による構成市町の分担金の激変緩和のため例外規定を定め、さらに平成21年度における御前崎市の分担金の人口割を、平成20年9月末日現在の旧御前崎町の区域の住民基本台帳の登録人口とするため、駿遠学園管理組合規定を変更するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告では規約の変更で均等割とする部分の平成21年度における分担方法は、関係市町の協議により定めると書いてあるが、いつ協議をするのかという通告をしましたけれども、今、町長の説明を聞いていますと、もう既に協議ができているのかなと思いますけれども、その点について、具体的にどのような案が示されているのかお聞きいたします。

また、現在均等割30、人口割70というふうになっているんですけども、もしこの割合のままですと構成市町が9から7団体に減るということで、当町の負担額はというふうになるのかお聞きいたします。

それと、全協でも少し話が出たんですけども、均等割合が、非常に30ということ、小さい自治体にとっては重い負担になるわけですけども、この均等割を下げるとかなくすとかいうこと、主張するというか、議員あるいは町長、組合議会に入っていると思うんですけども、主張する考えはないか、町長に伺います。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） それではお答えいたします。

分担金の方法でどのような案があったということですが、平成21年度につきましては、大井川町、それから焼津市、岡部町と藤枝ということで合併等がありまして、構成市町が変更になりましたものですから、この30%、70%の負担割合は変わりませんが、激変緩和措置ということで、前期を、現在の、合併前の5市5町、それから後半を5市2町で分担するように決定しております。

また、この均等割30%、70%につきましては、また御前崎市が、平成22年度までには脱会したいというような意向もございますものですから、また構成市町等も変更になります。その都度運営委員会等で協議がされていくことと思っております。

以上です。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 駿遠学園に限らず、合併に伴い、構成自治体の変更により、均等割、人口割30というものに関して、結果として変動が生じているのは議員御指摘のとおりであります。

さまざまな施設において均等割30、あるいは人口割が70というのが基本的なパターンとな

っておりますので、こうしたことに関しては、全体の合意の中でなければなかなか変わらないという雰囲気にあるのを、これに限らずさまざまな組織で感じております。

当町だけの事例を言えば、当町も合併をしておりますので、均等割が、2つ払っていたのが1つになったというような、そういう意味では、どこの時点を基準にするかという部分で、ふえたか減ったかというものがあるかと思えます。

また今後、施設を運営する中で、人口の割にしてはうちの町からこの施設でお世話になっている方も多いわけで、さまざまな要素があるかというふうに思っております。基本的には、均等割30、人口割70というのは基本だと思いますので、その中で運営状況とか見ながら、新たな仕組みをつくること、あるいはそういうときにはしっかり人口等も加味するような意見は常に述べておりますし、これからも述べていきたいというふうに思っております。

中には、いろいろな組織の中で、20%あるいは10%というのもありますので、やはり今後とも、当町としては、負担の軽減については意見を述べておく。基本的には自治体を持っている以上、この均等割30、70というのは覚悟しなければならない部分というのもあるのかなと思いつつも、合併に伴う激変緩和等について意見は常に述べております。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第13号、駿遠学園管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第14号 静岡市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について

て

議長（森 照信君） 日程第16、議案第14号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第14号、静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について、提案理由を御説明申し上げます。

新旧対照表10ページ、11ページをごらんください。

本案は、市町の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務と、非常勤職員の公務災害に事務等を共同処理している静岡県市町総合事務組合から、平成21年3月31日をもって、組合の構成団体である田方地区交通災害共済組合及び桃沢少年自然の家組合が解散により、本組合から脱退することに伴い規約を変更し、平成21年4月1日から施行したいとするものであります。

よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） これまでのほかの一部事務組合というんですか、広域の組合のことを聞いていて、少し、通告した質問と内容が少し変わるかなと思うんですけれども、この総合事務組合というのは、全協でも当町は常勤職員の退職金と非常勤職員の公務災害補償の部分で、この組合に入っているということだったんですけれども、ほかに入っているものはないのでしょうか。

それから、ほとんど掛金みたいなものではないかと思うんですけれども、この負担金というのは、やはり均等割、掛金以外の部分、事務費の部分ですかね。均等割があるのかどうか、その点についてお聞きいたします。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） ただいまの質問で、加入している事務の内容なんですが、先ほどの提案理由のところ、退職手当の支給に関する事務と非常勤職員の公務災害の事務等を共同処理しているという御説明をしたと思いますけれども、規約のところ、この組合の共同処理する事務ということでありますのが、1つ目が常勤職員に対する退職手当の支給に関すること、2つ目が、地方公務員災害補償法に基づく議会の議員、その他非常勤の職員に対する公務災害に関すること、もう一つ、公立学校の学校医とか学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害に関する法律に基づく非常勤の学校医とか学校歯科医、それから学校薬剤師の公務災害等、この3本立てに、中身はなっております。

後ろの部分も非常勤の部分だけ、等という言葉で2つを1つにして御説明させていただいておりました。

それから、脱退することによって影響はないかというようなことですが、この組合

のほうに紹介しましたところ、今回脱退する2つの組合については現在職員がいないということで、直接的な影響はないということであります。組合としては、すぐに負担率が変更することはないけれども、長期的に運営、運用等を検討しながら健全な運用ができるように努めたいというような回答でございました。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第14号、静岡州市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時20分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第17 議案第15号 静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について

議長（森 照信君） 日程第17、議案第15号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第15号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について、提案理由を御説明申し上げます。

平成20年11月1日の由比町の静岡市への編入合併、富士川町の富士市への編入合併及び大井川町の焼津市への編入合併並びに平成21年1月1日の岡部町の藤枝市の編入合併に伴い、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する県内全市町と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 4町も減ってしまうということで、構成団体が減るわけですが、これによる当町の負担額、予算では、平成20年度の当初に9,165万4,000円、平成21年度の当初予算には1億1,913万円という予算が計上されたわけですが、出ているわけですが、これは負担割合の変更を考えた計上ではないと思うんですが、影響がどうなるのかお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

負担額につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合を運営していくために、当町に示されました高齢者の医療の確保に関する法律第98条に基づく療養給付費負担金となります。療養給付費負担金の市町別負担額は、平成19年度老人医療費の月報の市町村別負担額、これは一般分でございますけれども、で案分されたもので、合併で4町が減少したことで、当町の負担額に影響を受けるものではありません。県のほうにも照会をさせていただきます。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第15号、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 静岡地方税滞納整理機構を組織する地方
公共団体の数の減少について

議長(森 照信君) 日程第18、議案第16号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第16号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について、その提案理由を御説明申し上げます。

平成20年11月1日の由比町の静岡市への編入合併、富士川町の富士市への編入合併及び大井川町の焼津市への編入合併並びに平成21年1月1日の岡部町の藤枝市の編入合併に伴い、静岡県地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少することについて、静岡地方税滞納整理機構を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 先ほどと同じように、構成市町が減るということで、減少による影響があるかどうかを、負担金に影響があるかどうかをお聞きします。

議長(森 照信君) 税務課長。

税務課長(柴田光章君) 質問にお答えします。

静岡地方税滞納整理機構ですけれども、構成団体からの負担金で運営されております。

4町減少となるということで、基本の負担額、4町分各市町10万円でありますから40万円ほど減額になります。ただ、処理件数が、1件20万円でございますけれども、これは前年度と関係なく、現在のところ994件を予定しているという内容でございます。これは、合併市のほうに編入された市町分も含めるということで、前年と同じ件数になるということでございます。

このほかに、県の負担金が出ておりますけれども、平成20年度よりも300万円ふえるということもございます。これも基本的に県は、1年間3,000万円負担するというようになって

おりますけれども、平成20年度は2,700万円ございました。これは、機構を立ち上げ時の平成19年度内に300万円支出しているということで、これが平年度化されるということで、予算の確保の面では問題なく、当然市町の負担金も変わらないという状況でございます。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 町道路線の変更について

議長（森 照信君） 日程第19、議案第17号、町道路線の変更についてを議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第17号、町道路線の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

この道路につきましては、梅高地内の国道362号バイパス工事に伴い、町道から国道への接続路線、町道梅島下線の終点、延長について、道路法第10条第3項の規定により変更したく議会の議決を求めるものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、町道路線の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11時28分

再開 午後 1時00分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程の追加

議長（森 照信君） お諮りします。

お手元にお配りしました議事日程第1号の追加1のとおり、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてほか2件を日程に追加し、追加日程とし議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてほか2件を日程に追加し、追加日程とし議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第2号 川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

議長（森 照信君） 追加日程第1、議案第2号、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。
第1常任委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で、第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本日の本会議において、議案第2号、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について付託を受け、本会議を暫時休憩し、大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の概要について、担当課職員により説明を受けながら進めました。

この新規制定条例は、国の生活対策において、介護報酬改定などにより、介護従事者の処遇改善を図ることとしつつ、それに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、被保険者の負担の軽減を図ることを目的とした介護従事者処遇改善臨時特例交付金が市町村に交付されるが、町はこれを平成20年度に受け入れ、平成21年度から平成23年度の期間における介護報酬改定に伴う第1号被保険者の介護保険料の増加額を3年間で2分の1軽減するための財源に充当するものであり、この交付金を適正に管理するため基金を設置する必要があるため今回基金条例を制定するものであります。

担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、第3条第2項の最も確実に有利な有価証券に変えることができるという規定について、有価証券は株式、公社債などで下がっていて売れないときも考えられるがどうかという質問がありました。国が示す準則に沿って定めたもので、3年間という短期間でもあるので、確実な定期預金で運用したいとの説明がありました。

次に、附則2で、基金に残額があるときは、国庫に納付するとあるが、基金に残額があるというのはどういうときかという質問に対し、軽減分のほかにも事務費が71万9,000円含まれていて、このほうの残はあると思うとの説明がありました。

また、介護従事者の処遇改善を図るために、介護報酬を3%引き上げるというが、給付費全体を3%引き上げるので、引き上げが確実に職員の待遇改善に充てられるという保障があるのか、守られない場合の罰則はあるのかという質問が25日の全協で行われ、それに対して、罰則はない、県が指導の権限があるので県の責任で行われると思うとの説明がありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で、原案どおり可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第2号、川根本町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第3号 川根本町子育て支援施設条例の制定について

議長（森 照信君） 追加日程第2、議案第3号、川根本町子育て支援施設条例の制定についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。

第1常任委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本日の本会議において、議案第3号、川根本町子育て支援施設条例の制定について付託を受け、本会議を暫時休憩し、大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査は、川根本町子育て支援施設条例の概要について、担当課職員より説明を受けながら

進めてまいりました。

現在、休園となっている藤川保育園を、子育て支援の拠点とし、子育てにかかわる家庭などに対し育児支援を図るため、川根本町子育て支援施設を設置することに伴い、今回設置条例を制定するものであります。

担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、21年度からは、この条例に基づいて行うと思うが、実施要領は廃止するののかとの質問に対し、廃止するとの答えがありました。また、子育て支援センターの事業が書かれていないが、この子育て支援センター施設の中で支援センターの事業を行うのかとの質問があり、そうなるが新しい要綱で定めるとの説明がありました。

6条の利用対象者を児童及びその保護者並びに子育て活動に参加する者としてあるが、児童は小学生のことを言うのではないかと、乳幼児は対象としないのかとの質問があり、18歳未満の子供全員を対象とするが、親子での利用を考えている。子供だけの利用は、今後の状況を見ながら検討していくとの説明がありました。

13条の施設の管理を指定管理者に行わせることについて質問があり、27年までは指定管理をしないということなのか、町が直営で行わないと補助金返還が出るのかとの質問があり、所有者が町なら返還はない。今後の状況を見て考えていくが、当面町直営で考えていくとの答えがありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で、原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号、川根本町子育て支援施設条例の制定については、委員長の報告のとおり決定

することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第3号、川根本町子育て支援施設条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第4号 川根本町障害福祉サービスセンター条例
の制定について

議長(森 照信君) 追加日程第3、議案第4号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。
第1常任委員長(鈴木多津枝君) それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

本日の本会議において、議案第4号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定について付託を受けたので、本会議を暫時休憩し、大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町障害福祉サービスセンター条例の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。

この新規制定条例は、現在町内2カ所の小規模授産所施設において、枝松作業所と本川根作業所を運営しているが、この2つの作業所を統合し、川根本町社会福祉協議会が運営母体となり、就労継続支援B型に移行する計画であることから、障害福祉サービスセンターを設置するためのものです。

担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、就労継続支援A型とB型の違いについて質問があり、A型は雇用契約に基づく就労で社会復帰を目的とし、B型は自立した日常活動ができるように訓練する施設であるとの説明がありました。

利用料について質問があり、自立支援法では1割負担なので1日4,810円の1割となるが、本人非課税で預貯金が500万円以下では1,500円に減額される。ことし4月ごろには資産要件が撤廃される見込みとの説明がありました。これは、本日初日に委員会付託して委員長報告ということで、全協で詳しく説明を受けたときの質問です。

第4条に、利用対象者が規定してあるが、利用できなくなる人が出ないかとの質問があり、現在枝松で12名、本川根作業所で12名の計24人が利用しているが、23年には26人になる見込みである。利用対象者の条件で、利用できない人が出る可能性もあるので、町単独の委託事

業として作業所の一角をサロンのように運営してもらおうことを考えているとの説明がありました。

運営形態について、枝松の管理も社協に委託するののかとの質問に、2つの施設の運営を統一して、現在本川根作業所の指定管理者になっている社協に委託する。施設の修繕費などの負担割合については、契約書に明記するとの説明がありました。

枝松の職員も社協の職員になるののかとの質問に対し、社協の采配になると思うとの答えがありました。

みどりの丘という名前はだれが決めたのかという質問に対し、両作業所の利用者に募集をして決めたという説明がありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で、原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第4号、川根本町障害福祉サービスセンター条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

(第6号)

議長(森 照信君) 日程第20、議案第18号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第18号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第6号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,186万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億5,694万円としたいものです。

第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいものです。

今回の補正予算は、北部地域バス運行の準備、介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金の創設や事業の進捗状況により決算を見込んだ事業費の補正が主な内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般13ページをごらんください。

第1款第1項議会費は、125万3,000円の減額です。議会だより印刷製本費及び議会会議録作成業務委託費の入札差金と研修旅費の実績による不用額を減額するものです。

第2款第2項企画費は、430万6,000円の減額です。企画総務費はまちづくり基金の財源更正です。まちづくり事業費では、実績見込みにより癒しの里づくり、千年の学校補助金を減額するものです。

路線バス運行事業費では、4月から試行運行する北部地域のバス路線停留所等の準備費です。

第3項徴税费は、615万3,000円の減額です。これは、固定資産基礎資料更新業務、住民税年金特徴業務委託料の入札差金等による減額です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、1,226万9,000円の減額です。社会福祉総務費は、社会福祉基金の財源更正、心身障害者福祉費では、委託料、負担金補助、扶助費、償還金を、老人福祉費では、需用費、委託料、負担金補助、扶助費を、老人保護措置費では、扶助費を、老人医療費では、老人保健特別会計の医療費の見込みに伴う繰出金をそれぞれ決算見込みにより総額で減額するものです。介護保険費では、平成21年度の介護報酬改定に伴う保険料の上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を目的とした基金創設のための積立金と介護給付費の増加に係る特別会計への繰出金を増額するものです。後期高齢者医療費は、制度改正に伴うシステム改修と実績見込みによる役務費、委託料の補正であります。

第2項児童福祉費では、915万円の減額です。児童福祉施設費については、決算見込みによる徳山聖母保育園補助金・扶助費、臨時職員等の賃金、工事費の差金による減額と、当町の幼児が町外の保育園に通園していることによる委託児童保育所運営費返還金の増額分の差

額です。子育て支援対策費は、国の緊急安心実現総合対策事業として、子育て支援センターに転用をするための藤川保育園の改修費の増額と役務費の減額の差額の補正です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は、1,200万4,000円の減額です。決算見込みにより母子保健費、予防費、健康増進費について、各種健診委託料について減額するものです。診療所管理費は、医療機器購入に係る国庫補助金の財源更正です。簡易水道施設費は、簡易水道特別会計での工事費の減額、水道施設用地取得に係る一般会計負担分の増額の差額による簡易水道特別会計繰出金の増額をお願いするものです。

飲料水供給施設費は、池の谷閑蔵飲料水供給施設の配水管布設替事業に係る不用額の減額です。

第6款農林水産業費、第1項農業費は、350万円の減額です。茶業推進対策費では、実績見込みに伴う補助金の減額、農林業センター運営費は、実績見込みに伴う賃金、需用費、役務費の減額です。

第2項林業費は、220万8,000円の増額です。林業振興費では、実績見込みにより補助金を減額するものです。町有林管理費は、森林国営保険の減額と国庫補助事業採択による町有林造林事業の増額による補正です。林道費は、林道負担金に係る過疎対策事業債の財源更正をするものです。

第8款土木費、第1項土木管理費は、210万円の減額です。実績見込みにより、道路台帳更新業務委託料、地域材活用住宅建築促進事業補助金を減額するものです。

第4項住宅費は、沢脇住宅若者定住促進住宅の不用額の減額と過疎対策事業債の減額による財源更正です。

第9款第1項消防費は、消防施設費の過疎対策事業債の減額に伴う財源更正です。

第10款教育費、第2項小学校費、第3項中学校費は、ともにまちづくり基金に係る学校管理費の財源更正です。

第4項社会教育費は、193万9,000円の減額です。社会教育総務費では、実績に伴う中学生海外英語研修事業委託料の減額です。文化会館運営費は、実績に伴う委託料工事費の減額です。

第5項保健体育費は、実績に伴う駅伝実行委員会、カヌー競技実行委員会補助金の減額です。

第12款公債費、第1項公債費は、600万円の減額です。平成19年度借入分の町債の利子の実績見込みによる差額を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般7ページをごらんください。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金は3万円の減額です。飲料水供給施設工事に係る受益者数の減少によるものです。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は、235万1,000円の減額です。民生費国庫負担金は、

徳山聖母保育園の保育所運営費負担金、障害者自立支援給付費等の実績見込みによる減額です。

第2項国庫補助金は、829万1,000円の増額です。民生費国庫補助金では、訪問入浴等の地域生活支援事業費の実績見込みによる減額と後期高齢者医療の制度改正に伴うシステム改修に係る高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の追加です。民生費国庫交付金は、介護報酬改定に伴う保険料の上昇分を抑制し、被保険者の負担の軽減を目的とした基金創設のための補助金、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金は、12月議会で補正させていただきましたが、藤川保育園改修に係る追加分を計上し、交付額全額となりました。

第14款県支出金、第1項県負担金は、117万5,000円の減額です。保育所運営費負担金、障がい者自立支援給付費等の実績見込みによるものです。

第2項県補助金は333万円の増額です。民生費県補助金では、実績見込みにより重度障がい者・障がい児医療費補助金、人にやさしいまちづくり推進事業費補助金、地域生活支援事業費補助金の減額です。衛生費県補助金は、実績見込みによる乳幼児医療費助成事業補助金、簡易水道等施設整備事業費補助金の減額と、健康増進事業費、妊婦健診検査支援事業費補助金の追加です。

農林水産業費県補助金では、町有林間伐に係る森林・林業交付金事業費補助金の追加です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は、5,832万6,000円の減額です。まちづくり基金、社会福祉基金は、今回の補正による一般財源の調整をさせていただくものです。林業振興基金は、充当事業の減額によるものです。

第20款町債につきましては、第3表地方債補正にて説明をさせていただきます。

第2表繰越明許費につきましては、一般3ページをごらんください。

第3款民生費、第2項児童福祉費は、地域子育て支援拠点整備事業として藤川保育園を改修するもので、転用期日が平成21年4月1日からであるため、工事の着手が年度を越すためです。

第6款農林水産業費、4項町有林管理費は、県の追加内示によるものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は、過疎対策事業で実施している町道野志本下村線、町道小長井田代線工事において、代行事業の進捗に伴い、舗装工事が年度内の完成が見込めなくなったためです。それぞれ平成21年度に繰り越して使用できる限度額として計上させていただきますたくお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、4ページをごらんください。

充当事業の対象事業費の減額等に伴い、過疎対策事業債を950万円減額し8,640万円に借入限度額を補正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告にほぼ基づいて質疑を行います。

まず最初に、歳入のほうの……、失礼しました。2款2項3目まちづくり事業費の19節負担金補助及び交付金で、癒しの里づくり事業費補助金が、当初予算では480万円を419万2,000円減額ということで、執行費は60万8,000円になるわけです。千年の学校運営補助金も、当初で200万円を上げたんですけども、今回125万円減額ということで75万円残るということで、予算のときの説明は一体何だったのかなと言いたくなるような状況なわけですけども、このような結果になったことをどう考えているのかお答えを求めます。

2点目ですけども、14ページの2款3項1目13節委託料についてです。細節7の住民税年金特徴業務委託料の減額なんですけれども、この積算根拠について伺います。

それから3点目、16ページの3款1項3目20節扶助費の福祉介護手当についてですけども、当初予算で396万円計上してありました。今回150万円も減額するというので、当初は46人、継続で33人、新規で13人を見込んでの計上だったわけですけども、実績で27人になったと、継続で19人、新規で8人ということで、19人分の減額によるものという説明があったわけですけども、19年度の決算を見ると、19年度でも282万8,000円を執行しているということで、今回の予算残より多いわけです。対象者が減る見込みを立てたという理由はどういうことなのかを伺います。

それから、4点目ですけども、17ページになります。7目の28節老人保健特別会計繰出金を487万7,000円減額するわけですけども、この積算根拠について伺います。

5点目ですけども、同じ17ページの8目で25節積立金で、介護従事者処遇改善臨時特例交付金基金積立金673万7,000円について、給付費の3%で約7,000万円、うち20%の後期高齢者の負担分で1,400万円というのが75歳以上の負担額になると思うんです。この半分を国が出すというわけですけども、計画に示された3年間の給付費総額は、介護保険事業計画ですけども、新しい計画ですけども、出されたのは28億8,000万円になっていて、これの3%という8,640万円になるわけで、この20%は1,728万円で、その半分という864万円になるのではないかと思います。半分という説明とこの金額とは200万円以上の差が出てくるわけですけども、なぜこうなるのか説明を求めます。

6点目ですけども、同じ17ページの介護保険特別会計繰出金で876万6,000円増額ということですけども、積算根拠をお聞きいたします。75歳以上の高齢者の保険料を1割ということになっているわけですけども、それを除く9割分の負担割合です。支払基金、国、県、町の負担割合がどういうふうになっているのか伺います。

7点目です。また同じページの9目の後期高齢者医療費のところですけども、13節委託料の細節3後期高齢者特定健診委託料で、当初予算331万2,000円上げたわけですけども、それを141万4,000円、3分の1以上を減額するということですけども、当初の目的が達成できなかった原因をどのように考えているのか伺います。

8点目です。19ページの4款1項4目健康増進費、13節の委託料で、各健診委託料が実績による精査でほとんど減額し総額313万9,000円の減額になっているわけですがけれども、中でも肝炎検査委託料は、当初46万2,000円を44万5,000円、今回減額するという、皆減に近い状態の減額です。それから、生活習慣病予防健診委託料も71万4,000円の当初の予算を今回45万6,000円減額ということで、64%の減額となります。現代病の予防ということは、非常に今力を入れなければいけないことなわけですがけれども、こういう状況というのを、行政のほうも多分問題視していると思うんですがけれども、原因や対策についてどのように考えているのか伺います。

それから9点目、21ページの6款1項5目茶業推進対策費、19節の負担金補助で、多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業費補助金200万円当初予算で計上していたわけですがけれども、今回それを全額減額するというので、理由の説明が全協で、防霜ファンの補修など何でも使える補助なので、枠をとったが要望がなかったという説明があったわけですがけれども、農業委員さんや茶業関連のいろいろな部会などを通してのPRなど行われたのかどうか。修理が必要でも補助率などの点で使い勝手が悪くて自己負担金も多いということで、なかなか手が出せないという状況もあるのかどうか、その点について伺います。

10点目、25ページの12款1項2目の長期債償還利子について、今回利息を600万円減額するという理由は、元金のほうは変わらないわけですがけれども、ということなのかお聞きいたします。

それから最後ですがけれども、各事業の実績に基づく見積もりの精査で、約6,000万円近い、正確に計算していないんですがけれども、前後の減額になるということで、それだけ財源が出るわけですがけれども、基金の取り崩しの減額に5,832万6,000円、それから町債借入額の減額に950万円という財源が吸収されて、新規の事業はバス停の設置、藤川保育園の改修費、町有林管理費の造林事業委託料などになっています。当町でも、深刻な不況や雇用問題への対応が待たないと思いますけれども、力を入れた補正予算、このことに力を入れた補正予算なのかなと疑問を感じます。町民を守るために緊急待たなしの対策の必要性を、町長はどのように考えているのかお伺いいたします。

以上です。

議長（森 照信君） 企画環境課長。

企画環境課長（羽根田泰一君） 鈴木議員の質疑にお答えします。

2款2項3目のまちづくり事業費の19節負担金、補助及び交付金で、癒しの里づくり事業の補助金が、当初480万を計上しました。

これについては、480万の内訳ですがけれども、計画策定が20万掛ける4地区で80万、そして事業実施した場合に100万掛ける4地区ということで、トータル480万。これについては、自治会の負担が2割ということで、相当数各地区から申請が出てくるのではないかとということで、当初予算に計上したわけなんですけれども、現実的には60万8,000円ということで、

計画策定が2地区、計画推進が1地区ということで現在の状態になっております。

以上ですが、2つ目の千年の学校の運営補助金、これは補助金ですけれども、200万が三角の125万で75万円ではないかということなんですけれども、これについては千年の学校の開講式が、今年度11月1日に開校したわけなんですけれども、これ第7期となりますけれども、これに至る経緯としまして、千年の学校の今後の取り組みについてということで、今まで6年間やってきまして、7期になるということで、この7期になったところで、小学校でいえば6年生で今度は中学1年生になるということで、ちょっと今までの流れ、それと、本当にこの人づくりというか基本理念について、今までのいわゆる基礎講座とかもろもろの講座がよかったかということ、私も出させてもらいまして検討して、結局はこのように11月1日からスタートということで、現在というか、もう残り今年度も少ないんですけれども、そうしますと200万、当初予算とった200万が年間スケジュールだったんですけれども、現在12月1日からの動きなものですから再精査しまして75万ということで、事務局のほうから出てきましたので、今回補正ということでお願いしたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 住民税の年金特徴業務委託料の減額の積算根拠に関する質問でございますけれども、委託業務の内訳ですが、情報処理システムの改修、それから専用パソコンの導入、それからASPサービスの初期導入費の3つの区分になっております。

各区分ごとに金額をお示ししますと、システム改修が1,260万、専用パソコンが46万2,000円、初期導入243万3,000円の合計1,549万5,000円、これを9月補正に補正予算として上げさせてもらったところでございます。見積もりの結果、最終的には1,000万3,980円で契約を締結することができました。

この中で、どの部分が大きかったといたしますと、システム改修の部分でございまして、これが約500万の減額になっております。

住民税の改修の関係の部分と国保関係の機能の改修、それから収納機能、インターフェースの改修、介護データの取り込み機能の、そういった改修内容につきまして、最初は明らかにされていない状態での設計でございました。その内容が徐々に明らかになりまして、作業内容の比率が大幅に縮小されたということが、経費が抑えられたということでございます。

以上でございます。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

16ページの3款1項3目、20の福祉介護手当の対象者が減っている理由はという御質問ですが、この介護福祉手当は、在宅で介護度3以上の方を介護している世帯を対象に支給をしております。

最近の介護認定者の増等を考慮しまして予算計上いたしましたが、重度になりますと施設

への入所が多くなり、また亡くなられる方もいたということで、150万円ほどの減額となりました。

次に、17ページ、3款1項8目、25の介護従事者処遇改善臨時特例交付金についてでございます。これは、若干、計算によると差がありますがという御質問ですが、給付費の財源といたしまして、調整交付金がありますが、この調整交付金は、本町の場合、保険者の事情等によりまして5%を超え交付されております。その超えた分を給付費の財源として充当できるため、その分保険料にも影響し少ない金額となっております。

それから、同じページの3.1.8の28繰出金の算出根拠、負担割合、国・県等の負担割合はということですが、施設等の給付費につきましては、国が20%、県が17.5%、支払基金、これは第2号被保険者ですが30%、それから町が12.5%です。その他の給付、これは在宅部門になりますが、国が25%、県が12.5%、支払基金30%、町が12%になっておりまして、この負担割合で計算した町の負担分がこの金額となっております。

なお、この中には、システム改修費56万2,000円も算入をされております。

それから、19ページになります。4款1項4目の13の中で、肝炎検査委託料、それから生活習慣病予防健診委託料の減額の要因ということで御質問ありましたが、肝炎検査の受診者は、予算では190人を見込みましたが、医療制度改革によりまして、町で特定健診の対象者が国保加入者に限定されたため、特定健診会場で行う肝炎検査につきましては、一般の方々の、国保以外の方々の受診者が減少したものと考えております。これもことし初めてのことでありまして、収支等若干まずかったというような反省もございまして、今後は40歳到達者に対しまして周知徹底を図り受診を進めていきたいと思っております。

また、生活習慣病検診につきましては、40歳未満の町民の方が対象ですが、まだ若いということもあり、病気への関心も薄いというようなことも考えられ、受診希望が減少したと思います。健康への関心を深めるために、成人式だとか乳児健診時、あるいはそういったあらゆる場所でのPRをしましたが、今後もPRに努めまして受診勧奨に努めていきたいと思っております。

以上です。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、町民課関係の、ただいまの御質疑に対しまして御説明をさせていただきます。

ページ数でいきますと17ページの7目、28節の関係の老人保健の繰出金、積算根拠はということでございますけれども、これにつきましては、後ほど老人特別会計のほうでも同じような説明を、また出るかもしれませんけれども、現在までの給付実績に基づいて、変更申請や変更決定によりまして、今後の必要額を算出しますと、支払基金が1,788万9,000円の減、国庫負担金が1,461万円の減、県負担金が365万1,000円の減となります。町よりの繰入金金が487万7,000円の減となりまして、これはまだ決定額ではありませんので、一時一般会計での

繰出分をどの程度見込む必要があるのかということでの補正でございます。

それから、2点目でございますが、同じページの9目後期高齢者の医療の関係でございます。これにつきましては、当初予算の計上時は、平成18年度の老人保健法の基本健康診査の75歳以上受診者数655人という受診率を、実績をベースに見込ませていただきまして、多くの方々に受診させていただきたいという思いから800人を見込みました。実際に、年度当初の受診希望調査では723名の方の希望がありまして回答を受けておりました。

健康委託料の現在までの請求を受けた後期高齢者健康診査受診者数は、榛原医師会、静岡厚生病院の両機関を合わせて369名でありました。3月末までの請求人数分を131人と見込み、平成20年度受診者数、合計500人と積算し直しました。

この141万4,000円の減額補正は、当初の受診見込みと実績見込みとの差、300人分の健康委託料の減額補正であります。

次に、2点目の当初の目標が達成できなかった原因はということでございますが、私どものほうでは、後期高齢者健康診査は、静岡県の後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施しております。このような結果で、従来の基本健診調査対象者と比べて、新しい後期高齢者健康診査では、本来の受診すべき対象者を絞り込む形で条件が設定されておりますが、当町では、制度改正の初年度ということもありまして、たとえ受診日当日に生活習慣病によって治療等で医療機関に受診中の方であっても、みずから健康診査を受診希望された場合には、受診対象者から除外することはしないで健康診査を受けていただいております。したがって、最終的には、受診者数は500人と見込むことになりました。

以上です。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 21ページ、多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業の補助金ですが、この補助金は、平成18年度から創設された事業であり、農業団体には説明してまいりましたが、20年度においては要望がありませんでした。

また、当補助事業が使い勝手が悪く手が出せないのではないかと質問ですが、このような御意見とか御相談も本年度はありませんでした。

以上です。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 25ページの12款1項2目長期債の償還利子が減額になっている理由というお尋ねですが、平成19年度の借入金の利子を、平成20年度の当初予算編成時に2.5%で計上しました。これは、借り入れる時期が5月ということで、わかっていないために2.5%という率を使ったわけですが、実際には1.0から2.15%で借りることができましたので、繰り入れ運用を行った場合の利子も含めて見込み額との差額を減額させていただくというものでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現下の経済情勢に対する対策ということでありまして、冒頭のあいさつの中でも、国の補助事業等を受けて、その中で地域の事業量確保に努めている、あるいは従来の発注業務に加えて、もう少し多くの方が仕事ができるように環境整備とか作業路の補修とか、そういう技術力、あるいは高度な機械がいなくてもできるような事業を発注するように予算編成もしております。

また、地域活性化生活臨時対策交付金に絡みまして、商工会と連携しながら、地域の商品券の発行も、当初の1,000万を商工会との協議の中で3,000万にふやして、また我々、町からの支援金も600万ということで、20%のプレミアムがつく商品券の発行も計画しておりますので、そうしたことも含めて、地域の経済が循環していくようなことを考えていきたいというふうに考えております。

また、冒頭の説明、あるいは今後説明がありますけれども、太陽光発電等の、あるいは温水器等の事業につきましても、もちろん基本的なねらいは環境の町ということで、そうした施策でありますけれども、結果として、そうした事業があることによって、経済事業量の増加にもつながるではないかというような思いも込められております。

冒頭の最初に申したように、相当な厳しい状況ということを十分承知しておりますので、そうしたこととともに、住民の方々がそうした状況の中でも安心して暮らせるように、今セーフティーネットを張っていく、そういう暮らし優先の予算編成にしたつもりであります。

課長から答弁がありましたけれども、癒しの里づくり事業、あるいは今の多面的な農地の保全の対策事業費、並びに千年の学校、これも町が主体的にやるというよりも、地元の団体あるいはそういう組織が自主的な活動をするものであります。確かに、議員御指摘のとおり、ことしは減額になってしまいましたけれども、町としましても、そういう自主的な活動に支援する体制というのは、常に整備していきながら、こういったことをやってみたい、あるいはこうしたことで地域が一体となって、茶園の多面的な機能の増進を図りたいときには、それに対応するような制度である、そういったものは堅持していきたいなというふうに思っております。

もちろん、それをより使っていただけるように、あるいは使い勝手がいいように、常に検討、協議はしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第18号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第19号 平成20年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第4号）

議長（森 照信君） 日程第21、議案第19号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第19号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,578万5,000円としたいものです。

それでは、事項別明細書により、歳出から説明させていただきます。

国保6ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、52万5,000円の増額です。高額療養費制度改正に伴い、システム変更委託料費の計上をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

国保5ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金は、52万5,000円の増額です。これは、歳出で説明しましたシステム変更に伴う委託料に係る補助金です。

以上、御審議のほどよろしく願います。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第20号 平成20年度川根本町老人保健特別会計 補正予算(第2号)

議長(森 照信君) 日程第22、議案第20号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第20号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第2号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,102万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,670万8,000円としたいものです。

これは、現在までの給付実績に基づき、今後の必要額と財源について精査し減額補正を行うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

老保7ページをごらんください。

第1款医療諸費、第1項医療諸費は、4,102万7,000円の減額です。医療給付費、医療支給費を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

老保5ページをごらんください。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、1,788万9,000円の減額です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、1,461万円の減額です。

第3款県支出金、第1項県負担金は、365万1,000円の減額です。これらは、支払基金、国及び県、それぞれの交付制度に基づき算定される交付見込み額にあわせ減額するものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、487万7,000円の減額です。これは、今回の補正に伴い、国・県等の交付見込みにあわせて一般会計繰入金からの措置を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告では3点行ったわけですが、町の負担の少ない部分と負担割合がどうなっているのかというのは、先ほどの一般会計のほうの答弁で、説明でわかりましたので、最後の医療諸費を、当初、当初というか、1億6,189万円を4,102万7,000円減額して1億2,086万3,000円にするということで、この4,102万7,000円、今回の減額の計上した積算根拠について伺います。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、先ほどの一般会計のときの、ちょっと重複する点もございませけれども、平成20年の12月から平成21年の1月までの間に、変更申請や変更決定を受けております。その関係上で積算をしますと、現物給付が1億1,720万円、それから現金給付が306万円、合わせますと1億2,026万円になります。

したがって、当初予算から支弁見込み額を差し引きますと、この減額の4,102万7,000円の数字になります。

現物給付や現金給付の支弁見込み額を算出しますと、今言いました1億2,026万円になったということでございます。

重複しますけれども、負担割合、支払準備基金を12分の6、それから国庫負担金12分の4、県負担金12分の1、一般会計12分の1で積算した数字でございます。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、平成20年度川根本町老人保健補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第21号 平成20年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算(第2号)

議長(森 照信君) 日程第23、議案第21号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第21号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,635万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,794万5,000円としたいものです。

今回の補正は、主に実績見込みに伴うものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

介護9ページをごらんください。

第1款総務費、第1項総務管理費は、72万5,000円の増額です。介護報酬単価見直し等による介護保険システム改修業務委託料の計上をお願いするものです。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費は、9,429万9,000円の増額です。

第2項支援サービス費等諸費は、3,616万3,000円の減額です。

第3項高額介護サービス等諸費は、192万9,000円の増額です。

第4項その他の諸費は、49万2,000円の減額です。

第5項特定入所者介護サービス等費は、1,253万8,000円の増額です。いずれも実績見込みによるものです。

第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業費は、647万7,000円の減額です。事業の実績見込みによる減額補正です。

続きまして、歳入について説明いたします。

介護5ページをごらんください。

第1款保険料、第1項介護保険料は、651万6,000円の増額です。収入見込みにより増額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は、1,370万円の増額です。介護給付費の増に伴う国庫負担金の増額です。

第2項国庫補助金は、449万3,000円の増額です。介護給付費の見込みによる調整交付金の増額、介護保険システム改編に係る補助金の追加と介護予防事業の実績による地域支援事業交付金の減額によるものです。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、2,034万5,000円の増額です。介護給付費の増による介護給付費交付金の増額と介護予防事業の実績による地域支援事業交付金の減額によるものです。

第5款県支出金、第1項県負担金は、973万6,000円の増額です。これも介護給付費の増による介護給付費県補助金の増額と介護予防事業の実績による地域支援事業交付金の減額によるものです。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金は、876万6,000円の増額です。介護給付費の増、地域支援事業費の減及び介護保険システム改修に伴う費用に係る一般会計の負担分の補正をお願いするものです。

第2項積立基金繰入金は、361万3,000円の増額です。介護給付費等の増に係る一般財源不足を補うため増額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 歳入の1款1項1目の第1号被保険者の保険料が651万6,000円もふえるという補正になっているんですけども、その理由を、まず説明をお願いいたします。

それから2点目に、9ページですけれども歳出のほうの1款1項1目一般管理費、13節委託料で、電算システム改修事業業務委託料に72万5,000円出ているんですけども、国の補助が16万3,000円しか出ていません。どんな改修の内容で、国の補助はもうこれ以上来ないのかどうかお聞きいたします。

それから3点目ですけれども、2款1項1目介護サービス等諸費で、9,429万9,000円も増額になっているわけですけれども、10ページの2款2項1目の予防のための支援サービス等諸費では3,616万3,000円も減額になっていて、力を入れるとって来た18年度の改正の予防に力を入れるとって来た改正の趣旨にも合わない状況ではないかと思うんですけども、この原因をどのように分析あるいは総括して今後に生かす考えかを伺います。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） まず、介護保険料の増となった理由ということで御質問がありました。平成17年度、税制改正によりまして、所得段階の上位の方がふえたためと考えられます。当初、第3期の計画値で予算計上をさせていただきましたが、第3期計画の時点におきましては、その影響が見込めなかったということが要因と考えられます。

また、9ページの電算システム改修事業の内容ですが、これは介護報酬改定のシステム改修ともう一つ、保険料を今回、次年度から、多段階に設定したための改修でありまして、このうち補助対象が、介護報酬に係るシステム改修ということになっておるものですから、16万3,000円、補助率は2分の1となっております。

また、介護サービス諸費、支援サービス費の諸費におきまして、大きな増減の理由ということでございますが、介護保険制度の改正がありまして、議員おっしゃるとおり、介護予防に重点を置き事業展開するという計画で、第3期計画を策定いたしました。その内容として、要介護1の方を要支援1、2に分けて介護予防に力を入れるということであったわけですが、初めてのことでありまして予測がつかないため、国が示す割合、要介護1の人のうち6割が要支援になるのではというようなことで示されておりましたが、これを適用しまして、警告したわけですが、実際には少なかったということで、このような結果になっております。

まだ、町民の意識としまして、介護保険は重度になってからという考えが多いのではと感じております。ですから、介護予防の重要性をPRをしていただき、していき、軽いうちからの利用につなげ、ひいては介護給付費の増加の抑制につながればと考えております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最初の保険料のことなんですけれども、税制改正によって所得段階の高い人が出た、上がった人が出たというのが原因ではないかということなんですけれども、公的年金の控除がなくなったということが、なくなって所得がふえたということでしょうか。

それから、最後の3点目ですけれども、要支援になる見込みを要介護1の人のうちの6割を見込んだけれども、それほどなかったということなんですけれども、ここは予防給付ですので、要介護1の人を要支援1、2にした人数がそれほど多くなかったということでしょうか。

2点お願いします。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 第1点目の税制改正の内容ですが、これは非課税限度額というんですか、125万円までは非課税というような規定がございましたが、これが取り払われたということで、125万以下でも課税された方がいたということで、上位のほうにランクされたものと考えております。

それから、2つ目の御質問はそのとおりでございます。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第21号、平成20年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第22号 平成20年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第3号)

議長(森 照信君) 日程第24、議案第22号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第22号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,702万9,000円としたいものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

簡水6ページをごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は、80万4,000円の増額です。これは、水質検査委託料等工事費の入札差金の減額と水道施設用地購入費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

簡水5ページをごらんください。

第1款使用料、第1項使用料は、45万8,000円の増額です。これは、収入見込みによる増額です。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は、34万6,000円の増額です。これは、工事費の減額と水道施設用地購入に係る費用の増額によるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第22号、平成20年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第23号 平成20年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算（第3号）

議長（森 照信君） 日程第25、議案第23号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第23号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ197万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,011万2,000円としたいものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

診療所7ページをごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理は、16万2,000円の減額です。これは、診療所管理経費を

実績見込みにより補正するものです。

第2項研究研修費は、18万4,000円の減額です。これは、研究用の需用費の減額です。

第2款医業費、第1項医業費は、163万2,000円の減額です。実績見込みによる医薬材料費等の減額です。

続きまして、歳入について説明いたします。

診療所5ページをごらんください。

第1款診療収入、第1項外来収入は、119万円の減額です。これは、実績見込みによる国民健康保険診療報酬、社会保険診療報酬、一部負担金収入の増額と老人保健診療報酬、その他診療報酬の減額によるものです。

第2項その他診療報酬収入は、97万円の減額です。これは、諸検査に係る収入の実績見込みによるものです。

第2款使用料及び手数料、第2項手数料は、18万2,000円の増額です。これは、文書等手数料の実績見込みによる増額です。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第23号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

ここで3時まで休憩いたします。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 3時00分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第26 議案第24号 平成21年度川根本町一般会計予算

日程第27 議案第25号 平成21年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算

日程第28 議案第26号 平成21年度川根本町老人保健特別会計
予算

日程第29 議案第27号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算

日程第30 議案第28号 平成21年度川根本町介護保険事業特別
会計予算

日程第31 議案第29号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算

日程第32 議案第30号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計
予算

日程第33 議案第31号 平成21年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

議長（森 照信君） 日程第26、議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算から日程第33、議案第31号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第31号まで一括議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算から議案第31号、川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算概要について一括して御説明申し上げます。

なお、一般会計予算の説明については、冒頭のあいさつと重複する部分があるかと思いますがお許し願いたいと思います。

それでは、議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算の概要について説明を申し上げます。

平成21年度当初予算は、53億1,400万円です。前年と比べ7億6,800万円、率にして12.6%の減額となる予算を編成させていただきました。昨年秋からの厳しい経済状況のもと、生活対策、緊急雇用対策など、国において施策が展開されておりますが、その財源につきまして関連法案等の成立のおくれなどにより、全国の市町村では対応に苦慮しているところであります。

このような中、21年度予算編成につきましては、現在進めております業財政改革におきまして、行政改革推進委員会の提言を踏まえ、集中改革プランの推進とともに、情報の公開、共有化による住民参加の環境づくりに努め、行政サービスのあり方、必要性、施設の管理運営方法等を再検証し、地域資源を生かした独自の施策の展開や住民との協働のまちづくりをしていくための予算編成に努めました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表のとおりであります。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第3表のとおりであります。

それでは、具体的な項目に入る前に、一般会計について大まかな説明をさせていただきます。

平成21年度予算編成に当たっては、20年度までの3年間において、退職者に対する補充人員を抑え、経常経費の見直しによる節減に努めることで、本町の年間予算規模がおおむね図られたこと、20年度に地域振興センターの本体建設工事や町営住宅建設等の大規模事業が完了したことを踏まえ、限りある財源の中で子育て支援、相談業務の充実、全町的な公共交通システムの確立、環境の町を目指し生活密着型の予算編成に取り組みました。

まず、歳入予算から見ていきますと、財源の構成では、自主財源が36.7%、依存財源が63.3%となっています。地方交付税が歳入の40.5%、町税が24.6%、国・県支出金が12.1%となり、財政調整基金など繰入金が6.6%、町債が6.7%を占める予算となっています。

地方交付税では、過疎対策事業債の償還額の減額による影響はありますが、21年度に地域雇用創出推進費が追加されたことにより同額を計上しました。

町税につきましては、法人税の落ち込みにより減額、町債、県支出金は20年度の大規模事業の影響により、それぞれ対前年度27.6%、24.9%の減となっています。

自主財源であります基金からの繰入金は、各施策の実施に当たり、補助金など特定財源の確保や経常経費等の節減により2億6,900万、率にして43.5%の減となり、前年度より基金に依存する額が減少し、緊急時への対応に備える財源が確保できました。

歳出予算の目的別では、子育て支援、各種福祉サービスなどの民生費が19.2%、町営バス

運行、環境対策、北部地域振興センター周辺整備を含んだ総務費が16.9%、住民の健康づくり及び飲料水供給施設、水道施設整備に係る衛生費は11.3%、菌床しいたけ施設整備を初めとした農林業振興に係る農林業水産費が10.2%を占めています。また、起債の元利償還金である公債費は18.1%と大きな割合を占めています。性質別では、20年度において、地域振興センター、町営住宅等の大規模事業が完了したため投資的経費が12.2%で、前年度より48.7%の減となっております。また、20年度において、効果的な補助金活用のための要綱の見直しや委託業務の見直しをいたしまして、委託料等の物件費及び補助金等の補助費は、それぞれ22.4%、10.7%を占めています。また、退職者の補充の抑制による人件費、公債費の減額による義務的経費が、1億1,700万、率にして4.6%の減額となりました。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款議会費は、6,813万6,000円です。前年度と比べ281万2,000円の減額です。

第2款総務費は、8億9,982万5,000円です。前年度と比べ3億3,293万9,000円の減額です。北部地域振興センター本体工事が20年度で完了したため、21年度は駐車場を含めた周辺整備費を計上しています。まちづくり事業費において、2年目になります癒しの里づくり事業費補助金を増額し、住民による地域づくりを進めてまいります。また、環境に配慮したエネルギーとして、太陽光発電等の推進のため、クリーンエネルギー機器導入促進補助金の創設や町内の景観基礎調査費を計上し、環境景観整備を進めてまいります。また、北部地域での町営バスの試行運転を開始し、住民の生活路線の確保を図ります。

第3款民生費は、10億2,090万8,000円です。前年度と比べ1,666万4,000円の増額になっています。子育て支援センター、放課後児童クラブの運営により子育て支援を進めます。

第4款衛生費は、5億9,929万5,000円です。前年度と比べ481万円の増額になっています。乳幼児医療費助成を中学3年まで対象を広げました。また家庭での廃食油収集事業によりリサイクル活動を推進します。

第5款労働費は、195万1,000円です。

第6款農林水産業費は、5億4,254万9,000円です。前年度と比べ1億7,421万3,000円の減額となりました。荒廃農地対策を初め森林・林業交付金事業であります菌床しいたけ施設整備に係る補助、林道整備等により茶業、林業の振興を図ります。

第7款商工費は、2億1,465万1,000円です。前年度と比べ2,389万6,000円の減額になっています。観光施設の維持管理とともに静岡空港開港を踏まえ、周辺地域と連携を図り、島田・川根本町地域の交流人口の増加を目指します。

第8款土木費は、1億6,968万8,000円です。前年度と比べ1億4,223万円の減額です。20年度まででほぼ住宅整備が完了しましたが、引き続き急傾斜地崩壊対策事業等の県事業の活用により、安心して住むことのできる住環境整備を進めます。

第9款消防費は、2億7,909万3,000円です。前年度と比べ4,852万8,000円の減額です。常備消防への委託、町消防施設の維持管理のほか、20年度に対象を拡大したことにより要望の

多かったため家庭内家具固定委託料を増額計上しております。

第10款教育費は、5億2,126万8,000円です。前年度と比べ1,979万5,000円の増額です。小中学校校舎等修繕工事や特別支援員の設置、小中学生の英語、県外研修により、施設及び教育環境の充実を図ります。また、10月に開催されます第24回国民文化祭に向け必要経費を計上し、全国に川根本町をアピールしていきたいと考えております。

第11款災害復旧費は、1,767万7,000円です。前年度と比べ196万2,000円の減額です。災害が発生した場合の迅速な対応を目指します。

第12款公債費は、9億6,395万9,000円です。前年度と比べ8,238万9,000円の減額です。これは、地域総合整備事業債や過去の過疎対策事業債の償還完了によるものです。

第13款予備費は、1,500万です。前年度と同額を計上いたしました。

次に、歳入でございます。

第1款町税は、13億726万7,000円で、前年度と比べ8,377万7,000円の減額です。法人税割が大きく減少しております。

第2款地方譲与税は、5,400万円です。第1項地方揮発油譲与税は、法改正により地方道路譲与税からの名称変更です。

第3款利子割交付金は、100万円です。

第4款配当割交付金は、100万円です。

第5款株式等譲渡所得割交付金は、20万円です。

第6款地方消費税交付金は、8,500万円です。

第7款自動車取得税交付金は、2,400万円です。これは、平成21年度から23年度までの限定的措置として、環境への負荷の少ない自動車に係る取得税の税率軽減措置のため減額となっています。

第8款地方特例交付金は、700万円です。前年度対比200万円の増額です。

第9款地方交付税は、21億5,000万円です。前年度と同額です。

普通交付税は20億5,000万円、特別交付税を1億円計上させていただきました。普通交付税につきましては、地域雇用創出推進費が新たに追加されることを考慮し、前年度同額の計上としたものです。

第10款交通安全対策特別交付金は、100万円で、前年度と同額です。

第11款分担金及び負担金は、2,975万3,000円です。前年度対比17万9,000円の減額です。

第12款使用料及び手数料は、6,273万5,000円です。前年度対比1,378万2,000円の減額です。これは、ウッドハウスおろくぼが指定管理に移行したため使用料が大きく減額となっております。

第13款国庫支出金は、1億668万9,000円です。前年度対比4,901万9,000円の減額です。

第14款県支出金は、5億3,483万8,000円です。前年度対比1億7,724万円の減額です。森林・林業交付金事業である菌床しいたけ施設の交付金が追加となっておりますが、茶製造施

設整備費補助金として農山村漁村活性化プロジェクト支援交付金が皆減、市町村合併特例交付金の減により大きく減額となっております。

第15款財産収入は、3,964万9,000円です。前年度対比748万4,000円の減額です。

第16款寄附金は、2,000円の科目設置です。ふるさと納税給付金の受け入れの目を設置いたしました。

第17款繰入金は、3億4,988万3,000円で、前年度対比2億6,932万5,000円の減額です。特別会計繰入金が科目設置の1万7,000円で、基金繰入金が3億4,986万6,000円です。

第18款繰越金は、1億円で、前年度と同額です。

第19款諸収入は、1億498万4,000円で、前年度対比1,639万5,000円の減額です。

第20款町債は、3億5,500万円で、前年度対比1億3,500万円の減額です。過疎対策事業債が2,900万円、一般公共事業債が100万円、合併特例事業債が2,500万円、臨時財政対策債が3億円です。

以上が平成21年度一般会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第25号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算の概要について説明をいたします。

国民健康保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,100万円で、前年度と比べ4,600万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目ごとに歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、2,756万7,000円です。主な内容としては、職員人件費、共同処理業務委託料、賦課徴収に要する費用などであります。

第2款保険給付費は、7億2,149万円です。療養給付費、高額医療費のほか出産育児一時金などの計上があります。

第3款後期高齢者支援金は、1億2,425万4,000円です。

第4款前期高齢者納付金は、医療費及び事務費の拠出金として15万7,000円です。

第5款老人保健拠出金は、14万5,000円です。

第6款介護納付金は、4,911万6,000円です。

第7款共同事業拠出金は、9,906万6,000円です。高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出金を計上しています。

第8款保健事業費は、1,745万6,000円です。第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導費用等を計上しています。第2項保健事業活動費は、人間ドック費助成事業などを計上しております。

第9款基金積立金は、70万円です。

第10款公債費は、2,000円です。

第11款諸支出金は、104万7,000円です。

第12款予備費は、1,000万円です。

次に、歳入でございます。

第1款国民健康保険税は、2億1,864万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は、2,000円です。

第3款国庫支出金、1億9,536万円です。

第4款療養給付費交付金は、6,718万5,000円です。

第5款前期高齢者交付金は、2億8,092万2,000円です。

第6款県支出金は、3,621万6,000円です。

第7款共同事業交付金は、9,064万5,000円です。

第8款財産収入は、70万円です。

第9款繰入金は、6,130万3,000円です。一般会計繰入金が5,730万1,000円で、基金繰入金は400万2,000円です。

第10款繰越金は、1億1,000円です。

第11款諸収入は、2万円です。

以上が平成21年度国民健康保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第26号、平成21年度川根本町老人保健特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療制度の開始により、平成21年度は過誤、月遅れ分の負担分の計上となり、予算規模が小さくなりました。

老人保健特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ720万円で、前年度と比べ1億1,980万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款医療費は、719万円です。医療費の現物給付、現金給付及び審査支払手数料です。

第2款諸支出金は、1万円です。

次に、歳入でございます。

第1款支払基金交付金は、362万3,000円です。

第2款国庫支出金は、238万円です。

第3款県支出金は、59万5,000円です。

第4款繰入金は、59万6,000円です。

第5款繰越金は、1,000円で、科目設置です。

第6款諸収入は、5,000円です。

以上が平成21年度老人保健特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第27号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算の概要について説明いたします。

後期高齢者医療事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,450万円です。

歳入歳出の予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、1億1,448万6,000円です。医療保険料と保険基盤安定負担金です。

第2款諸支出金は、1万4,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款後期高齢者医療保険料は、9,205万円です。

第2款使用料及び手数料は、1万2,000円です。督促手数料です。

第3款繰入金は、2,243万5,000円です。一般会計繰入金です。

第4款諸収入は、3,000円です。

以上が平成21年度後期高齢者医療事業特別会計予算の概要であります。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第28号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計予算の概要について説明いたします。

介護保険事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,770万円で、前年度と比べ8,700万円の増額です。

過去の介護サービス料給付実績、高齢者の利用意向及び介護報酬の改定に伴う給付費の伸びを考慮し、必要額を計上させていただきました。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,476万4,000円です。職員人件費、介護認定審査会、賦課徴収などの経費が主なものです。

第2款保険給付費は、8億8,474万5,000円です。

第3款財政安定化基金拠出金は、1,000円の科目設置です。

第4款基金積立金は、230万3,000円です。

第5款地域包括支援事業費は、2,583万円です。介護予防事業や生活機能評価検査を実施する経費を計上させていただきました。

第6款公債費は、1,000円です。一時借入金利子の科目設置です。

第7款諸支出金は、5万6,000円です。

次に、歳入でございます。

第1款保険料は、1億5,049万5,000円です。

第2款使用料及び手数料は、3万7,000円です。

第3款国庫支出金は、2億4,061万1,000円です。

第4款支払基金交付金は、2億6,800万8,000円です。

第5款県支出金は、1億3,641万3,000円です。

第6款財産収入は、22万9,000円です。

第7款繰入金は、1億5,185万2,000円です。一般会計繰入金が1億4,984万3,000円、この3月補正において創設させていただきます介護従事者処遇改善臨時特別交付金基金からの繰入金として、積立基金繰入金が200万9,000円です。

第8款繰越金は、1,000円で、科目設置です。

第9款諸収入は、5万4,000円です。

以上が平成21年度介護保険事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第29号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計予算の概要について説明いたします。

簡易水道事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億4,430万円で、前年度と比べ290万円の減額です。

旧両町で給水使用料の料金体系、施設の整備状況、起債残高が違うことから、1国2制度で運営してきましたが、21年度から料金体系を統一し、川根本町簡易水道事業としてスタートをする予算編成をしました。

歳入歳出予算の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,294万7,000円です。職員人件費と事務費です。

第2款水道事業費は、7,938万7,000円です。第1項水道管理費では、水道施設の管理業務を外部委託する費用を新たに計上しております。第2項水道建設費は、地名簡易水道施設費、大間簡易水道施設の設計委託料を計上しております。

第3款公債費は、1億3,096万6,000円です。水道債の元金及び利子の支払いです。

第4款予備費は100万円です。

次に、歳入でございます。

第1款分担金及び負担金は、12万円です。

第2款使用料及び手数料は、1億1,716万4,000円です。給水使用料が主なものです。

第3款財産収入は、130万円です。

第4款繰入金は、1億2,370万3,000円です。施設建設と公債費への支援として、一般会計繰入金が主なものです。

第5款繰越金は、200万円です。

第6款諸収入は、1万3,000円です。

以上が平成21年度簡易水道事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

続きまして、議案第30号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計予算の概要について説明いたします。

温泉事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,360万円で、前年度と比べ270万円の増額です。

温泉を町内温泉施設へ良好に供給するための引湯管布設替事業と施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、928万円です。職員人件費と事務費です。

第2款温泉事業費は、1,417万円です。寸又峡温泉引湯管布設替事業、接岨峡温泉ポンプ改修工事など、施設を良好に管理運営するための経費を計上するものです。

第3款基金管理費は、5万円です。

第4款予備費は、10万円です。

次に、歳入でございます。

第1款使用料及び手数料は、463万1,000円です。

第2款財産収入は、5万円です。

第3款繰越金は、1,881万6,000円です。一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、10万円です。

第5款諸収入は、3,000円です。

以上が平成21年度温泉事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議案第31号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,010万円で、前年度と比べ370万円の減額です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は、3,145万円です。医師の報酬、職員人件費等診療所の運営経費です。

第2款医業費は、849万9,000円です。医薬材料費、検査手数料です。

第3款諸支出金は、1,000円です。

第4款予備費は、15万円です。

次に、歳入でございます。

第1款診療収入は、3,165万3,000円です。

第2款使用料及び手数料は、27万1,000円です。

第3款繰入金は、817万3,000円で、一般会計繰入金です。

第4款繰越金は、1,000円です。

第5款諸収入は、2,000円です。

以上が平成21年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

以上、議案第24号から議案第31号まで一括上程させていただきました。

議長（森 照信君） 予算の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は議案第24号から議案第31号までのすべてについて総括的な質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第31号までは、13名の委員で構成する予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号から議案第31号までは予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会は議長を除く13名の委員を選任することに決定しました。

散 会

議長（森 照信君） お諮りします。

予算特別委員会開催等の都合によって、3月4日から3月16日までの13日間、休会としたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、3月4日から3月16日までの13日間休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

平成21年第1回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成21年3月17日(火)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 川根本町北部地域振興センター条例の制定について
- 日程第 3 議案第 24号 平成21年度川根本町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 25号 平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 5 議案第 26号 平成21年度川根本町老人保健特別会計予算
- 日程第 6 議案第 27号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 28号 平成21年度川根本町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第 29号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第 30号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 31号 平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 32号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町障害福祉サービスセンター)
- 日程第 12 議案第 33号 公の施設の指定管理者の指定について(不動の滝自然広場オートキャンプ場)
- 日程第 13 議案第 34号 公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)
- 日程第 14 議案第 35号 公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)
- 日程第 15 議案第 36号 公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)
- 日程第 16 議案第 37号 公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)
- 日程第 17 議案第 38号 公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)
- 日程第 18 議案第 39号 平成20年度川根本町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 19 発議第 1号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 発議第 2号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について
- 日程第 21 請願第 1号 子育て支援を求める緊急署名に添った安心して子育てできる町づくりを行政に求める請願
- 日程第 22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 23 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小藪侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長兼 教育総務課長	小坂泰夫君	総務課長	小坂進君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	中澤莊也君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	鈴木一男君	建設課長 兼事業課長	岩田利文君
会計管理者 兼出納室長	森紀代志君	生涯学習課長	森下睦夫君

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開議 午前 9時00分

開 議

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は3月3日の日と同様ですので、御了承願います。

諸般の報告

議長（森 照信君） 諸般の報告を行います。

3月4日、5日、9日、10日の4日間、平成21年度予算審議のため予算特別委員会を開催し、終日熱心に御審議をいただきました。

なお、12日には平成21年度事業実施予定箇所の現場視察も行っていただきました。

また、9日には、第1常任委員会を開催し、本定例会で付託されました議案第1号についての審議を行っていただきました。まことにありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 一般質問

議長（森 照信君） 一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、原田全修君、鈴木多津枝君、板谷信君、久野孝史君、中澤智義君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

5番、原田全修君、発言を許します。5番、原田全修君。

5番（原田全修君） おはようございます。

私は、当町の緊急経済対策、雇用対策について質問させていただきます。

未曾有の世界的経済金融危機はとどまることを知らず、特に自動車を始めとした製造業を中心に、その影響はほとんどの産業に及んでおり、当町としてもその例外ではありません。既に一つのあらわれとして町外への労働人口流出は例年を大幅に上回り、平成20年度は例年の2倍以上の140人以上の流出になるのではないかと危惧される現象が発生しているという

ことでもあります。

こういった中で、国の緊急経済対策・雇用対策を当町の実情に合致させた展開が必要であると思われませんが、当町としての対応の基本的な考え方及び具体的施策につきまして町長の御所見を伺うものであります。

まず初めに、平成21年度川根本町当初予算及び国の平成20年度第2次補正予算の中の地域活性化・生活対策臨時交付金の使途は、当町の当面の経済雇用環境の向上にどのように配慮されているかをお聞きしたいと思います。ここでは、地域経済・雇用環境の向上に即効性があるという点から、公共工事に関することを主な論点とさせていただきたいと思えます。

次に、町内事業者のうち苦境の中にある製造業の現下の窮状をどう図っておられるのか。そして、今後の推移をどう図られるかをお聞きしたいと思います。そして、国の平成20年度第2次補正予算の中の緊急雇用創出事業交付金及びふるさと雇用再生事業交付金の活用、並びに国・県・町の中小企業向け融資助成金の活用等、事業者支援及び失業者支援にどのような配慮があるかをお聞きしたいと思います。

最後に、地域資源を活用した雇用創出についてであります。比較的短期間に雇用創出が図れると思われる事業の導入が今必要だと思われませんが、ここではあえて3つの事例をもとに町長のお考えをただしたいと思えます。

1つ目としまして、町内の企業は現在再生に向けて果敢にチャレンジをしております。企業の資源、特に人・物であります。これを活用した事業創出への町としての支援が可能か、どのような支援が可能かということをお聞きしたいと思います。

2つ目といたしまして、国・県の間伐の促進に呼応した山林作業への誘導と参加希望事業者への訓練等の支援。一つの事例といたしまして、平成20年度から24年度の間5年間で実施されます、森林間伐特別措置法による間伐事業等への参入という点についてお聞きしたいと思います。

3つ目としまして、農林水産省ではいろいろな事業展開を現在打って出ております。その中の農山漁村活性化のさまざまなプロジェクト、これらの活用による雇用の創出について、特に一つの事例といたしまして、子ども農山漁村交流プロジェクトの誘致という点についてお尋ねをしていきたいと思っております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの原田全修君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問に順を追ってお答えをしたいと思います。

今回の世界的な経済あるいは金融危機というのは、大変大きな危機というふうに当町でも考えており、また当町のようにこの影響というのは今後長期間影響があるだろうということで、相当な長期的な覚悟を持ってこの問題に取り組まなければならないというふうに考えております。

それでは、地域活性化・生活臨時交付金についての部分から、まずお答えをしていききたいと思います。

地域活性化・生活対策臨時交付金につきましては、議会の全員協議会においても御説明いたしましたとおり、現在の経済危機を打開するため、国が示している地方再生戦略及び生活対策のメニューに対応した事業を実施する地方公共団体に対し、国の総額で6,000億円の交付金を支出するものですが、本町では2億2,360万円が交付されます。この交付金を受け、川根本町では45の事業を補正計上いたしました。その内容は、消防・観光・福祉・産業・教育・建設・文化・情報・交流といった多岐にわたっております。さらに、このうち43の事業につきましては、この年度末という時期にも重なるため、関係機関との協議や設計にかかる日数の不足、資材の入手難などに伴い平成21年度への繰越事業となります。しかし、この交付金の目的は迅速な経済の回復にあるため、繰越事業とはいえ早急な事業の実施が国から求められております。また、当然、当町としてもそのような対応をする覚悟であります。

そのため、4月から5月にかけて各事業の速やかな事業実施を指示しておりますとともに、事業が一部の地域や事業所に偏ることのないよう配慮した内容ともなっております。さらに、特殊な資材を使用する場合などを除き、多くの事業は町内の事業所で対応できるものでありますので、この交付金の目的である迅速な経済の活性化を目指すものとして、あるいは急激な需要減を緩和するものとして、多くの事業所への経済的な効果が期待できるものと考えております。

次に、緊急雇用創出事業交付金等の中小企業向け融資・助成金の活用、事業者支援、失業者支援の配慮についての御質問であります。

町内製造業の現状についてであります。商工会が8事業者について実施した調査結果によりますと、昨年11月現在508人の従業員は、本年1月現在465人で約8.5%、43人の減少となり、今後も雇用が失われ、ワークシェアリングや解雇等が検討されていると推測されます。また、受注高については平成19年11月から平成20年1月までと、平成20年11月から平成21年1月までの同期で比較しますと約31%減少しており、商工会では今後さらに減少すると見込んでおり、企業が現在の雇用を維持することに困難さが予測されます。

このような状況から、3月10日川根本町商工会会長初め役員の方々が来庁され、経済危機・雇用危機に係る支援の要望があり、企業の経営状況、企業努力の様子等の説明を受け4項目の支援要望が出され、製造業については余剰人員の短期雇用、新規事業の創設、それに伴う助成支援、雇用維持のための運転資金融資の利息補助などの要望を承りました。

町においては、今年1月、川根本町緊急雇用対策連絡会を設置し、企画観光課を事務局として先日関係担当課による会議を開催し、情報収集や対策案を協議し、商工会に対し関係機関との情報交換、あるいは会員との相談を兼ねた研修会の開催、情報収集や提供を指示したところであります。

また、中小企業信用保険法に基づき、今年2月27日から平成22年3月31日までの期間に適

用される緊急保証の特定業種指定の認定件数は、3月3日現在、平成20年5月13日から平成21年2月23日の間に受け付けたものが40件、平均減少額は1億1,162万7,000円、減少率は20.5%でありました。予算における対応策といたしましては、議案第39号の補正予算を提出させていただいていますが、国の第2次補正を受け、地域再生を目的とした地域活性化生活臨時交付金事業として心身障害者や老人福祉、観光振興、道路維持事業費など45本を計上いたしました。

また、緊急雇用対策として21年度当初予算において県で創設した基金等を活用し、簡易作業中心に民間事業等への委託等により、離職を余儀なくされた失業者に対して次の雇用までの短期の雇用就業機会を提供するため、景観環境実態調査、森林経路整備等委託業務、または登山道環境整備委託業務など7事業を計上させていただきました。いずれも緊急的で早急な対応を求められている事項でありますので、商工会及びハローワークとの連携を密にして、協力してまいりたいと考えております。

また、町内の企業の資源を生かした事業創出の支援についてであります。

町内の昨年4月1日現在における商工会への登録会員数は370人、専従職員を含んだ従業員数は1,278人、パート職員は534人でありましたが、現在の経済状況下で会員数は367人であるものの、現状のところ従業員総数は把握できておりません。

このような中、各企業では従来の事業内容の低迷から企業存続のための新規事業への転換、あるいは異業種への拡大について検討していると聞いております。各企業も新規に職員を採用する状況ではないとの認識でありますので、人員を確保しながら企業の保有している機器等の利用可能調査や人員の構成、有資格者の内容調査を行った上で、適用できる事業を検討していく必要があると考えております。

そうした方向性が具体化すれば、島田公共職業安定所で第2次緊急雇用対策として実施しているワークシェアリングの推進等の雇用の維持や地域における雇用機会の創出、非正規労働者等の雇用安定対策などの就職支援、また訓練期間中の経済的支援の拡充によるセーフティネットの強化等への相談を利用することができ、新規事業のための相談についてはしずおか産業創造機構等がありますので、状況に応じて、さきに述べた関係機関とも連携しながら可能な限り支援をしていきたいと考えております。また、商工会員からの情報等につきましては、早期に統一した対応を行うため、商工会と連携をしながら対応していきたいと考えております。

次に、個別の御提案がされておりますので、町内の企業、資源を生かした事業創出の支援という場合であります。幾つかの事例が挙がっておりますので、ちょっと順不同になりますけれども、例えば、御指摘があった森林等の雇用創出についての場合であります。

平成20年5月に制定された森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法は、京都議定書の第1約束期間における森林吸収量の目標を達成するため、330万haの間伐を平成24年までに促進する法律であり、法律に基づき農林水産大臣は特定間伐等の促進に関する基本指針を

定め、県は5.4万haの間伐を平成24年までに実施する基本方針を定めました。また、町は基本方針に即し、特定間伐等の促進に関する特定間伐等促進計画を策定しました。この計画により、森林整備における優遇措置や新たな交付金の交付措置が受けられます。

なお、この特措法における制度と現在の雇用情勢を考え、利用間伐の推進に力を入れてまいりたいと考えており、特に林内作業路の整備を推進し、これまで住民が土木事業等で培ってきた技術を応用して効率的な搬出ができるよう森林整備を考えております。

林業労働者等の支援についてですが、特定間伐等促進計画の中にも担い手の育成・確保に関する事項が記載され、林業労働者の主たる就労の場である森林組合と町が一体となって推進してまいりたいと思います。県山林協会の中には静岡県林業労働力確保支援センターがあり、基幹林業作業士養成研修、森林林業新規就業促進事業や森林作業システムオペレーター研修など研修制度がありますので、育成強化に努めてまいります。

静岡県が行っている森の力再生事業では、森林整備の実施主体として認定事業体を民間企業などに門戸を広げており、町内企業や林業者におかれましても積極的な参加をお願いするものであります。また、平成21年度予算においては、町有林事業において経路整備業務委託を計上し、森林作業の拡充を図っております。平成13年ごろ実施しました雇用対策事業では、この業務を契機に林業に従事しました町民もおりますので、今回もこうした方向に進めばさらに森林整備あるいは雇用の促進になるかと考えております。

仮に、林業に参入ということ想定した場合、町内には林業事業者としての資格は森林組合のみですが、森の力再生事業に限っては、知事が事業を実施する団体として適当と認められた者であれば事業に参画することができるということで、建設業者が現在1社参入しております。このうち、森林組合における町内での作業員の雇用状況は現在48名、建設業者での林業従事者は3名ほどと聞いております。間伐が主ですが、毎年県からの事業の割り当てに応じて事業を行っているのが現状であります。他の業者の参入についてですが、専門技術者等がいて競争入札に参加する者に必要な資格者名簿に登録されている団体、その他知事が事業を実施する団体として適当と認められた者であれば事業に参画することができます。その他の業種についても、現在21、22年度分の入札参加申請を集中して受け付けています。当町では、集中受付期間に申請できない方についても随時受け付けができる状況を確認しておりますので、緊急雇用創出事業等への新規業種への参画に関する新たな業種等での入札参加も申請の受け付け体制が整えられております。

参考に申し上げますが、現在、平成19、20年度の町への申請のあった業者は全体で1,250社です。うち町内業者は42社、土木関係9社、建設関係16社、物品販売・役務の提供で17社の方から申請が出ております。

3点目の、農村活性化の交流プロジェクトについての事例の適用はどうかという質問であります。

農山漁村活性化の交流プロジェクト事業などを活用した雇用創出が図れないかという御質

問ですが、「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、平成20年から5年間で、農山漁村での1週間程度の宿泊体験活動を全国2万3,000校の1学年の参加を目標に、総務省・文部科学省・農林水産省が連携して実施するものです。文部科学省は、子供たちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識の豊かな人間性や社会性をはぐくむため、農林水産省が進める受け入れモデル地域と連携し、小学生の農山漁村での長期宿泊体験活動を実施するものであります。

また、農林水産省は受け入れ可能なモデル地域を全国に40地域設け、地域のワークショップ等を通じて受け入れ計画の作成、受け入れ拠点施設の整備など総合的に支援し、受け入れ地域の全国拡大につながるモデル構築を進めております。現在、全国で14地域が先導型受け入れモデル地区に指定されましたが、静岡県では現在のところ指定地域はないということです。

本町では、生涯学習課で実施しています「海の子山の子交流事業」において焼津市と、教育総務課では「県外体験学習」において新潟県糸魚川市へ2泊3日の日程で実施しており、本年度「大井川自然交流事業」では牧之原市の子供たちとも交流活動を実施しているところです。町としては、現在実施している活動を進めるとともに、当プロジェクトについても今後の受け入れ可能性について前向きな気持ちで検討していきたいと考えております。

以上、現在の町の状況についてお伝えをいたしました。

また、冒頭、議員から転入転出の話が出ておりましたけれども、平成18年転入転出の差、いわゆる人口減というのは82人、19年が50人ということであります。現在、20年度2月末の状況でありますけれども、転出が224、転入が132で、差し引き92人減というような数字を町としては把握しております。

以上、議員の緊急経済雇用対策並びに地域資源の活用について、お答えをさせていただきました。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） それでは、一問一答ということでありますので順次御質問させていただきます。

まず初めの、当町の緊急経済対策・雇用対策の件であります。通告をさせてもらっておりますように、財政の健全化ということで、当町は平成18年から平成20年の3カ年の緊急予算編成ということで議会としてもこれを容認してきた経緯にありますが、平成21年度の予算の計上額で見ますと平年ベースが減額されているのではないかと。その中で、投資的経費の減額、またその中で工事請負費の減額が著しいと思います。平成21年度の町長の施政方針、予算の総括説明の中で、町長は、土木費は町営住宅の事業完了に伴い減額しているが、通常の土木事業等例年並みの予算を確保計上してであると述べられております。

ここで質問をさせてもらいたいのは、特に建設業、これは主要業種、私は土木工事、建築工事、設備工事等と申し上げてあるんですが、具体的にこういったところへの例年のレベル

と対比した平成21年度の計上額、これを見させていただいて、町長の言われる例年並みの予算であるというあかしを示してほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 御指摘があった普通建設事業費の推移というのを、まずちょっと数字を追ってお答えしたいと思います。その後、全般的な考え方について若干補足をさせていただきます。

平成18年度からの当初予算における普通建設事業費の推移を見ますと、平成18年度が15億6,700万、平成19年度が7億9,200万、平成20年度が12億6,500万、平成21年度が6億4,900万となっております。また、各年度における大規模な事業などの特殊事業の経費を見ますと、平成18年度は9億2,100万、平成19年度は2億3,100万、平成20年度は8億8,900万、平成21年度は2億6,800万となっております。これらの特殊要因を各年度普通建設事業費から差し引きますと、平成18年度は6億4,700万、平成19年度は5億6,100万、平成20年度は3億7,600万、平成21年度は3億8,100万となります。

また、18年度、19年度及び20年度につきましては、例年の林道整備事業としての道路整備交付金、里山エリア交付金事業がそれぞれ1億800万円、7,300万円、1,800万円含まれております。この2つの事業について19年度、20年度に計画事業が完了したことにより、21年度は減額となっております。なお、21年度予算につきましては、本日追加補正として審議していただく地域活性化・生活対策臨時交付金事業のほとんどが繰越明許となり、来年度事業になりますので、その中の普通建設事業費は2億400万円であり、21年度当初予算の3億8,200万と合わせますと5億8,500万となっております。こうした状況を考えれば、普通建設事業の通常の数字は維持しているというふうに考えております。

また、基本的な考え方でありませけれども、先ほど冒頭言いましたように、今回の経済的な不況というのは、当町においては長期間影響があるというふうに私は考えております。また、そうは言っても、やはり経済の健全化あるいは持続性を考えるためには、収入をもって支出を考える、身の丈に合った財政運営をしていかなければならないということで、この3年間、こうしたいわゆる緊縮予算を組んでまいりましたけれども、これは9月の世界の金融ショックが始まる前から、21年度の予算についてはこれ以上の緊縮、要するに前年度比何%減というようなやり方は無理だろうということで、20年度並みの予算をしていく、あるいは逆に20年度並みの予算規模なら今後持続的に財政運営が可能だろう。あるいは、その時々への対応についても対応できる力を残すことが可能であろうと、そういう考えの中でやってまいりました。

そういう意味では、今後こうした現在の基礎的な予算ベースを維持しながら、それぞれの課題について対応してまいりたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今の町長のお答えの中で、平成21年度の普通建設費が3億8,000万、

プラス平成20年度補正予算 2億4,000万、これが入って5億8,000万程度になるということから大体例年ベースになってくるというふうな答で、結果的には、私としては少し安心はするんですが、先に平成21年度の予算として平年レベルで予算編成をしたという点について、私は現在のこの緊急状況という中であって、そういう考え方はいかがかと思っておたわけです。

こういう考え方をこれからも継続していきますと、平成22年度はこういった今の地域活性化・生活対策臨時交付金というようなものがないと、さらにまたレベルが落ちてくる。町内の建設業に携わる方々はもっと苦しくなってくるんじゃないのかなという懸念をしたわけがあります。その点については、今後どういう展開をされていくかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） もう何回も御答弁していますのでダブリますけれども、平成13年以降地方交付税の減少に伴い、当時の両町、そして現在の川根本町は基金に頼る、基金から緊急的に資金を繰り入れて予算を編成することを17年度までやってきました。それではいけないということで18年度から極力それを抑えようということでやってきて、ようやくバランスがとれたところまでできましたが、現時点でもまだ基金に頼って予算を組むという状況であります。もちろん決算時においては特別交付税等の増減により当初予算ほど基金に頼るものにはなっておりませんが、いずれにしろ現在予測される20年度の決算においても、最終的にはマイナスになるだろうというふうに考えております。極端なマイナスではございませんけれども、なるだろうと。

そういうことを考えれば、現在の状況、収入と支出のバランスというのは一定の川根本町のバランスだろうと。ただし、基金の中には、議員御承知のとおり財政調整基金、あるいは地域振興基金とかさまざま、ある程度使い方に幅がある基金も残しておりますので、仮に今後さらなる次の第二波、第三波が来たときに、それはそのときにそのお金を使うかどうかというのは、やはり町民、議会との議論、あるいは役場の中でのシミュレーションの中で決定するだろうと。このまま続けていくと、そういったさらなる大きな波が来たときに財政出動ができなくなる、そういう状況だけは私は避けなければならないということで、現在ぎりぎりのところで国の対策等のこうした交付金等を活用しながら、あるいは申請できるものは申請しながら、需要と供給のバランスをとった予算にしたというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 例年レベルということが平成21年度の当初予算の基本的な考え方であるということで、私はこれに異論を言うものであるわけなんです、現在のこの状況というものを考えていったときには、補正予算でもって何とか少し息が吹き返せるかという感じなんです、この平成21年度の考え方をずっとこれから持っていこうとしますと、さらにさらに厳しくなってくるということになってくるわけです。

そういうことで、今後はその辺のところをよく吟味した予算編成にしていかなければならないと思うんですが、今はこれくらいにしておきます。というのは、後ほど同僚議員から平成21年度の予算ということで、多分似たような話も出てくるだろうと思いますので、そうさせていただきます。

それで、3月10日付で、商工会長から「経済危機雇用基金に関する支援のお願い」という書簡が届いているということであります。これにつきましては、今の平成21年度の予算あるいは平成20年度の補正予算、これをもって、この窮状を訴えるものについての当町の姿勢として、かなうものになっているかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 3月10日付で商工会から正式に要望事項を受けましたけれども、当然、特に9月以降さまざまな方からお話も伺っておりますし、要望も受けております。また、個別の要望も受けておりますので、当然そうした要望については配慮してきたつもりであります。一般的に、4月、5月、6月というのは公共事業が薄くなるという時期でありますので、そういったことも踏まえて、この時期に事業が発注できるように、あるいは特殊な事業とか特殊な資材が要るものではなく、ある程度人海戦術あるいは既存の技術でできるものということで、国の緊急雇用対策等の事業もそういった内容で精査してまいり、あとは事務的なレベルで早期に発注できるよう現在鋭意準備を進めているところであります。

また、当然対象事業も地元の方、あるいはやむなく雇用が継続できなかった方でも参加できるような、そうした簡易な事業を多く発注したつもりであります。また、運転資金等の融資に関しては国・県、あるいはそうした団体等の状況を見ながら協議をしていきたいというふうに考えております。

また、そうした新たな資格をとるためのことに関しては、まず当初予算には一番一般的というか、要望も多いただろうと予想された介護に関する資格のそれは予算に計上させていただきました。これに関しては全額町からの支援、町単の事業でありますけれども、そうした形で講習会の開催経費を支援したいというふうに考えております。

また、商工会からは新たな人材育成ということで、チェーンソー等、あるいは下草刈り払い機等の取得に関する補助制度というのを提案されております。これは今後の地域の雇用の創出あるいは環境保全、あるいは安定的な雇用の創出に関しては必要なことと思っておりますので、これに関しては今後十分慎重に補正予算対応が必要とあらば、そういった対応をとっていきたいというふうに考えております。こうした人材育成に関しては、現状のことを考えれば積極的に行政が支援する分野であろうというふうに考えております。

それから、支援要望の3番目の緊急雇用調整助成金制度の負担の上乗せに関しては、3月10日の時点では総額の明示がございませんでしたので、これに関しては一体どのくらいの総額になるのかということと、あと相当高率な8割補助ですので、それに対する町として、あるいは自治体としての支援がその他の支援制度との絡み、あるいは持続性の問題から、これ

は検討課題だろうというふうに考えております。それよりも、そうした新たな事業が展開できるような資格、あるいは新たな雇用の場の創出、そういったところに本来の行政の力が必要ではないかというふうに考えております。

いずれにしましても、大変な危機でありますので、緊急雇用調整助成制度の現状あるいはそれぞれの会社のそれに対する対応状況を十分かんがみ、調整しながら、この要望については対応していきたいと考えております。

あと、これに関しては要望事項を受けたというだけではなく、先ほど冒頭ありましたように、商工会を一つの窓口としてそこで意見を集約していただきながら、我々もそれに常に連絡をとりながら対応していくというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 商工会のお願い文書の中の支援要望事項の中、今具体的に4つあるうちの1つ、緊急雇用調整助成制度の会社負担20%に対する上乗せ助成に対するお話がありましたけれども、これにつきましては、中小企業緊急雇用安定助成金という制度、これは昨年できたばかりの制度であるわけなんです、前々からある雇用調整助成制度とあわせて、両方とも国の支給分は5分の4、自己負担が5分の1、いわゆる20%ということで、結構この20%も重いということをおっしゃられるわけですね。

ですから、この20%に対する上乗せ助成ということ、今どのくらいまでできるかということは難しいと思いますが、近々にこの制度に対する検討をしていただいて答えを出されるということによろしいですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在、データを持っておりませんので、例えば、5%、10%を負担した場合どれだけの負担になるのかというようなことも含めて、まだ情報をもらっておりません。それともう一つは、その他の支援制度を考えたとき、ここに80%の高額支援の中に町がさらに上乗せすることが妥当かどうかということの検討も含めて、あるいは非常に厳しい会社の経営状態を含めて十分検討しながら、納得のいく結論を出していきたいと考えております。一義的には、4番目にあるような新たな雇用の創出に対する町の支援、あるいは制度の創出というのがまず最初にやるべきものであって、それと同時に、この助成制度に対する対応というものも協議をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 確かに、この支援要望事項4つのうちの最後の雇用に対する支援という、これも大事なことでありますが、今大事なことは事業者が存続できるかどうか、従業員の生活を守ることができるかどうか、こういった緊急事態が今起きているということであるわけですので、ここで商工会が言っている緊急雇用調整助成の会社負担20%に対する上乗せ助成というのは、これはまさに緊急課題だろうと思うんですね。

じゃ、ここにどうして財源をつくるかという話になってくるんだろうと思うんですが、こ

れはいろんな方法があると思うんです。一つには、当町が持っている基金の活用ということも考えられるのではないかと思うんですが、これは初めて申し上げるんですが、これも当然町長の頭の中にはよぎっていることだと思うんですが、その辺についてのお考えはどうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今回の経済不況の影響の大きさを考えて自分が一番思っているのは、やはり今回の影響というのは産業構造的な問題もあるだろうと。やはり、今後この対策を講じたときに緊急の部分と中長期的な部分、両方を兼ね合わせて対策を講じる。その中で行政としてどこの部分をしっかり押さえていくかということが大事だろうと。そういう意味では、今後新たな進出分野であるとする、例えば医療とか介護とか環境分野、将来の成長や暮らしの安定につながるような分野に地域としても進出していかなければならない。

ただし、新たな分野に進出するという点に関しては、先ほど言ったように資格の問題、あるいはさまざまな基礎的な部分の準備というのが必要で、なかなかそこには一企業あるいは一個人では入れない。だからこそ、そこには行政が入って支援していくという、大変言い方はきついわけですけれども、既存の支援と新たな分野に対する支援、どちらを行政が担うべきなのかということをも十分判断しながら、そうかといっても現在の会社が存続できなくなったらこれはまた一つの大きなバランスですし、ずっとその対処療法だけを行政がこれから長期間続けることもできない。その対処療法と長期的な戦略に対する、投資に対する支援、このバランスをしっかりとっていくことが必要だろうというふうに考えております。

そのバランスの中で、今出た助成制度と、あるいはそうした新たな資格、新たなビジネスチャンスの獲得に対する支援、この2つをバランスをとりながらやっていただきたい。私の場合、現時点ではまだ基礎的なデータを持っておりませんので、どっちがどれだけということまで言えませんけれども、両方とも大事なことは十分承知しておりますので、そのバランスをとりながら将来投資と現時点での支援策、両方をやっていきたいと考えております。

また、全部の業者について全部個別の調査が終わっているわけではございませんので、さまざまな分野に対して、広く行き渡るような支援制度というのをもやっていかなければならないというふうに思っています。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私、基金の活用ということについてはどうでしょうかというお尋ねをしたんですが、その点についてはどうですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 多分、議員のおっしゃる基金とは、いわゆる町が持っているさまざまな基金だというふうに認識しておりますけれども、どの時点で現在の基金に手をつけるか、あるいは、現在もちろん当初予算でつけておりますけれども、どれだけの規模を使うかというのは非常に高度な判断が必要だろうと。これは行政、議会あるいは経済情勢、さまざまを

勘案しながら、必要があれば当然基金も手をつけていかなければならないだろうというふうに思っておりますし、それをいつ、どの規模でということに関しては、まださまざまなファクターがありますので、現時点で明確には申し上げられませんが、当然つけるべきときに使うのが基金でありますので、必要があれば当然それは手をつけなければならぬだろうというふうに思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） ぜひその点のところの検討も、またよろしくお願ひしたいと思っております。平成19年度に設定した地域振興基金というものもあるわけなんですけど、まさにこういったようなところに威力を発揮してくるんじゃないかなろうかとも思っているわけでありまして、よろしくお願ひいたします。

町内業者への公正な発注がされるような工夫もしていくんだと。工事時期の輻輳のないように発注していきたいんだということではありますが、組織変更を4月1日から実施するという中であって、これは関係部署は大変になってくるのではなからうかと思うんですが、日夜連続というような形になるかもしれません。その点についての配慮はどうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 町内に対して満遍なく事業を配分する、いわゆる一般の入札をやっておりますので、そうした中で難しいものがありますけれども、やはり住民の方々からさまざまな要望、あるいは町としてもこうしたところに手をつけていかなければならない。そういったところで、私は自分が川根本町になってからやはり優先順位というのをしっかりつけて、その中で町全体の利益になるために事業配分をすべきだ、あるいは優先順位をつけるべきということをやってまいりました。今後も基本的な方針は変わりませんけれども、こうした非常に、いわゆる事業量が減った中で、やはりそれぞれの地域で企業活動、あるいは商店の経営がなされていることが、これからの住民の安心・安全な暮らしにつながっていきますし、また、大きな企業が雇用を確保することも住民の暮らしを守るために必要なことでもありますので、こういう緊急な場合には事業配分というものはより注意してやっていかなければならない。もちろん公正な方法ですけれども、発注場所とか発注についてはより配慮したものでなければなりません。今までやってないというわけではございませんけれども、優先順位が高いものがある時期に偏ったら、それをあえて年度をずらしていくという、そういった配慮も必要だろうというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 受注業者への一つの義務といいますか、ノルマといいますか、こういったことも必要ではなからうか。例えば、今失業者が大分ふえつつあるという現状の中、先ほど町長は8.5%の減ということを言われたんですが、私はまだそんなものではないだろうと。町外で失職した方がこちらへ帰ってきているという人もいたりするわけなんですけど、もっと大勢になってくるんじゃないかと思ひます。そういった失業者の方々も、こういった今

回の臨時的に発注する、応急的に発注する工事の下働きといいますか、臨時雇用というように条件の一つとして受注業者に課せるといような方法もあるかと思うんですが、そういったことも地域貢献の一つとして業者にお願いをしたらどうか、そんなふうにも思いますがどうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そこまで、大変厳しい状況の中で町外者の雇用まで条件に含まれるかどうか、ちょっと私も即断はできませんけれども、今回の緊急雇用対策の雇用の部分というのは、75%以上、ハローワークを通じて新規の雇用を入れなさいという条件が付されている事業でありますので、当然その中にはそうした現在職がない方、あるいは職を求めている方、そういった方が入ってくると思いますので、その部分でも吸収できるのではないかと、そんなふうには思っております。

それともう1点、例えば、工場しかない地帯なら、雇用してもらおう場所を探すということが第一義になりますけれども、当町のように農林業、一次産業、二次産業、三次産業、大変どれも厳しいですけれども、ある中では、必ずしも雇用先へ求めるだけではなく、自分が新たに、例えば農業にかかわるとか、あるいは交流の担い手、あるいはさまざまな交流の受け入れ組織をつくるとか、さまざまな事業の展開が可能な場所だというふうに私は考えております。そういったことが、議員もおっしゃるように地域資源のさらなる活性につながっていくと思いますので、仕事がないからどこか仕事を探してくれというのではなくて、自分で仕事を探せるような、そういう機会の創出とか、あるいはアイデアの提供とか資格の取得とかそういったことにも、今回のこの未曾有の危機の中で対応していくことが必要だというふうに私は考えております。

議員おっしゃるように、そういった方に対する今回の緊急雇用の配慮も当然していかなければならないし、そうした新たな地域資源を生かすための雇用の創出も同時にやっていくことが、中長期的に町の活性化につながると考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） よろしく申し上げます。

時間もたくさんありませんので、2つ目のテーマとしまして緊急雇用創出事業交付金とかふるさと雇用再生事業交付金、こういった国の制度を県のほうとしては、これを基金化して対応していきたいということになっておるわけなんです、当町としての緊急対策として、緊急雇用創出という言葉は出てまいります、ふるさと雇用再生事業という1年以上継続して雇用するという制度、この活用というものにまだ触れてないと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） この緊急雇用にしる、ふるさと雇用にしる、国も県も予算総額を示さないで、要望事項ありませんかということで募集をかけております。そういう意味では、大

変予算獲得が厳しい事業であります。そうした中で、ふるさと雇用再生特別交付金に関しては、現在町としてはそれに該当する事業として1本、これから必要となるグリーンツーリズム、エコツーリズム、そういったもののコーディネーター役としてこの地域に定着しながら、これは3年間の事業でありますので、そうした事業に今、県と交渉しているところであります。

先ほど、冒頭若干言いましたように、新たな事業の創出といった意味でもこれは大きな、そうしたコーディネート役がいてやれるということは大変重要なことではないか。それが各ポイント、ポイントで頑張っている新たな事業を興した方々を外と結びつける、そういう役をこういう事業で確保し、できましたら3年間はこうした事業で仕事をしてもらいますが、その後は新たな組織の中で資金も動くような形で定着できれば、もちろん、いきなり支援を切るというわけではございませんけれども、順次自立できるような方向にいけばいいなというふうに考えております。現在、この事業に関しては、それを今県と交渉しております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 緊急雇用創出事業というのは6カ月以内の緊急雇用であると、ふるさと雇用再生事業というのは1年以上であると、こういう2つの制度を基金化して資金を提供するというのが国・県の対応だということなんですね。

今、ふるさと雇用につきまして1年以上というのは、グリーンツーリズムといった事業ということがありましたけれども、私、あえて先ほどの一番最後の雇用創出事業、これが間伐材の事業、これは体系化していくと相当大きな雇用を生むのではなかるうかということなものですから、こういったところへこそ今、手をつけるべきではないのかなと、そういうふうに思うんです。そういったふるさと雇用というようなものに雇用再生基金を使っていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、もう一度その点についてどうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほど、きょうの議論の中にありますように幅広く利用してもらおうことが、この緊急雇用の中で必要だろうという基本的なテーマが流れておりますけれども、そういった中で、今回ふるさとにしても、非常に林業というのは、そこまでには時間がかかるという分野であります。相当技術を積んでいかなければならないということで、そういう意味ではまず研修ありきだというふうに考えております。

そういう意味では、このコーディネーター役というのは、想定しているのは何らかの経験を持ったけれども仕事が続けられなくなった、あるいは、いろんな事情で仕事をやめて、そういうノウハウを持っているけれどもなかなか次の仕事が見つからない。そういった方がこういった事業で当地域に定着してくれればありがたいということでもあります。

多分、議員がおっしゃることは、どの制度に限らず今回川根本町にとって森林に対するというのは社会的な貢献度から、あるいは雇用の面から、あるいは地域の経済の活性化のために大変重要な位置を占めているという御指摘だと思います。私も、その点では一致しており

ますし、これだけの山を管理するためには現在の人員では足りませんので、そういう意味ではさまざまなチャンネルを使って、その分野での雇用確保はしていきたい。ただし、自分も林業専門ですのでわかるように、ただ人さえ集まればではなくて、相当な、少なくとも3年間の研修がなければほぼ一人前にはならないというのが一般的な話ですので、そういう意味では、緊急の部分には当てはまらないというふうに考えております。

したがって、ちょっと中期的な視野でもってこの確保をしていきたいと考えております。重要性は同じように認識しております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） ぜひお願いしたいと思うんですが、ただ、一人前にするには3年以上かかるのは当然だと思います。私、ふるさと再生事業に見られるように、先ほど町内でも1社これに参画しているというお話がありましたが、その企業も土建屋さんなんですね。ブルドーザーを持っているということから山へ入っていけると。ただ、伐採そのものはプロといいますか、そういった人をお願いするわけなんです。山へ向かって土木事業者が入って行くんだというようなことも、これは雇用対策として一つの重要なやり方ではないのかな。そういう意味で、山へブルを入れられる技術があればこういったところへも参画できるんだと。だから、こういった意味で雇用拡大を図るPRを町としてもやるべきではないのかな、そんなふうに思っているわけです。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 例えば、今、道路の話が出ましたけれども、やはりそういったノウハウを持っている方が今後町内の林道というか作業路をあけていく、そうした新たな町としての発想の転換は必要だろうと。今までは、公共の事業として林道の開設を行ってきましてけれども、町の事業として、あるいは業者と連携しながら、工期を緩やかにしながら、例えば業者が仕事がないときにそこへ行って、所有者の了解を得ながら作業路をあけていく。それも2mあるいは2m50の細い道、影響の少ない道を工作物なしであけていくというような、そういった連携というのも今までは建設業者の方も仕事といえば国・県の補助を受けた公共林道をあけていく、そういった分野が仕事だったんだというふうな考えが多いと思いますけれども、これからはそうじゃなくて、例えば荒廃農地の改植をするようなことも広げていく、あるいはそうした作業路も仕事としていく。あるいは水道建設関係の業者なら、水道の管理のほうに仕事を広げていく。そういう業種の転換を広げていくことが必要だろうと。あるいは、町内の製造業の方も、製造をするということはさまざまなノウハウのかたまりでありますので、そのノウハウのかたまりを少しずつ生かしながら新たな分野に、あるいは品質管理がしっかりできるんだったら、それを使って新たなものに進出するとか、そういったことが可能だと思っております。そういうところの転換に対する支援とか事業創出が、まず行政の仕事というふうに思っております。

言い方は本当にきついですけれども、お金を出すことよりもそちらが行政の仕事だという

ふうに私は感じて、なかなか議員の質問に対して「わかりました」と言えないところですが、それは冒頭言ったように、倒れてしまったら元も子もないですから、そこはしっかりバランスをとってやっていきたいと思います。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今の町長のお答えが、私半分くらいはよく理解できますもので、私が半分、町長が半分くらいでこの議論はしていきたいというふうに思っているわけなんです、それで、当町に存在する企業のノウハウと申しますか、いろんな力を持っているわけなんです、その点につきましてはもうちょっと後でということ。

その前に、町長は全員協議会のときに、平成21年度の緊急雇用として四、五十人の雇用が行政の発注する事業の中でできるのではなかろうか、それが2,500万くらいだと。そして、3カ年で8,500万くらいだと、こんなようなお答えがあったんですが、この辺についてもう一度確認をさせてもらいたいと思うんですが。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 緊急雇用の分の条件を勘案すると、この事業を発注すればそうした雇用が生まれるだろうということで、想定で申し上げたその数字は変わっておりませんが、今後それがいかに実効のあるもの、あるいは実際の雇用の維持につながるか、発注の段階で注意しながら見ていきたいと思っております。数字的には変わっておりません。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 実は、静岡県の緊急雇用対策につきましては、先ほど言いましたような基金をつくって対応するということなんです、3,300人余りの雇用創出をやるんです。そして、ここにふるさと雇用再生で18億、緊急雇用で21億、合わせて39億、これが3,300人。これを割ってみますと1人当たり118万円ということになるんです。

ところが、町長は四、五十人の雇用で1年間で2,500万、当町の緊急雇用。これを人数で割りますと1人当たり五、六十万円くらいしかなくなってしまう。県の半分しかない。ということになりますと、仕事は幾つか用意するけれども、ほとんどそこには、お金が安過ぎて、あるいは期間が短か過ぎて行けないというような人もいるんじゃないでしょうか。この辺についてはどんなふうに考えていたんでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 数字的な部分で県との整合性について、今私も数字を持ち合わせておりませんが、やはり冒頭から議論していますように、緊急の場合は6カ月未満、あるいはおおむね月に20日程度で少なくとも2カ月はやっていただきたいというような、そういう本当につなぎ、職を失った方のつなぎの仕事でありますので、その中でどなたでもできるような経路の補修とか、あるいは簡易作業について仕事を発注しております。それが2カ月フルにやるのか、1カ月で終わるのか、さまざまな結果は出てくるでしょうけれども、我々としては短期的な雇用の確保にはつながるというふうに考えて、また、そこに75%とか八口

ーワークを通じて、あるいは通常の雇用もその中に何割か入るといようないろいろな仕組みになっておりますので、一定の効果はあろうかと思っております。

当然、こういう状況ですので、長くというのもありますけれども、とりあえず緊急に2カ月間、あるいは6カ月以内で仕事を確保するという事で配慮してやった事業であります。数字の具体的な県との総枠のものは、なぜ違うのかということに関してはあれですけれども、議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） この景気の低迷はかなり長引くだろうというふうな予測も町長しておられるように、応急的には確かに2カ月程度、1カ月20日間、そのくらいでスタートを切るのの一つの手としてはあると思いますけれども、やっぱりそこを糧にして生活をしなければならぬという人が、ある意味ではここに助けを求めてくるわけですので、もう期限ですからこれで打ち切りますというような形で終わってしまうのではなくて、必要であれば、こういったものももう少し長期にわたるように、一つのルールで6カ月以内ということになっておりますけれども、せめてそのくらいまではもたせるような配慮も、これからまた政策の中に入れていっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 繰り返しになってしまいますけれども、そういった場合、町単でやる場合、現時点では税収も大幅に減少しておりますし、来年度も減収するだろうと考えておりますので、その場合は基金に頼らざるを得ないと。そこで基金を使うかどうかというのは、非常に高度な判断だと思っております。

それはやはり、先に結論ありきではなく、使わない使うじゃなくて、その時点でしっかり判断しながら、例えばこの事業が一たん打ち切り、6カ月たった場合どうするかということ、やはり十分議論をして方向を出すべきだろうと思っております。

先ほどの数字について、担当のほうから説明させます。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） 先ほどの事業の数字ですけれども、現在内容につきましては県と協議中です。ですので、決定しているわけではありませんけれども、町のほうとしては緊急雇用の事業費として3年間で8,100万円ほどの要求をお願いしています。

以上です。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） わかりました。

いずれにしても、そのような配慮をするような形で、これから行政・議会が動いていくように、そんなふうによろしくお願ひしたいと思っております。

それで、先ほど町長のお話の中にもありましたが、まさに当町の中に存在する企業はいろいろな厳しい背景の中で生き抜いてきてくださった、こういう企業でありますので、この持つノウハウというのはいすごいものがあるんだろうと。ですから、ぜひいろいろな形でこの企業

の持つエネルギーを使って再生していただきたいと思うんですが、事業者側からの町に対する支援の中でそのようなことがありますでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 企業側から支援の要請があるかというようなことだと思います。現在、我々が一番思っているのは、やはり受注が減っているので、雇用を確保するために新たな事業の創出といったことができないかというような要望は強く受けております。今の現時点で町としても、企業の雇用の状態で仕事を創出するというのはなかなか難しい状況であります。

解雇という場合には、そうした中で先ほど言ったような緊急事業等がありますけれども、現時点で緊急的に新たな事業をお願いするというのは、制度的にも資金的にも、そもそも内容的にもなかなか難しいという現状であります。先ほど言ったように、長期的に新たな事業に進出していただく。そこに対してさまざまな支援をしながら新たな事業をつくる、これは短期間ではできる話ではないですけれども、そういったことが必要なことではないかというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） こういう言い方は失礼ですが、生き残りをかけてといいますか、懸命な努力を、今各企業さん、されていると思うんです。製造業、テクノロジーというのは一たんそこから外れますとなかなか回復といいますか、先ほど町長も品質管理というような話がありましたけれども、そういったところで復帰が難しい。ですので、雇用は継続しておきながら、それでも生活保証を何らかの形でやっていかなきゃならない。こういったところで、国じゅうのいろんなメーカーも考えていると思うんですが、アルバイトを認めるというような企業も相当数今出てきております。しかし、そのアルバイトというのを、例えば当町の行政の場合ですと、アルバイトでは受けられないと、こういう制度になってしまっていると、これは生きてこないということになるんですね。アルバイトを受け入れるというようことは、これはできないんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今回の経済危機に対する対応に関しては、やはり法的な部分がどうかという、もちろんベースは押さえておきますけれども、そういう制度が障害ならそれを変えていく努力をしながら、やはり新たな対応能力を身につけていかなければ克服できないと私は思っておりますので、当然、必要ならばさまざまな手段を講じることが、前例ありきではないというふうに思っております。

それから、現在、議員は企業ということで議論をしておりますけれども、当然、当町には農業もあり、あるいは林業もあり、不況業種でずっと以前から苦労されているわけです。あるいは観光業も。そういったそれぞれが非常に課題を抱えておりますので、その課題をうまく連携しながら、農業だけ、あるいは森林だけ、あるいは製造業だけ、企業だけということではなくて、幅広くコーディネートしていくことが行政に与えられた仕事ではないかという

ふうになっております。

そういう意味では、行政が本来やるべき仕事の教育とか福祉、安心・安全の部分をきっちり押さえながら、今回の未曾有の危機に対する対応というのを、そういった各課題をつなげていくような形で新たな活力を生むような形にしていく、そういうことに今後配慮していかなければならない。農業対策だけ、あるいは雇用対策だけというのでは限界があるかと思っています、それがまず1点。そして、制度に障害があれば、その制度を変えていかなければならない。そのくらいの危機だというふうに今回は考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 町長、私は今、一つのはっきりしたわかりやすい言い方をするために製造業ということを申し上げているわけであって、特にここに手を入れる必要があるだろうという意識を持ってお話しさせてもらっているわけなんですけど、当然、全体の経済が冷え切っていてまいりますといるんなところに波及が出てくる、影響が出てくる。当然わかっております。また、不公平な対応があってはいけないということで、各業界に手は差し伸べていかなければならない。農業にも林業にも当然なんです。

しかし、農業にも林業にも、今まではやはり手を差し伸べてきている部分があるわけですよ。今、手を差し伸べなければといたしますか、手を入れなきゃならないのはやっぱり商工業といたしますか、商工会が嘆願書を持ってきているような、こういったところに手を入れなきゃならない。その中でも製造業である。仕事がなくなって給料が入ってこなくなってしまう、こういう人たちがこれからたくさん出てくる可能性がある。そういうことですので、緊急雇用ということでこれを救済する。

ですから、制度的に問題があるとするならば、何らかの対策をしなければならないということであるならば、アルバイトでも緊急的な雇用ができるという、今回の緊急的な措置が必要ではないのかなと私は思うんですが、その点についてはどうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今回の緊急経済対策のその部分がアルバイトで可能かどうかについて、私はちょっと今情報を持っておりませんので。県と調整しながら、必要ならそういったことについても情報を提供していきたいと思っております。

それから、冒頭言ったのは、この部分だけ基金を投入しなさいというふうなことになるとうとうと、そうじゃなくていろんなところ、全体を考えていかなければ資金の投入はできませんという意味で言ったわけですので、誤解のないようにお願いします。

幅広く、この緊急雇用の6カ月間の短期のものに対して、応募の人が余り条件を課されないというのが必要なことだと思いますので、そういった場合は可能かどうかというのは、十分調査して情報は提供させていただきます。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 時間はあとどれくらいありますか。8分ですか。安心しました。

いろいろな雇用といいますか、受け入れ態勢を町のほうとしてもつくて、そして緊急事業が生きてくると思いますので、ぜひそういう厳しいルールがもし一般的にあるというならば、川根本町独自の緊急雇用制度をつかっていくということも必要ではないか、そのくらいの柔軟な姿勢でお願いしたいなと思っております。

次に進めさせてもらいますが、この企業さんがいろいろ考えておられる、仕事はないが人材があると、金はないが物と人がある、これをどう使うか。これを真剣に考えておられます。一つの事例として、その企業の持つ人材を生かすために人材バンク的なものをつかって、そこからいろんなところへその人材を派遣していくようなものを考えたと思います。そういったような事業を当町の役場としましては、その事業の内容にもよるんですが、受け入れることができるかどうかということをお尋ねしたいと思うんですが。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 短期的に現在の状況に対応するものと、長期的に企業・地域あるいは商工会と連携するもの、しっかり分けていかなければならないだろうと。短期的にやることをやって、あとその上で長期的に交流とかすることが双方の利益になるということなら、そういった人材バンクというのも必要なことだろうと。

例えば、現時点では仕事のほうが減っているわけですね。そうじゃなくて、今度は仕事がたくさんあったとき、当然波がありますので、そういったことが来てもらわないと困りますが、本当にそういうときに人材バンクが活用できるのか。やっぱりプラスとマイナスを考えながら長期的にそうした組織というのは考えていく必要がありますので、中期的なものの必要性と、今の短期的なものの必要性、それは十分分けて、そして必要なものは時間をかけて、必要なものは速攻でという、そのメリハリが必要だと思いますので、人材バンクについては今後、内容的について私も、町独自でやることについて意義があるか、まだ少し勉強不足でありますので、十分必要なことなら検討していきたいと思えます。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） いきなり人材バンクなんていう言葉を出したんですが、いろいろ企業さんのほうも考えているということの一つの事例として申し上げました。

例えば、企業が自分たちの会社の中に人材バンクというものをつかって人材を派遣していく。その受け入れ先が、例えば川根本町の役場の仕事もできるものがあるならやらせてもらいたいと、こういう提案があったときにどう受け入れるかということであるわけです。

町のほうの制度としては、業者の受け入れにはいろんな制度があるわけなんですけど、例えば、取引業者は事前に申請をして、それにパスしていないと取引業者にならないというルールがあるようなんですが、こういったルールが適用されるとかなり難しくなる。そういったルールももう少し緩和する必要があるのではなかろうかと思うんですが、その辺についてはどうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 人材バンクの場合は、やはり受け入れ側の仕事の確保と出すほうのキャパの問題があるだろうと思っています。もちろん、発想としては人材バンクをつくる言われることはわかります。会社の多角化として人材バンクを会社側が創出する。それに対してその他の企業、あるいは我々自治体が受け入れるという、それは一つの経営戦略でありますので、逆に言えば、それが要となれば多くの企業はそこから人材バンクを受け入れるだろうと。そうなる、人材バンクは人を抱えているわけですので、経常的に事業がなければ余剰な人員を抱えることになってしまいますが、そういう意味では、それは一つの企業の新たな戦略として位置づけられてくるものだろうと。これを現時点で緊急に非常に厳しいときに、だから町としてはそれを受け入れなさいという議論は、若干人材バンクの本質とは離れてくるのではないかというふうに、それはそれで人材バンクじゃなくて現在の余剰の人員をどうするのかという話の中で対応すべきで、そこに障害があればそれを取り除く、そして何とか雇用を維持する。

ただ、一つの中期的・長期的な企業戦略として人材バンクを確保するなら、お互いメリットという部分でつながっていくという話であって、緊急雇用だからもう少し規制を緩和して、例えば役場はもっと人を受け入れなさいという話は、若干議論としては違うだろうというふうに思います。

人材バンクというのをつくっていただくことについては、別に反対しているものではないと思います。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今、町長と話のやりとりをさせてもらっているわけなんですけど、まだまだ課題はたくさんあるだろうと思います。もっと本意を聞いていただきたいというような商工会あるいは各企業さんの気持ちもあろうかと思うんですが、やっぱり頼みになるところは最後は行政だということ、これには変わりはないと思います。ぜひ、これから窓口をどうするかはいろいろあろうかと思うんですが、例えば、商工会とかいうところと当町の窓口と、こういったところが一体となってこの緊急事態をどう乗り切っていくのかというような話がされるような、検討がされるような、そういう場をぜひつくっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これに関しては、冒頭最初の質問で答えましたように、当町は連絡会を持っておりまして、窓口が現時点では企画観光課になっております。そういった中で、私はそのときにも企業のトップの方、商工会のトップの方に言いましたけれども、この問題は単純にトップ同士が話して片づくような問題ではないと。事務レベルの非常にきめ細かな情報の提供、交換が必要だということで、ぜひうちの窓口はこちらですのでこまかな情報をいただきたい、あるいは、実務者同士の連絡をしていただきたいと指示をしておりますので、今後ともその流れに沿ってやっていきたいというふうに考えております。もちろん、この議

会という場で責任を持った発言同士の中で方向を出していくということも大事だし、また、実務レベルで実際ここが困っているんだから何とかしよう、そうしましょうという形の実務レベルの協議も大事だというふうに、両方を進めていくことが大事で、役場としてはそれはしっかりやってきているつもりですし、さらに私自身も、正式な場ではなく企業を訪問したり、あるいは来ていただいたりして、本当に刻々変わっておりますので、その状況の把握、あるいは先ほど言ったようにどこで財政出動するのか、しないのかという、その感性とか感覚を磨いていきたいというふうに思っております。

逆に言えば、議員が今おっしゃるように最終的には行政が頼みだというのは、これは皆さん共通する問題だと思っております。だけれども、その行政が財政出動をどんどん重ねていて、にっちもさっちもいなくなりました。私はそれが一番の危機だろうと思っております。逆に、自分だけ体力を温存すればいいということで、ずっと財政出動をとどめておいて、みんなが疲弊してしまったら、これも大きな危機だと。私は、町が財政出動をするタイミング、もちろん国・県の支援をすることも当然ですけれども、そこはやはり相当なトップの判断も求められるし、この議会での議論も重要だろうし、情報を常に持って感性を磨くことが大事だろうなというふうに私は思っておりますので、私自身はそれに努めたいと思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今の財政出動の話なんですが、そのとおりだと思うんです。

ただ、私は全体の町の最終的な財政の先行きというものをどういうふうに図っていくか、その中で財政出動が必要だったら、どういう時点でどのぐらいのという話になってくると思うんです。そういう意味では、私は、多分ことしの夏以前に財政シミュレーションが描かれると思います。この辺でまたこの話をさせてもらいたいと思うんですが。

それで、商工会との連携の窓口は企画観光課に設けてあるというお話なんですが、窓口そのものは仮にいいとしましても、実は役場内の連携をぜひ深くしていただきたいと思っておりますのは、今までお話にありますように、農業林業関係にもこういった緊急雇用というものは絡んできます。そして、先ほど私が事例に出しました子ども農山漁村交流プロジェクト、これもどちらかといいますと教育委員会が所管するような話になるかもしれません。要するに、役場の中は全組織が相当な神経を高ぶらせていただいて、こういった緊急雇用というものに対する関心度を高めてもらって、窓口は企画観光課であっても、そんなふうに進めていく必要があると思います。連携を密にしていきたい、そう思うんですが、その点についてどうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そのとおりであります。このことに限らず、役場は総合産業というか、総合的な仕事をしていかなければなりませんので、当然セクションはあったとしても各連携していく、すべてかかわり合っておりますので、連携しながらやっていくのが大事なことだというふうに思っております。

仕事を進める上では、セクションごとに進めることで進むという部分はありますけれども、それは決まった仕事をやる場合ですね。新たな仕事を創出していく、あるいは方向性を定める、あるいはプロジェクトの大きな事業をやるという場合には連携が必要だと思しますので、そういう組織で今後ともあり続けるよう、あるいはもっとそうなるよう努めてまいります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） ありがとうございます。

大体の質疑はさせてもらったんですが、最後に、政府のほうも平成21年度予算に追加経済対策の策定指示が出されたということで、非常に、これからいろんな動きが出てまいります。そのときに、先ほどから申し上げているようなものが手遅れにならないような形で対策をしていっていただきたいなというふうに思っておりますが、そんなことをお願いして、私の質問を終わらせてもらいたいと思っております。

ありがとうございました。

議長（森 照信君） 答弁はいいですか。

これで、原田全修君の一般質問を終わります。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

11番、鈴木多津枝君、発言を許します。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 議長の許可を受けまして、ただいまより通告に従って一般質問を行います。

最初に、旧中川根町時代から10年以上も続いている、毎年300万円前後の官行造林権利購入について伺います。

国土を守る責任がある国へ、なぜ毎年毎年このように高価な森林買い取り費用を払わなければならないのか、一体いつまで続くのか、疑問を持たれている議員は少なくないと思います。私も、旧中川根時代から予算決算のたびに担当課長や町長の説明に大きな疑問を持ち続け、今回、日本共産党静岡県委員会で行っている政府交渉要望として提出したところ取り上げられて、林野庁まで行ってじかに話を聞いてまいりました。その後も、千頭の森林管理署や静岡県森林管理署へ出かけ、2月末には県の森林管理署より職員が見えて、産業課長同席のもとで、これまで私が森林管理署へ出していた質問への回答、説明をいただきました。また、その折、質問書への回答書は一般質問を行うので、行政に渡してお帰りいただくようお願いをしました。当然、町長はこのときの報告を受けられ、回答書をごらんになられている

と思います。

そこで、以下の点についてお聞きいたします。

1、伐採収益を五分五分で分ける契約を買い取ることに変えたのはいつで、どのような契約に基づいて行っているのですか。

2、買い取りの場所や額はだれがどのように、何を根拠に決めているのですか。

3、買い取りをしている自治体がほかにあるのですか。具体的な実例を回答ください。

4、一昨年、町は、議会の議決を経ずに国の持ち分の購入を完了するため20年間の契約延長をする契約変更を行っていますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に違反しているではありませんか。

5、現在の買い取り済み面積と期間延長した対象面積及び今後の支出予測額はおよそ幾らですか。

6、森林の持つ価値、役割は国土保全、CO₂削減、水源涵養など多面的になり、国は間伐など森林保全に力を入れ自治体を支援こそすれ、80年以上も前の植林経費などについて自治体に買い取りを押しつけることは時代錯誤も甚だしいものと思いますが、国に権利譲渡は無償とすること、あるいは、伐採するまで無期限の契約延長を認めるよう交渉する考えはありませんか。

以上、6点について明快な御答弁を求めます。

次に、介護保険料の負担軽減について伺います。

これまでも低所得者への負担軽減について繰り返し要求してまいりましたが、制度以上の軽減は考えていないとの方針しか示されませんでした。しかし、介護保険制度は平成12年度に始まり10年目を迎えますが、いまだに保険料や利用料が高いために利用を控えたり、利用したくても施設に空きがない、介護職員の待遇が劣悪で定着せず常に人不足状況であるなど、全国的な問題が解決されていません。その上、平成18年度の介護保険法改正では、介護費用の削減と介護予防・自立支援強化の名のもとに軽度の人へのサービスが切り下げられ、今まで受けていたサービスが受けられなくなる。制度開始前から言われている「保険あって介護なし」という状況が現実のものになるなど、多くの反発を受けて数度にわたる部分見直しがされ、今日に至っています。

しかし、3年ごとに保険料を見直す介護保険事業計画で、第4期目となる次年度からの第1号被保険者65歳以上の保険料がまた値上げとなり、基準額で月額3,530円となりました。当町の高齢者は年金暮らしがほとんどで、年金がふえるなどということはないわけです。国によって次々で行われる年金をねらった負担増政策で、必要最低限の生活費をさらに絞りに絞ってもまだ追いつかない高齢者がほとんどの状況で、今回の介護保険料値上げがどんなに打撃となるかは想像するにたたくありません。特に、少額の年金受給者層である基準階層以下の高齢者にとっては、保険料率が最低でも基準額の半分までしか下がらないため収入に占める保険料割合は大きく、耐えがたい負担増となることは火をみるより明らかです。

介護保険条例の保険料の減免などで、第12条第1項第5号「その他町長が認める特別の場合があるとき」という規定がありますが、何を特別な場合というのかの基準が示されていません。これまで戦前戦後を通して塗炭の苦しみを乗り越えて国を支え、地域を支え、家族を守り抜いてこられた高齢者は町にとっても最も尊敬すべき方々であり、その高齢者にさらなる苦難を強いることは、敬老の精神からも許されないことのはずです。まさに、そのような事態を避けることこそ町が行うべき特別な場合であると思いますが、実際に運用できるよう収入に応じて50%以下の介護保険料率を設けて軽減を図り、また、減免基準も明確にするなど実効ある減免規定とされる考えはないか、伺います。

次に、3点目の「核兵器廃絶・平和のまち宣言」について伺います。

内外に平和を守る町の姿勢を示して、子供たちへ継承することについて町長のお考えをお聞かせください。21世紀の今も、2万6,000発の核兵器が世界の平和や安全を脅かしています。広島・長崎の悲劇が示すように、核兵器の使用は一瞬にして無数の命を奪い、世代を超えて人々を苦しめ、文明を破壊するもので、被爆者は人類と核兵器は共存できないと警告をし続け、世界のどこにも核兵器による新たな犠牲をつくり出さないための運動の必要性はますます増大しています。

1945年8月6日、9日、人類初の被爆国となった日本で1954年3月1日、再びアメリカが行ったビキニ環礁での水爆実験で、この静岡県焼津市の第五福竜丸の乗組員が大量の死の灰を浴び、久保山愛吉氏が犠牲となりました。核兵器廃絶は人類の悲願です。日本から始まった原水爆禁止世界運動は世界じゅうに広がり、核兵器保有国を包囲し、核兵器の使用を許さない力を発揮してきました。また、2000年に開かれた核不拡散条約再検討会議（NPT）では、アメリカなどの核保有国も含めて、核兵器の全面廃絶に対する核保有国の明確な約束に合意するまでに運動が発展し、その後の国連総会でも核兵器廃絶の約束の実行を求める決議が圧倒的多数で採択されています。

しかし、被爆国日本の政府はいまだにアメリカの傘に依存し、一部の政府与党関係者からは核武装論議の主張が出されたり、米艦船の民間港寄港の増大、原子力空母配備計画、在日米軍基地の再編強化が進められ、さらに憲法9条改悪の動きが進められるなど、残念ながら極めて危険な動きも目立っています。ことしも被災55年を迎えた焼津市で開かれた献花墓参行進や3・1ビキニデー集会に全国から多くの人々が参加し、来年春に再び開かれる核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて立場の違いを超えて、核兵器廃絶の1点での草の根の取り組みの大切さが確認されました。

今回の「核兵器廃絶・平和のまち宣言」については、合併前の旧中川根時代でも繰り返し要求し、広島県原爆ドームや鹿児島県鹿嶋市の知覧町、特攻資料館の議会視察も行われ、いよいよ議員全員に反対者がいないところまでこぎつけたときに、本川根町との合併が現実のものとなったことで、合併すれば消滅するので、合併した新町で新しいメンバーでやるほうがいいなどの意見が出されて棚上げにされたまま、新町でも合併後の議会に提出しましたが、近隣

の状況を見てなどということまで棚上げになっているものです。

平和を守る姿勢を近隣の状況を見て足並みをそろえるというのでは、余りにも消極的で子供たちにも言いわけがつかない姿勢だと思い、川根本町議会 1 期目の総意となるよう、今回再び議会に提案しましたが、私が一般質問に通告したことを理由に、町長の答えを聞いてから 6 月議会に対応すると、またもや棚上げになりました。町長は、当町がこの宣言をすることに賛成か反対か、その理由も含めて率直に御意見をお聞かせください。

以上、通告しました 3 点について、町長の明快な答弁を求めます。

議長（森 照信君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、鈴木議員の質問、大きく 3 つございますので、それぞれ答弁をさせていただきます。

まず、第 1 点目でありますけれども、お答えする前に、行政が一つの考え方をもってやっていたことに対し、議員として違う視点でこうした調査をされ、あるいは提言をされる、その姿勢に関しては大変敬意をあらわすものであります。若干考え方は違うかもしれませんが、まず冒頭それを申し上げたいと思います。

それでは、まず官行造林地の持ち分譲渡に関する質問についてお答えをいたします。

中川根町公有林野等官行造林地と言われている 1 林班から 21 林班までの町有林は、大正 11 年 7 月 7 日に中川根村長と東京大林区署長の間で公有林野官行造林契約書を取り交わし、現在の 1 林班から 14 林班までの 580.39ha において、大正 91 年 12 月 31 日までの 80 年 8 月 25 日間の造林事業が始まりました。

昭和 11 年 3 月 23 日に中川根村長と東京営林局長の間で現在の 15 林班から 21 林班を追加し、面積を 1,032.82ha にし、伐採予定期間を昭和 41 年から昭和 80 年の 40 年間に、存続期間をこれは平成 18 年 3 月 31 日に当たりますが、昭和 80 年 3 月 31 日の 83 年 11 月 24 日間にする変更契約がなされております。さらに、平成 20 年 3 月 5 日に存続期間を平成 38 年 3 月 31 日までの 103 年 11 月 24 日間とする変更契約をいたし、現在に至っております。

まず、官行造林は、公有林野等官行造林法に基づき土地所有者である中川根村と国が契約をし、国が森林を造成し整備を行い、国が立木を販売し、その収益を分収する制度であります。通常は立木を販売し、土地の返地手続が行われます。この際に土地の所有者が伐採をしないという意思表示をすることで公売形式での立木の販売がなされなくなり、町に随意契約の方法で販売されることとなります。ここで、国の持ち分を相殺して町の持ち分の部分だけを支払う部分持ち分譲渡の方式がとられます。当町におきましては、昭和 61 年度までに公売による立木処分を行い、収益を分収し、完了した部分の返地が行われております。

その後、公売を実行したものの落札に至らない年が続き、平成 3 年度より持ち分譲渡の方式をとっておるところです。持ち分譲渡の箇所につきましては、伐採、これは杉が 50 年、ヒノキが 60 年ですが、伐期到達林を中心に森林管理者と町で協議をして決めております。例え

ば、林道藤川線の開設箇所、林道南赤石線北側の景観保全伐採箇所を選択するなどございます。

買い取りをしているほかの自治体の状況は把握してございませんが、全国の官行造林地を有している自治体は平成18年度末で509市町村で、市町村有林は970カ所、7万2,809haであります。報道によれば、長野県の根羽村が1,300haの官行造林地の持ち分譲渡が完了したという報道がなされております。

先ほど申し述べましたように、平成18年3月31日に契約満了日となっておりましたところ、平成20年3月5日に存続期間を20年延長する変更契約を取り交わしております。現在、平成20年度分の持ち分譲渡と返地の手続中でございますので、この分を加えた平成20年度末の返地済み面積は780.65ha、官行造林地面積は252.17haであります。持ち分譲渡の金額は、森林管理署の毎木調査により積算されますので、今後の支出金額を見積もるのは非常に難しいことですが、施業計画書のスギヒノキ単層林の面積を集計すると211.11haで、これを平成20年度実績で単純に乗ずれば7,594万円余となります。変更契約後の存続期間はあと17年間でするので、単純に計算すれば毎年450万円ほどとなります。

平成20年3月の変更契約締結については、川根本町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に照らしますと、議決事項には当たらないと判断します。先ほどの内容で今後の支出金額の見積額を約7,500万と申し上げましたが、条例の第3条による「1,500万円以上の買い入れ」には当たらないと考えます。

町は、今回の期間延長の契約をするに当たり、持ち分譲渡を締めくくっていく旨の理由で申請を行い、契約をいたしました。しかし、金額を担保するものではございません。このことから、従前より債務負担行為の予算も組んでおりません。毎年の支出予算にその年度の対応を予算化させていただき、議会の議決をもちまして年度ごとの対応とさせていただいてるところでございます。ただし、大変重要な契約行為でありましたので、議会全員協議会等に報告するなどの対応をとるべきであったと反省をしております。

また、森林の機能は近年その評価が高まってきており、特に当町は、平成20年3月に町有林を含む町全体の民有林の7%である1,500haでF S Cの森林認証を取得し、環境に配慮した持続可能な森林管理を実践しております。町有林では、官行造林地においては大林班単位で返地手続が完了次第、随時森林認証森林に組み入れていくこととしております。

近年においては、長年にわたる拡大造林事業や官行造林事業の評価はさまざまであり、町としましても森林の公益的機能はもっと評価されるべきだと感じております。その一方で、経済的価値は下落傾向と相反する状況の中で、国に対しましては現在の当町の森林管理に対する姿勢、考え方をF S C森林認証取得団体であることなどを根拠に強く主張し、最大限の配慮をしていただけるようお願いをしていきたいと考えております。

議員からは、持ち分の無償譲渡または伐採の無期限延長の御提案をいただきましたが、まずは当町が実践している森林整備の説明を申し上げ、御理解をいただけるような活動をして

まいります。

次に、介護保険料の負担軽減についてであります。

介護保険条例第12条第1項に保険料の減免等の規定中、「その他町長が認める特別の場合があるとき」について、実際に運用できるよう具体的な収入基準を設けて、第1段階の0.5以下の保険料ができるのかというような御質問だと考えております。

「その他町長が認める特別な場合があるとき」については、川根本町介護保険料減免基準及び事務取扱要領を定め対応しているところであります。その内容は、第1号被保険者の保険料、所得段階別の第3段階の人が対象であり、当該世帯の実収入見込額が生活保護法による生活費認定基準以下である者を、第1段階の保険料の額との差額を減免するというものであります。低所得者に対する保険料率は第1段階の0.5が設定されており、生活保護を受給している人等が対象となっていることを踏まえ、これを基準と考えております。

このように、低所得者につきましては、法により制度として減額の取り扱いがなされています。その上で保険料額が全国平均より大きく上回ることにより、低所得者の負担が過大になるなど特別な事情がある場合について、例外的に市町村の判断で保険料の算定基準の弾力化(0.5以下)が可能とされているものです。本町の場合、全国平均以下であるため、この特別な事情に該当せず、0.5以下の保険料率は設定できないものと考えております。仮に、0.5以下の保険料率を設定したとしても、この軽減分は高い所得段階に属する方が負担しなくてはならず、現在の保険料率でも負担しているため、慎重に検討すべきものと考えております。

次に、「核兵器廃絶・平和のまち宣言」についてであります。

世界で唯一の被爆国として日本は、核の悲劇が繰り返さないように、そして核兵器を廃絶していくべきことを世界の人々に訴えていく使命があると、私も思っております。

まず、日本は核兵器のない平和で安全な世界を一日も早く実現することを目指し、今後とも軍縮・不拡散の分野で現実的かつ着実な努力を、国際社会に向けて続けていくことが必要であると考えています。

議員御承知のように、非核三原則を掲げる日本は、核兵器のない平和で安全な世界の実現を目指してさまざまな外交的努力をしております。その一方で、国際社会においては依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在し、そのような環境の中で、日本の安全を期するためには核を含む米国の抑止力に頼る必要があります。そうしたことから、核廃絶という目標と核抑止を必要とせざるを得ないという現実の差を一日も早く埋めるべく、核軍縮・不拡散のための現実的な努力を積み重ねていくことが大切だと考えております。

核兵器のない平和で安全な世界の実現には、まず核軍縮・不拡散が現実的かつ漸新的な取り組みとして必要と考え、また、本問題は日本の外交政策として位置づけられるもので、現時点では国連アジア個別協議の中で積極的に取り組まれており、あえて軍縮・不拡散を飛び越え廃絶の宣言を出すほど、国内世論も政策も後退局面にあるとは考えておりません。

以上、3つの質問についてお答えいたしました。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） まず最初に、官行造林へのお答えに対して、もう少し突っ込んで質問をしたいと思います。

先ほど町長は、議会の議決を経ないで変更契約をしたことに対しては、原契約の延長なので条例違反にはならないと考えているというのを委員会でも言われましたし、そういう考えだということがわかりましたけれども、それは思っているということであって、私が違反だと思っているのと、そのところはかなり対立するのではないかと思います。これは、司法のというか調査委員会というか監査請求とか、そういうもので今後判断を仰がなければいけないのかなと思いながら聞きました。

それと、お聞きしたいのは、委員会で請求しましたこの変更契約、平成19年に議会に話をしないで行った変更契約の写しをいただきたいということで、議員の皆さんにも配付していただいたんですけども、その契約は非常に文章に誤字があったり、公印が打たれてないというのは薄くて消えたんだという説明だったんですけども、本当にこれが原本なのかとちょっと信じられないような思いがします。この議会の準備の中で、私も時間がなくて原本を確認することができませんでしたが、原本を閲覧することはできますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員が思うと同じように私も思いますので、当然原本を確認しましたし、閲覧は可能であります。私も契約書に誤字があるということに関しては本当に、そういう事務をしたということに関しては改めて申しわけないと、今後こういうことがないように十分注意をしていきたいというふうに思っております。

原本の写しでありますし、誤字があったのも事実でありますし、閲覧も可能であります。また、誤字に関しては管理署と協議して修正したものをつくるよう、今準備をしております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 川本産第242号というのを見せてもらったんですけども、平成19年12月4日付で、関東森林管理局長殿ということで、契約の変更について存続期間の延長を必要とする理由として、「保安林としての機能維持などを進めていくという観点などから、国の持ち分を譲渡していただくことを行ってまいりました。しかしながら、町の財政事情などもあり、存続期間中に持ち分のすべてを譲渡していただくことができませんでした。本町といたしましては、今後も継続的に持ち分譲渡を進めていく方針でございますので、存続期間を20年延長していただきたく申請いたします」というふうに、延長の理由が書かれてありました。

それで、10日に配付された変更契約の写しには、大正11年9月27日付により登記した立木の共有のための地上権設定登記について、存続期間変更登記を甲が囑託することを乙が承認する。「甲」は関東森林管理局で「乙」が川根本町長ですけれども、承認すると書かれてい

るだけで、買い取りという言葉、お金を払う売買の文字など一言も書かれていませんでした。川本産のほうには、財政事情もあって持ち分買い取りがなかなか進まなかったので延長してくれというふうに書かれてあったわけですけれども、原本の写しというものには買い取りのことが一言も書かれていない。ということは、先ほどもちょっと町長も触れましたけれども、この契約どおりに履行されるとすればお金を払う必要など全くないわけで、ほかにお金を払う、原契約は伐採したときの収益を五分五分に分けましょうということですので、お金を払うという契約、約束がどういう形で、いつ行われたのかをお聞きいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほどありましたように、平成3年度からこうした持ち分の買い取りが行われております。当然、国としてもそうした財産を譲渡するわけですので、それに対する現時点での評価をして、それに対して代価をもらうというような形で話が、これは当たり前のことだというふうに考えております。

どの条文に、そのお金を払うということに対してちょっと今持っておりませんが、通常、常識としてそうした代価を払うことに対しては特別な課題があるものとは思っておりません。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私たちが議会で審議するときにも「おかしいね」と言うのは、要するに山に生えている木というのは動かないわけですね。あるだけで、切ってお金にもなっていないものを、80年以上も前に造林してもらった。だから、その半分ずつ収益にしようという契約があったから、その半分の対価として払わなければならないんだと考えること自体が、私には理解できないんですけれども、町長はだれかにそういうふうに、買うようにということを言われたんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 分収林の契約の場合には、当然満期のときにそれを分配するわけであり、それを途中で契約を解約すれば、それまでの経費も含めてその評価をして、それに対して対価を払うということが普通一般的に行われておりますので、そのことに関しては問題はないと思います。

ただ、立木の評価という、評価の仕方がありまして、市場価逆算で、要するに市場に持って行って幾らで売れるから経費を差し引いて、その山に立っているものを評価する方法と、今までその山をそういう状態にするまでに幾らかかるかという、グラゼル方式を採用するのかということ、その方式の違いによって大きく変わってくると思います。

そうした場合、どの評価をとるのが、あるいは現在山に立っているのをどういうふうに評価するのかというのは、特にこれだけ立木価格が下がってくると大きな課題であるだろうというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 平成20年度も買い取りをしたと思うんですけども、市場逆算方式なのか、評価式なのか、それをあわせたグラゼル方式なのか、どれだったんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） こういう状況の中では、単純にどちらの方向というよりも、非常に協議しながら話を進めてまいりました。基本的には、市場にいけば幾らで売れるかということの評価して、単価を出しております。

ただ、当然国有林側としては今まで幾ら、我々は投資的な経費を払っているわけじゃないものですから、幾ら払ってきたということも当然考慮しますけれども、現時点では市場へ持っていっても投入しただけの価値は生み出せませんので、そこでさまざまな話をしながら価格が決まってきたというふうに、私は認識しております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今も町長言われたように、協議をいろいろとやっこられてるわけですね、国と林野庁となのか、森林組合となのかかわからないですけども、だとすると、契約というのは片方で契約するという事は、ましてやそれを履行するという事はあり得ないわけで、契約は双方の合意によって履行されるわけですから、伐採していない森林について管理もそのままただ延長してもらえば、町有林にはならないでしょうけれども、いつまでも国の持ち分のもままでいくんでしょうけれども、切ったときに折半しましょうという話し合いはできないんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 2つ、まず説明申し上げますと、1つは、買い取ることによって当町のメリットがあるというふうに考え、町有林にすることで非常に森林管理の自由度が上がってくるという、あるいは、環境の意味でも自分たちの森を持つことによって、あるいは町伐期施業等さまざまな地域の特性に合った施業ができることで、買い取りましょう。また逆に、現時点での材木価格は安いので、今買うことは長期的には有利ではないかという、そうした考えがあって平成3年から始められ、また現在もそれを踏襲しております。

もう1点、その前提となる契約延長が幾らでも可能だという条件がもし生まれてきたのなら、それも大きな一つの考え方を改める部分だろうと。もう一つは、仮に契約延長ができなくて100年後に伐期が来たときに、本当に国有林は切るのか切らないのかということで、今までは切るんだと、切って返ってくるんだと、そういうような前提で、そうなるのととも一遍にこれだけの面積を切られてはかなわないから、少しずつ買っていけばそういったリスクは減るということも買い取りの条件にありましたので。じゃ、伐期が来ても国有林はもう切れないということになってくれば、また戦略というのは変わってくるだろうというふうに思っています。

確かに、予算を可決した20年度まではこうした方法をとらせてもらいましたけれども、議員の努力によってさまざまな可能性というのも見えてきた部分がありますので、その分に関

しては十分、新年度になりますけれども、それ以後無期限の契約延長ができるのか。その場合、立木の管理はどうするのかというようなことも、いろんなところで新たな展開の中で確認することが多かろうと、今の現時点では考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本当に、今町長が答えられたそのとおりだと思うんです。森林管理署だって切るためには、先ほど町長が最初の答弁で言われたように、入札にかけなければいけない。入札業者がお金を払うわけですから、その入札価格はとても合わないし、だれも入らないわけですね、道もないのに。そうすると、国だって切れない状態なんですよ、町が切れないんじゃないくて、国だって切れない。国は今、CO₂の吸収源に森林を保全しようということを大いに進めているときですので、ぜひ町長に、全国にこういう例が今からどんどん上がってくるということも聞いています。伐期を迎える自治体がたくさんあるんだと。それで、国のほうも見直さなければいけないということも聞きましたので、ぜひ町長は、当事者の第1号の町長として国のほうに率直に、森林を守る立場、本当に自然を守っていく立場を、先ほどの答弁のように明らかにしながら無償で契約延長、あるいは譲渡が可能になるように働きかけていただきたいし、私たちもそうしていきたいと思います。

それでは次に、介護保険料の減免について質問をします。

町長は、低所得者には軽減措置が図られているんだというふうなお話をされましたけれども、第5段階になりましたが、基準額を1とすると、その下の、町長が先ほど生活保護基準収入額同等かそれ以下の収入の人たちには第1段階の保険料に軽減できるんだと、3段階の人をそうできるんだというふうに言われましたけれども、3段階というのは基準額の0.75倍ということですけども、そういうことで、じゃ第1段階に減額した割合はどうかというと、最低でも0.5%、基準額の半分以上は下がらないわけですよ。

町長は先ほど、特別にまた何かあれば町長が特に認めればそれ以下の段階もつくれるし、減免もできるし、それはみんなの保険料にかかっていくんだよということを言われましたけれども、そこでみんなの保険料にかかっていく額というのは本当にわずかだと思うんです、年間1億5,000万近い保険料の中の、そこに何十万かが、もし減免をしたことによって1人、2人、そういう大変な人たちが声を上げた、申請をしたということで、その人たちにそういう減免を設けて、島田市のように収入が生活保護基準相当以下だと0.25の減免をするというふうに規定していると聞きましたけれども、そういうことをやることにおいて、ほかの被保険者がこうむる負担増というのは本当にわずかなものだと思います。

今回、介護職員の処遇改善で3%報酬を上げるということで国のほうからやってきましたけれども、それで介護保険料に幾ら影響が来たかということ、国が半分出して、残りの300万ぐらいですか。それが3%で保険料に影響したのが月額30円でした。ですから、本当にわずかなもので、それを本当に困っている人を助けるのに、そういうことはけしからんという町民の方たちはいらっしやらないと思うんです。ぜひ50%以下の減免の規定を設けて、本当に

大変な人たちが申請をすればその規定に合わせて減免ができるよと、何%にするのか、25%にするか20%にするか、10%にするか。あるいは、状況によってはゼロにするか。そういう運用の実効ある具体的な運用規程を設けるべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） いかにかこうした減免措置をするのか、さまざまな理由があろうかと思えます。一つ、私になじまないのは、額が少ないからいいだろうという、その議論に対しては、これは私はあるべき姿ではないと思えますので、額が少ないからと、そういうことを言っているんじゃないと思えますけれども、それは理由にならないと思っております。

今回、第一段階が議論になっておりますけれども、第一段階の場合、私の認識としてはここは生活保護の方でありますので、そういった部分に関しては生活保護の中の支給の中でカバーできるというふうに考えておりますし、やはり軽減すれば必ずどこかに、この介護保険料の仕組みからどこかがやりますので、仕組みとして単純にそれはできないだろうというふうに思います。

ただし、私もこれは自分なりに調べていく中で、第一段階に老齢福祉年金の方が入っているんですね。これは本当に、議員おっしゃるように少ないんですよ。少ないんですけれども、老齢福祉年金受給者というのが入っているということに関しては、その個別案件というものをしっかりと調査しなければならないという認識は持っております。第一段階に関しては、基本的には年金・生活保護の世帯ですので、私は0.5という数字でも、さまざまなカバーされていますので負担は可能だというふうに考えております。ただし、それ以外の方で個別的な対応はしっかり見ていかなきゃならないというふうに思っております。

また、このことに関してはそれぞれの介護の部会で検討された事項でありますので、多くの方の御理解は得ているというふうに私は認識しておりますので、これはこういう方向でいきたいと考えております。ただし、そうした個別の案件で課題が出てくれば、それは個別で対応するのか、こうした制度の見直しあるいは軽減率で見直しするのか、それはやはり十分協議して、御意見も伺いながら決めていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 50%という、半額という所得が半額どころか10分の1、20分の1しかないような人たち、基準額の人に比べて、そういう人でも第一段階だけではなくて第二段階も50%なんですね。2分の1なんです。第二段階の人にもどういう方がおられるかという、第一段階には確かに老齢福祉年金月額3万円ぐらいの方がいらっしゃる。だけど、第二段階はそれより、老齢福祉年金以外のもっと少ない人たちだっているかもしれないわけです。行政はそこを確認しているかどうか、私は確認するすべがありませんのでわかりませんが、そういう状況の中で、じゃ、困ったらこういう制度があるよと、制度をつくっておくというのは一つのセーフティネット、川根本町の住民を守る姿勢を示すものになるん

じゃないかと思うんです。あなたやりなさい、あなたやりなさいということは言わなくてもいいというか、本当に困っている人には教えてあげなくてはならないでしょうけれども、そういう本当に困っているという人たちが駆け込んでこられる所をつくっておくというのが、セーフティネットをつくっておくというのが大事じゃないかということで私は思っているんですけれども、生活保護基準以下の収入しかなくても家がある、畑がある、子供たちが本当に困ったら何がしかのお金をくれる。そういうもので本当につましく生活しておられる高齢者の方、そういう方たちが年金を見ると、少ない年金からまた介護保険料を引かれた、多くなった、たくさん引かれた、前よりたくさん引かれた。月額50%で1,700幾らですね。その金額が決して、それこそ安い高いの問題ではないと町長は言いますが、私は生活に現実的に食い込むお金だと思うんですよ。2日分、3日分、あるいは1週間分、もっと長い日にちの食費になるかもしれないわけですよ。

そういうことを考えると、そこから介護保険料を基準額の人50%しか下がらない額で納めさせる、天引きしてしまうということは何とか食いとめるためにもう少し、今度の値上げやりました、担当の人たちによっていろいろ工夫もされていますけれども、だけどやっぱり最後の一番下のところの対策は立てられなかった、私も気がつくのが遅かったという点もあるんですけれども、なかなか皆さんに、委員の方々に短い時間でわかるように訴えられなかったというのもありまして、そのところの介護保険部会で話し合いがされるということはありませんでした。

そういうことがありますので、私は議員として、ぜひ行政に、あるいは議会と一緒にそういうところが必要かどうかもう一度考えて投げかけてほしいなと、そういうことで今回質問をさせていただいています。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 原則論に戻りますけれども、介護保険があるからこそ多くの方々がそうした介護を受けられ、生活が維持できるというふうに思っておりますので、制度そのものは大変重要なもので、それを支えるのはもちろん国・県・町のいろいろな支出もありますけれども、介護保険料であると。これに関してはやはり公平性をもって、みんなが納得できるようなものにしていかなければならないというふうに思っております。

現時点で、私はこの制度が改正を要するものとは思っておりませんが、先ほどの議論もありましたように経済的な部分で大変厳しい風も吹いておりますので、十分その個別の中で対応をしてきて、どうもこれは制度に欠陥があるんだということになれば、当然さまざま、これ自体をどうするのかということと、それにかわるものを設けるのか、いろいろな対応はあろうかというふうに思っております。

1,550円から1,765円、215円上がりましたがけれども、本当に年金あるいは生活保護で暮らしている方にはそれは大きな金額だと思いますので、そういったことも含めて現在包括支援センター、あるいはさまざまところで窓口の充実を図っております。そうしたことで、ど

うもこれは制度的に欠陥がある、個別対応はもう無理だということになれば、当然さまざまなことで議論していくのが、福祉を基本的な政策と位置づけている行政の役目ではないかというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最後に、核兵器廃絶の平和のまち宣言について一言伺いますというか、言わせていただきますが、町長は先ほどいろいろ核兵器を持っている国々もあるし、アメリカの核を持った軍備によって守ってもらっているということがあるわけだから、今ここで核兵器廃絶ということを使う必要はないというふうに言われましたけれども、核兵器廃絶という言葉を使ったからすぐに核がなくなるということではないわけですよ。その前段で町長は、やっぱり核兵器はなくしていきたいということをおっしゃっているわけだから、ぜひ本当に長い目標かもしれない、2万何千発も世界じゅうにあるわけですから。それを使わせない、本当に確実に減らしていく、町長が言われるように核不拡散の形でも、今度オバマさんも先制使用はしないというふうに発言されましたけれども、そうやって核を持っている国々を核を使えなくしていくためにも、一つ一つの自治体、住民と一緒に核兵器は絶対になくしていかなければいけないんだ、使わせたいいけないんだという意思表示をするためにも、この核兵器廃絶・平和のまち宣言をしないかということをお私に議会にも訴えてきましたけれども、町長の答えが非常に重要なところですので、そういう思いがあたりかどうか、もう一度端的にお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） この分野になりますと、行政体としての意思というよりも町長個人の意味というか考えになることだけは、まず御理解をしていただきたいと思っております。

「核兵器廃絶・平和のまち宣言」、当然、これは人類として、あるいは人間として求めるべき姿というふうに思っておりますけれども、現状というのは廃絶の宣言あるいは平和のまちを宣言したというそういうレベルではなくて、もう少し地道な活動をしていく。もちろん、鈴木議員もこれをやったから終わったというふうに思うわけではなく、第一歩だとおっしゃっていますけれども、やはり宣言をするということよりもっと地道に核軍縮、あるいは核不拡散を地道に日本としてどうやっていくのか、そういうことが大事なことであって、まず宣言をするよりも、やはり日本は、1994年以来国連で核軍縮の決議案を提出して圧倒的多数で可決されていますし、その数もふえてくる、そういった地道な努力もしているわけですね。

そうした中で、やはり我々として今何をすべきなのか。宣言をするよりも、そうした日本としての動きをやっていくような取り組みのほうが本来重要ではないかというふうに、私は思います。いいことなんだけれども、それをやることによって本来やるべきものが隠れてしまうというか、そんな気もするので、私はあえて宣言は必要ないというふうに考えております。

ただし、これをする必要があると私が思っているのは、例えば、先ほど国会の中にもそう

いう核武装を発言する議員がいるとおっしゃいましたけれども、実際そういうことを国会の外で言っている議員もいますけれども、それは少数だろうし、今核武装を日本の国で容認するような人はごく少数というふうに私は思っております。そうした中で、もしこれが国の流れとして、あるいはそういう方向にいったときは、当然、自治体を挙げてこの核兵器廃絶・平和のまち宣言をする必要があるかと思えますけれども、私は多くの方がだれも自然に核兵器廃絶、そして平和のまちというのを必要なことと思っております。

そういう意味では、あえてここですることによって、本来もう少し地道にやることが見え隠れてしまうということで、私は個人的には必要ないと思っておりますけれども、それは必要があるとなればやることに対して私は何も言うことではありませんので、それは私がどう言う問題じゃない、私自身に問われればそういうふうにお答えするというふうを考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ドイツでナチが台頭して多くの人たちが犠牲になったときに、ある牧師さんが、カエルをゆっくりゆっくりお湯の中で温めていくと、カエルは気持ちよさそうにしている、それでどんどん気持ちよくなって、そのまま気がつくとも熱くて外に出られなくなった。ドイツは、自分たちはちょうどそういう同じことをした。言うべきときに言わなければいけないだと、行動すべきときに絶対これはいけない、こうしなければいけないということを言わなければ、もう手遅れになってしまうんだということを後述されているという記事を読んだことがあります。

私は、そのためにも子供たちに、町長は核武装は少数派だとか、日本が核武装するようになることはないと言われますけれども、でも私は、だからこそそういう状況の今だからこそ、本当に大人たちが核兵器をなくそうとしている、そういう努力をしているんだよと。次の世代の子供たちに、もしかしたらテレビゲームをいっぱいやっているんなことを、人とか何か簡単に死んでしまう、生き返る、そういうものになれてしまっている子供たちが核兵器についてテレビとか映画なんかで見ても、簡単に、あるいは安易に考えるかもしれない。そういうときに、この町に平和の宣言をやった町だからというその思いが、子供たちが毎日学校へ行くときに通るその道で役場を見たときに、そういう垂れ幕がかかっている。そういうことにきつと、私は違う平和を守る思いというのは生まれてくると思うんですよ。

だからこそ、今私はやるべきだと、母親の立場から言っているわけですがけれども、町長は別に否定するわけではないということですので、これから私たちも頑張って、町長がやろうというふうになるように頑張っていきたいと思えます。質問ではありません。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） オバマさんのことが出ましたのであえて言わせていただきますけれども、やはり、我々としては何でパキスタンが核を持ったのか、あるいは何でイスラエルが核を持っている、持ってないと言っている、そういった世界情勢の中に日本もあるという、世

界情勢の中で核がどのように現在使われて保有されているかということも含めて、その中で日本はどうしていくかということをやっていかなければならないと思っていますので、その手順が必要だというふうに私は言っております。

またもう一つは、日本はピキニも入れれば3回の被爆を受けていますので、絶対最終手段として核兵器は使っていけないということをアピールする責任は、これは当然あるんですけども、やはりこれだけの世界情勢の中でさまざまな国がさまざまな活動をしているときに、平和宣言・核兵器廃絶だけを前面に出すと、子供たちにも間違ったメッセージを与えてしまう、その前にやるべきことがあるということを申し上げておりますので、これはもう立場の違いです。

議長（森 照信君） これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

10番、板谷信君、発言を許します。板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、質問させていただきます。

前の鈴木議員が官行造林という新しい分野を開拓しつつありますが、私のほうは相も変わらず町財政について町長の考え方を伺いたいと思います。

まず1点目として、当初予算についてというところで、平成21年度当初予算は過去3年間、平成18、19、20に引き続き緊縮予算となっています。具体的には、一般会計が約53億で平成21年より8億程度低いということです。また、その中の内容としては、経常的経費は余り変わらないんですけれども、投資的経費が6.7億と前年度より6億低い金額となっています。

このように、今まで何回かこのことについて、財政運営のやり方について議論をしてきた中で、3年間はちょっといろんな意味で建て直しを図るために小さい会計でやると。ただ、平成21年度からはもう少し積極的というか、事業によってはしっかり対応していくというような再三の町長の答弁があったんですけれども、相も変わらず次年度もこのような小さい予算を組んだことについて、理由を伺いたいと思います。

2番目については、行政改革について。

これは、今行政改革委員会でも意欲的に審議を行ってくれています。また、幾つかのものはもう形となって出てきています。そのような中で、まず補助金の見直し、これは内容的には交付基準の策定と要綱の見直しなんですけれども、これは既に行われ進められています。また、公の施設、ここでは6つ、資料館と文化会館、海洋センター、音戯の郷、茶茗館、農林業センター、この6つの施設について町長から諮問があり、そしてそれに対して委員会から答申が出されています。これは、ことしの2月20日に答申が出されていると聞いています。

これから後の行革については、最終目標と言えらと思いますけれども、住民の人に町の仕事を評価してもらおうという、行政評価システムをどういうふうに入れていくかと、このようなことが検討されることになり、これも多分平成21年度でまとまるというように聞いていますけれども、これらについて、今までの行革への評価、また今後の見通しについて町長に伺います。

最後は、3番目としては、今後の町のあり方についてという質問を用意しました。

というのは、来年2010年（平成22年）3月31日をもって過疎地域自立促進法、これは過疎地域に指定された自治体に有利な地方債などの措置を認める法律ですが、これによって我が町も長い間いろんな形で設備投資を続けることができました。この法律と市町村合併特例法、これは今まで平成の大合併の柱となってやってきた法律なんです、この2つの法律が22年3月31日で期限切れとなる。このことによって、小規模自治体の環境というものが大きく変わってくるんじゃないかなというようなことが懸念されます。これについて町長はどういうふうに考えているのか、また、これからどういうふうに対応していくつもりなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

以上、3点についてお聞きします。

議長（森 照信君） ただいまの板谷信君の質問に対し町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員に、大きく3つに分かれておりますので、それぞれお答えいたします。

平成21年度当初予算についてであります。

本町の予算編成につきましては、合併以来厳しい財政状況にかんがみ、平成18年度より3年間行政改革大綱に基づいた集中改革プランの推進、退職者に対するの補充の抑制、事業・行政サービスの選択と集中、需用費等の経常経費の節減による緊縮型予算を編成し、一町として歳入規模に応じた予算規模を目指してまいりました。その結果、この3年間の編成により、現在の本町の年間予算規模がおおむね図られたと考えております。

平成21年度予算編成におきましては、今までのマイナスシーリングを行わず、前年度並みの一般財源を目標に編成しました。しかし、依然として高い経常収支比率を踏まえ、需用費の5%以上の削減及び宿泊を伴わない県内日当の廃止など、全般的な経費節減に努めました。

平成21年度予算は、対前年度7億6,800万円と大きな減額となっております。これは、20年度におきまして北部地域振興センター約2億8,000万、町営住宅整備約1億6,500万など、大規模事業が計上されており、これらが完了したことによるものであります。

これら大規模事業など20年度特殊事業は約9億6,000万、21年度につきましては菌床しいたけ施設補助、北部地域振興センター周辺整備などの特殊事業は2億7,000万円ほどであり、差し引き6億9,000万であります。これを平成20年度当初予算60億8,200万から差し引くと、53億9,200万円となります。まだ本年度予算が少ないわけですが、21年度では人件費、公債費など義務的経費が1億2,000万減額していることを考えれば、前年並み以上の予算を確保したことになると考えております。

21年度予算では、税収の落ち込みが8,400万円ほどありますが、今述べたように経済情勢も考え、実質前年度並み以上の予算といたしました。

しかしながら、以前の一時期より改善されたとはいえ基金繰入金は3億4,900万円で、う

ち財政調整基金的運用の基金取り崩しが2億9,700万円あるなど、決して余裕のある財政状況ではないと考えております。多少、他の一般質問とダブりますが、普通建設事業費から見ましても、21年度は6億4,900万、対前年度6億1,600万の減額でありますけれども、特殊事業から考えますと、おおまかな計算でありますけれども前年度並みを確保しているものと考えます。

また、平成20年度におきましては、後ほど議論いただきます追加補正の中で、国の二次補正に係る地域活性化・生活対策臨時交付金事業が、建設事業を中心に約2億5,000万円追加させていただきます。これらの事業につきましては、当初予算編成と同時に編成となり、21年度当初予算を前倒しにした事業もあり、ほとんどが繰越明許であるため21年度に実施されるものであります。このようなことから、21年度事業につきましては、20年度の追加補正も合わせると通常以上の事業が確保できたと考えております。

また、視点を変えれば、このような中でも21年度は財政調整基金、まちづくり基金などから繰入金対前年度1億5,800万円の減額となりました。今後規模の大きな事業及びこれからも厳しい状況が続くと予想される不況の影響緩和策、緊急時の対応策などに対応する財源確保に貢献できたと考えております。

しかしながら、現下の経済状況から、国においても経済対策として補正も検討されております。本町におきましても、国・県等の補助事業の活用及び町独自の施策も考えていかなければならないと思っております。このような状況の中で、限られた財源であります、より効果的な事業の実施を目指していきたくと考えております。

行政改革の見直しについてであります。

まず、補助金の見直しについてであります。町が交付する補助金は団体等が行う特定の事業等に対し行政目的に合致し、公益上必要がある場合に補助することができると地方自治法で規定されております。具体的な補助金の見直しについては、12月議会にも板谷議員から御質問があり、その際取り組み状況を述べさせていただきましたので、ここではその後の状況を述べさせていただきます。

見直しは、集中改革プランの取組みの項目に「町合併に伴う各種団体の統合・整理の進捗状況とあわせ補助金の役割、使われ方について精査し見直しに努める」とされ、その意義は、効率的な行政運営の確立のためのものであります。補助金の見直しは、平成20年度集中改革プランの重点取組みの項目に掲げ、補助金の適正化についての方針を定め、既存の補助金を含めすべての補助金について見直しを図ってまいりました。

平成21年度予算計上の補助金を平成20年度予算と比較しますと、事業の性質から支出科目の変更10件を含め廃止が13件、新たな補助金創設が4件で、4,948万円の減額となりました。補助金も町民の税金をもって交付されるものであり、すべての補助金は町民に情報開示、使途の透明性・公平性・公共性が確保されなければなりません。

平成20年度において「補助金の適正化についての方針」を定め、この方針に基づき行った

見直しは、行政と町民等の役割分担を明確にするとともに、公益上の必要性が客観的に認められ、かつ自助努力をもってしてもなお不足する部分を補助するという、必要最低限の原則に立ち返り、適正が図られたものと認識しております。「平成20年度に補助金の見直しを行った」で終わることなく、引き続き平成21年度も補助金交付の際に、事業の目的や効果を確認する作業を継続していきたいと考えております。

今言いましたように、今回の補助金の適正化は、単純に補助金の削減を目指したものではありませんということを御理解していただきたいと思っております。

次に、6つの公の施設のあり方について。

行政改革推進委員会から答申のあった6つの公の施設のあり方について。

公の施設は、自治体が住民のためにさまざまなサービスを提供する施設で、その管理は直営または指定管理者制度のもとで行うことになっています。川根本町にもさまざまな目的を持った多くの公の施設を有しております。管理は、設置目的の効果的な達成を主眼に置いた管理形態をとり、指定管理者による管理にも取り組んできましたが、直営で多額な維持管理費を要し、職員も配置している6つの施設について、これからの施設のあり方を行政改革推進委員会に諮問したところ、去る2月20日に答申を受けました。答申内容につきましては、2月25日の議員全員協議会の折、配付、報告させていただきましたので御承知のことと思えます。

今後、答申内容を十分に吟味し、調査、検討、協議を行い、施設運営に活かしたいと考えております。行革推進委員会の答申を重く受けとめ、21年度からしっかり対応していきたいと考えております。

次に、3点目の行政評価システムの導入であります。

一般的に、行政評価とは「政策、施策及び事務事業について客観的な数値を用いて有効性や効率性を評価し、その結果を行政運営の改善につなげていく制度」とされております。

従来、自治体の行政運営は「計画し実施する」の繰り返しにとどまり、どのくらいの予算が必要か、どれだけのことを行ったか、そして予算に対して決算はどうであったかが重視されてきました。しかし、長期にわたる経済の低迷によりどのような効果があったのか、その結果をもとに改善すべき点はないのかという視点や、住民意識の変化などにより住民への説明責任が求められるようになりました。

こうしたことから、行政運営の改善手段として、また行政側の意図やその結果をわかりやすく説明する手法として、客観的な数値を用いる行政評価制度に21年度から着手する予定であります。県下の市町の取り組み状況を見ますと、平成20年10月現在で、全41市町のうち24の市町で導入となっております。

当面、当町では各課・各室における主要事業の数件をピックアップし、試行的な運用から始め、常に政策目的と政策手段の体系を意識できる行政職員を目指し、意識改革に努めるものとしたいと考えております。その後、評価結果を活用した総合計画の進行管理や予算要求

や査定等に反映したいと考えております。

質問事項の大きな3つ目であります。今後の町のあり方について。

過疎自立促進法の期限切れについてであります。

現在の過疎地域自立促進措置法は時限立法であり、平成22年3月31日をもって失効となります。現在、静岡県の過疎地域活性化協議会を窓口として、過疎地域進行のため国への法律の継続をお願いしているところですが、国におきましても次期の法律について検討が行われているところです。御存じのとおり、この法律は過疎債の活用によって過疎地域の自立を支援するという目的がありますが、本町は、合併後におきましても過疎地域に指定されるための人口減少率や高齢化率などといったさまざまな条件が満たされており、ただ、新法で検討されている条件については、今後の過疎地域の指定について展開がどうなっていくかということにつきましては、若干不透明な部分を残しているのが現状であります。

いずれにしましても、本町を取り巻く状況は大きな課題を抱えております。新年度では、新法が成立した場合、第1次総合計画との整合性はもとより、これまでの過疎計画の内容を基本としながら、新しい過疎地域の自立促進計画を立てることになりますが、これまでの課題に対する項目はもちろん、新たな課題についても各担当において十分検討を重ね、制度的な整備ができれば本年12月の議会にも提出させていただく予定であります。

市町村合併特例法の期限切れについての認識であります。

現在、第29次地方制度調査会専門小委員会において、市町村合併を含む基礎的自治体のあり方について審議、検討に入っております。提出資料では、合併促進運動は合併新法期限の平成22年3月末までで終わりにすべきではないかというようなこととしております。また、委員の方々の議論も、総合行政主体たるに足る能力を身につけるための合併という手法は限界に来ているとか、多様な規模の自治体というのを前提にして地方自治を組み立てていかなければならない、多様さを許す制度をイメージしながら議論していくことが必要、連携制度に多様な選択肢を示していく方向性が必要とか、さまざまな議論が出されています。こうした意見が大勢を示していますので、法的な整備は継続してされると思いますが、さらなる平成の合併推進運動にはつながらないと考えております。

日本の歴史風土、ここ10年近くの市町村合併状況を考えれば、地域の多様な姿に見合うようないろいろな規模とタイプの自治体が存在し、それぞれ工夫して自治の営みを行っていくことが今大切なことと私は考えております。

以上、3点についてお答えをさせていただきました。

議長（森 照信君） 途中でありますけれども、ここで1時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、午前に引き続き一般質問をさせていただきます。

先ほどの町長の答弁のところでもあったんですけども、一つずつ質問をしていきます。

まず最初に、町長の答弁のところでも3年間緊縮財政をひいてきたということ、それから、平成21年度は、基本的には過去3年間と同じ並みにしたという答弁がありましたけれども、平成20年が緊縮財政並みということは、21年も緊縮財政というふうに判断していいですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 17、18、19、20という形で基本的には5%の削減ということを目途に予算編成をしまいいりました。そういう意味では、今回は歳出ありきではないよ、21年度以降は、21年も含めて一つの事業が終わればその分は新たな事業を起こすことが可能であり、また効果的な運用で浮いた部分は再投資をしますよというような姿勢で臨みました。

したがって、要するに20年度予算編成のときは、我々も、そして担当課も雰囲気というか、それは違ってきたと私は認識しております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） そちら辺の部分のところは20年度と違って、何が何でもある程度絞るといような考え方ではなくてというように意味だと思っておりますけれども、私たちの町みたいに財政力のない町は、今までもそうだったんですけども、要は有利な地方債を利用して建設的な事業を行ってきたという中で、その姿勢は地方債のところにあらわれてくるんですけども、今回どのように21年度地方債を使われて、意欲的な財政のほうに移っているのかなという点についてお聞きしたいんですけれども、例えば、平成20年の場合は地方債を4.9億起こしています。その中で臨時財政対策債が2億、これは御存じのように地方交付税の補てんの部分のところ、言い方言えば同じ借り入れでも借金の部分、赤字補てんの部分ということで、そうではない事業に回るところの事業債というのが約2.9億ありました。これが平成20年度です。

平成21年度、ことしを見ますと全体の町債が3億5,500万。それに臨時財政対策債がそのうち3億円使われていまして、ということになると事業に利用する地方債というのが5,000万ということです。ということになると、平成20年度はこれも少ないんですけども、約3億あった事業債が平成21年、ことしは5,000万しかないということになると、先ほど町長が言った部分と合ってこないなというように気がするんですが、その点どうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 臨財債に関しては、議員御承知のとおり交付税に近い性格を持っておりますので、これは限度いっぱい利用させていただいております。また、事業債については事業債の枠があるからやるというよりも、必要な事業の財源を探す中でどれがいいのかとい

うことを選択して、過疎債も含めて事業債を選択していますので、そうした対象事業の条件に合った起債を起しているというふうに認識していただきたいと。

一応、今回の予算編成に関して一定の額に達しましたので、その中で事業を精査し、それに合った財源を探していく。例えば、当町の場合には電源立地という大変ありがたい財源もありますが、そういったものの充当とか、あるいは合併関係の事業等もございまして、そうしたさまざまな交付金等を利用して財源確保をしております。

それから、起債が少なかったというのは、先ほど何回も言っておりますように北部地域振興センター等、そういった事業が終わったということで、そういう結果になっております。基本的な考え方として、冒頭から申し上げているように必要な事業の積み重ねでいきますので、ある程度過疎債の枠があるからそれを使おうという発想で予算編成をしておりますので、そこら辺が少し額が少なくなった根本的な原因かと思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 事業の必要性に合わせて起債も起していると、つまり、5,000万とか1億のレベルでしか事業債が要らないということは、それだけ事業そのものが必要ないというか、つくらなかったというような話なんですけれども、今回の3月補正ですね、国から地方活性化・生活対策臨時交付金というものが来ています。これに対して我が町は、これと財調の一般財源を使って2億6,000万程度の事業を起しています。この事業はどういうものかということになると、やはり交付税を利用して事業をこなそうとした場合に、各課に検討したわけですが、そこで出てきているこの事業というのは決して無駄な事業とか、予算があるからつくったよという事業ではなくて、まさにこの事業はお金さえつけばやりたい事業であったし、また緊急の事業でもあったわけです。

ということになると、事業がないから起債を起ささないよというのではなくて、事業を起こして、そして行政サービスをふやしていくと、そういうふうな発想にならないといけないんじゃないですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 一応の歳入に合った予算規模、あるいはそれに合わせたさまざまな補助金等を含めて予算規模を編成し、その中で事業の優先課題をつけて上からやっていくという仕組みをずっと整えてきた。その中で、それではとりあえず平成21年度の予算編成の優先順位の高いものをやったけれども、今回全体では6,000万になりますけれども、国から2億2,000万の事業がきたときに、じゃ、次の事業としてやりたいものは何かということでピックアップして精査したのが、この事業の幾つかそういう事業もある。あるいはまた、全く緊急ということで雇用確保のために、あるいは経済状況の上昇のため、あるいは今年度、来年度やりたいものをここに入れ込んだ、さまざまな要因がありますけれども、ある程度枠の中でやってきておりますので、もちろんここにある事業が、緊急対策がなければやらなかったかということ、そうじゃなくて、いずれ当然着手していくものも中には入っています。

やはり起債を起こす場合、有利な過疎債でも3割のものがあり、あとは通常の事業債と半分程度の後年度負担というのが出てきますので、そういったことを考えれば、中長期的に財政運営を考えていけば、そんなに川根本町は起債が起こせる状況ではない。しかしながら、必要なものは起債を起こしてやるという、そういう状況だというふうに考えていますので、現在の運営状況というのは、将来も見越した中での起債の活用ということを考えてやっております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） まさに将来を見越してという部分が、多分きょうの議論の結論の部分にいくと思うんですけれども、その前に2つの点を認識しておいてもらいたいと思うのは、実際こういう議論をやっていて、本当に川根本町の財政はどうなのか。苦しいといってもどれぐらいのものなのかという部分のところなかなか見えにくいと、予算を見てもわからないという部分があるんですけれども、ましてや、事業を小さくしたから起債も小さくしたみたいな説明になると、まさにその部分が見えないんですけれども、何回か前のときにもこの指標を使ったんですけれども、実際の1年のうちの黒字の部分はどれぐらいあるのかという部分。

つまり、黒字の部分というのは1年の会計の中での借金をしたお金、これは川根本町の実力ではないのでこの部分は引くとか。そのかわり、過去の借金を返したよと、この部分は本来この年の負担じゃないのでその分はプラスに考えると。それから、貯金の部分、財調と減債基金なんですけれども、財調を取り崩しちゃったよという部分においては、前の人が持っていてくれた町の財産を取り崩したマイナスの部分、それから、ちょっとお金が余ったというか、将来のことを考えて基金に積み立てた部分、この部分はことしの経費というわけではないので、その分はプラスの分と、そういうふう実際にどういうふうな黒字赤字になっていくかなというのが、プライマリーバランスというんですけれども、これが公会計の中での資金収支計算書の中の附則みたいな形で使われている部分なんですけれども、それやると毎年毎年実際の黒字、実際の赤字というのはどうなんだろうという部分は、先ほど町長の答弁の中にもあったように、合併前の17年の前の部分のところは当然どんどん基金を取り崩して充てていたもので交付税が減ってきたという形で、その部分はプライマリーバランスを毎年2億から3億、もっと大きい金額のマイナスになっています。

ただ、18年以降、18、19、20、この部分はかなり大きい黒字になっています。そして、20年は、これはまだ予算ですので、予算の部分だけで考えてみると、借金を返す部分と借金をする部分で考えると約6億ぐらいのプラスの部分が出ます。これに財調だとか減債基金だとかそういうのを調整するんですけれども、過去3年間の取り崩しというのは1,000万から2,000万程度のもになっていると。ということになってくると、やはり21年度予算でもこのまま執行をしていってもかなり大きい黒字になってくると。

つまり、急速に川根本町は借金を減らしています。借金が減ることは悪いことかという

悪いことじゃないんですけれども、ただ、極端に減らして、例えば4年間で15億も20億も町の借金を減らすということになると、当然財政運営に影響が出てくると。財政運営に何が影響が出てくるかということ、必要、やりたい、緊急の事業にお金が回っていかない、事業が回っていかないというような部分が出てくると思います。そのようなときに必要な事業だけはあけているよと、そうしたら結果として借金をしなくても良かったので借金しないよという話にはならないんじゃないかなという部分と、それから、お金を借りるにしても借りるお金がない。これではもちろん財政運営をやっていけないんですけれども、ただ、川根本町の場合は合併特例事業債がありまして、合併特例事業債は10年間で50億円使えるという事業債です。

これは、かつて地域振興基金で10億、これは基金を造成するためのということで、枠いっぱい利用しています。ただ、事業の部分のところの40億については支所の建設で1.5億使った以外はほとんど余っているという中で、やはり有利な起債ができるときに必要な事業をやっていくと。必要でない事業というのはないというのは、今回の3月の補正でもわかったんですけれども、2億6,000万の事業というのは各課で検討してもらおうとすぐ出てくる　すぐかどうかは知らないけれども、少なくとも必要性をもって出てくるわけですね。ということは、積極的にそういう必要な事業、要望の強い事業をやっていくという姿勢を持てば、それなりに有利な起債も借りながら対応していけるというふう考えるんですけれども、この点について町長の考えをお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在の川根本町の必要な基盤整備、あるいは施設整備ということに関して、その中で必要な財源を充てていくということでやってきております。また、現状の川根本町の財政というのは、ある意味ではバランスがとれてきたというふうに思っています。もちろん、細かく計算していけば借金を早期に返す部分とかいろいろな要素が入ってきますので、どの時点でプラスかマイナスが大変難しい部分がありますけれども、基本的には19、20を見れば収入に合った、あるいはバランスのとれた支出がとれているというふうに考えておりますので、ここら辺が一つの一定の基準なのかなというふうに思っております。

やはり、私が大変重要視しているのは、そうは言っても財政調整基金の繰り入れに頼る予算編成あるいは最終的な決算をしていかなきゃならないという部分が、やはりこれからずっと続いていくと体力を失う。そういう意味では、緊急的な支出に耐えられるようなそういった財政の体力も必要だろうと思っています。また、それぞれ事業債に関しては、合併もそうですけれども、非常に用途も限定されている部分がありますので、何が何でもということではないので、必要な項目の中で探して適用できればそれを事業債をやっていくということ。また、中長期的に考えていけば今後、例えば生活に貴重な水道の整備とか、あるいはさまざまな施設も耐用年数を過ぎていきますので建て替えとか、そういった時代に入ってくる。あるいは、林道・農道等も相当整備されてきましたので、今度はその維持管理とかさまざまな分

野で、産業・生活の分野でお金がかかってきますので、そういったことを見据えた財政運営が必要ではないかというふうに思っております。

現時点では、例えば水道の計画というのは、必要な事業というのは事業債の適用を受けながら着々と進めてきたし、これからも進めていくつもりであります。財政が厳しいから先送りしようとかいうことはなかった。過去の事例を見ますと、決して豊かな町ではなかったわけですけれども、学校の耐震化というのは率先してやってもう既にクリアしてきたという、そういうことを考えれば、そういったところに余力を持ちながらお金を支出していく、そういう姿勢が今後とも必要ではないかと、そんなふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 町長の基本的な財政運営の姿勢というものはある程度説明は受けるんですけれども、ただ実際に、例えば余りにも借金を減らすことが主になっていて、なかなか事業投資ができていないという部分、これは数字として事実あるわけですよ。その部分のところを決して事業をやっていないわけじゃないよと言われても、多分それだけでは説明がつかないんじゃないかと思うんですけれども、もう少し具体的な部分でちょっとお聞きしたいと思うのは、私たちの町は一番先の財政シミュレーションの中でも、来年から2つの大型の事業をやるかもしれないというものがありますよね。地域ブロードバンドと移動通信ですか。その部分があって、多分その部分のところではかなり大きな事業費になり、またその部分にかなりの町債も必要になってくるだろうと。そこら辺の部分について町長がどう考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然、中長期的な今後の財政支出に関しては、今言われた幅広い意味での地域の情報基盤の整備というのが、これをやっていかなければならないというふうに考え、当然その支出に耐え得るだけの体力も維持していかなきゃならないというふうに思っております。

また、そうした大規模な支出とともに、例えば今後の観光あるいは茶園、そして今始まっているしいたけ、そして午前中議論になりました企業の新たな事業展開に対するさまざまな支援、そうしたところにブロードバンドほど大規模ではありませんけれども、支援策を講じていかなければ、そこに支出をしていかなければ立ち上げが難しいだろうという気持ちを持っております。そういう意味で、決して需要というのは少なくない、起債を起こす事業も大事ですけれども、そういったところの支援も必要だろうということで現在の財政運営をやっているところであります。

ブロードバンドに関しては、これはこれから調査するんですけれども、現在インターネットを中心としたブロードバンドの整備と、あと防災行政無線等のデジタル化に向ける部分、あるいは現在転換が進んでいるテレビのデジタル化、そういったことも含めて何か高速の回路を使って連携しながら、トータルでそういった機能を果たすようなことができないか。特

に来年度、21年度にかけてその基礎調査をして、その後の方向を決めていきたいという考えでおります。行政無線もブロードバンドも、そしてテレビのデジタル化の対応も、どれも必要なことと思っておりますので、それをいかに住民のニーズにこたえる形で、あるいはコストも考えてやっていくか、十分検討しながらその事業を進めていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今、町長の答弁があったんですけれども、まさにかなり大きな事業、それからかなり大きな起債を必要とする事業が後年あるという認識の中で、起債を起こすのを抑えていると。また、借金を減らすのにかなり頑張っているという状況であるというふうな認識でいいですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 要するに、現時点ではそうした細かな部門に対応することも行政の仕事、そして新たな雇用創出も仕事、そして大きな事業、行政でなければできないものをするのも仕事と思っておりますので、そうした事業が見越されますので、それに対応する体力も同時につけていかなきゃならない。それと、今年度すべき緊急対策というのもやっていかなきゃならない。そのバランスをとりながらやっているつもりであります。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） そのところで次に進めたいと思うんですけれども、というのは、この大きな事業が次にあることによってかなりの部分絞った予算になっていると、財政運営を今までしてきたという中で、質問の中では平成22年3月31日で市町村合併特例法が切れるという中で、先ほど町長の答弁の中にもあったんですけれども、次の新たな市町村合併は可能性がないだろうというような話があったんですけれども、さっき町長が語る説明した中でも出てきたんですけれども、全体的な流れとしてはもう市町村合併はしないよと。

逆に言うと、平成の合併をやったことによって市町村の間により以上の格差が出てしまって、すごくやりにくくなっているという部分があって、どうしても合併できない、また合併しても小さいところの対応としては、これからは合併を進めるというのではなくて県とか隣の市なんか面倒を見てもらうような特例市町村制ですか、それから5万人以上ぐらいの市を中心として周りを囲んで、協定みたいな形で広域行政をやっていく考え方がありますよね。難しい言葉で言うと「定住自立圏構想」という、こんなのが出てくるということは、要は次の合併はないですよという一つの流れなんですけれども、町長の口からもそういうような認識をいただきましたので、次の大きな合併、広域合併がないとしたら、今、川根本町がやらなければならないものは何かと考えたときに、ブロードバンドとかそういう大きな事業というよりも、まさに町長が必要としている身近な事業、ここの部分のところに町の方向を大きく変えていく必要があるんじゃないかなと、そんなふうにも思うんですけれども、町長の考えをお聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの説明は少し言葉不足がありましたので補足させていただきますけれども、将来大規模な投資があるから現時点その貯金をしているという状況ではなく、現状の財政運営をしていけばそうした大規模な事業にも、あるいは生活に密着する事業も、それぞれその時代対応できる、そういう位置づけではないか。将来のための貯金でもないし、どんどん使っていくでもない、今の状況をやればさまざまな、非常にフレキシブルな財政運営ができるだろうというふうに考えているということであります。

合併特例債にしても、例えば大型事業をやる場合にはそういったものにも使えますし、必要がなければ、あえて枠があるからといって使うこともないと思いますので、そういうふうにいるいろいろな対応に可能な状況だというふうに私は思っております。

それから、合併に関しては総務省あたりもそういったことを申しております。ただ、制度としては残ると思いますので、これは合併特例法の今回の推進期間が始まる前でも合併した市町はありますので、当然必要に応じてそういう状況。ただ、現状のように昭和の合併のように、さまざまな推進策をもって、あるいは財政的なさまざまな条件をもって推進するようなことはないだろうというふうに私も思っております。そうとするならば、やはりこの川根本町という枠の中で、これからの住民の暮らしを守るための仕組みづくり、少子化・高齢化という社会情勢が変化しておりますので、その中で川根本町の特性に応じた仕組みづくり、あるいは特性によって大きな影響を受けている部分の緩和策としての仕組みづくり、そういったものが必要ではないかというふうに思っております。

当然、その中に情報通信という部分も含まれてくる。どういうものをやるかは別として、こういう山村地域にはそういったものも含まれてくるだろうし、住民の暮らしを守るために情報を伝達する行政無線というものの整備も必要であろうと、そういうふうには思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） ブロードバンドの部分についても、今、町長がおっしゃったように全部やめてしまうということではなくて、どういうふうにしたらもっとお金がかからずにやれるのかとか、これは移動通信でも全く同じなんですけれども、そこら辺の部分を工夫していくと。それはさっきも言ったように、市町村合併というものが何年前に言われていたような流れではなくて、合併そのものの流れは終焉したという中で、我が町として残された部分は、とにかく頑張っこの町を続けていかなければならないという、いいも悪いもそういう選択肢の中できた中で、その中で今必要な行財政運営は何かと考えときに、やはりもう一度大型事業を見直すとともに、今何をやらなければならないかという部分のところをしっかり計画を立て直す時期に来ているんじゃないかなと、そんなふうに思いますので、それについてお聞きしています。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） その部分は、私も全くそういうふうに思って、本当に生活に密着し

た部分といったものをやっていかなければならない。例えば、21年度本予算に入っておりますように、21年から全町で試行運転ではありますけれどもバスの運行が始まり、そして住民の足が確保されつつあると、そういった状況。あるいは、教育の問題、福祉の分野等においてもさまざまな細かいところで制度整備を行っていく、あるいは子育て、そういった部分についても拠点の整備ということを行ってきた。

そういったことを着実にやっていくことが、住民がここで済み続けられるということ、そして、そうした基盤整備をもとに住民が安心してここに住み続けられ、その精神的さまざまな力を持って今度は一緒にまちづくりをしていく、そういう主体になっていくんだ、そういう主体があちこちで生まれてくる。そういうあり方が一番ベストと私は思っておりますので、そういう基盤整備、あるいは環境整備を行ってきたつもりでありますし、これからもそうしたところには当然、行政として力を注いでいかなければならないというふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） これからこの町をどういうふうにしていく、単独というような形の中で頑張っていかなければならないという部分の議論に入っているんですけども、その部分で2点、こういうことに力を入れてもらいたいなという部分が、1つは定住施策です。

この定住施策というのは、定住施策そのものがどういう定義づけをしていいかわからないみたいな部分があるんですけども、まずそこから始まって、町がやっていかなきゃならないところじゃないかなと思います。というのは、農業政策、観光商工の部分、これはかなりの部分は民間のほうに専門家がいてノウハウを持っていて、その人たちが方向づけして、こういうふうにはやっていきたいよという部分を、町のほうは援助していく、手をかしていくという部分だと思いますけれども、定住施策のほうになると民間の中にノウハウがあるわけでもないし動機づけもないという中で、ここの部分のところは町が先頭に立ってしっかりとした定住施策をやっていくべきで、まず何が定住施策になるのか、どの事業を優先してやっていくか、その部分を明確に出していくべきじゃないかなと思います。その点が1点。

それから、もう一つ必要だなと思うのは、集落の組織の強化の部分です。というのは、町のほうとして、ただここの部分は行政の役割だよと、ここの部分は集落の役割だよと、役割を決めるだけでは多分実効性はないだろうと。実効性があるなら始めからちゃんとした集落ができ上がっていただろうと。町長の考える、町も集落もお互いに役割分担ができるという、そういう町政をやっていきたいとなったら、まさに積極的に行政のほうは各集落の集落づくり、組織づくりというものに力を入れていかないと、実効性のある協働パートナーというものはでき上がってこないんじゃないかなと、ここの部分のところは今までも欠けていたんじゃないかな。何回か話した中で、余り職員が各集落の中に入ってしまうと感心できない部分もあるよというような話もあったんですけども、そうではなくて、まさにここの部分は最

初の仕掛けとしては町がやらなければならない仕事なんじゃないかなと、そんなふうに思います。

その定住施策についてと集落の組織強化、この点について町長の考えを伺います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私はいつも、教育と福祉と安心・安全、これが行政の基本であり、あと必要なことは定住と交流だというふうに思っているし、いろんなところで言っているつもりであります。定住と交流があって初めて地域の活性化が図れるんだらうというふうに思っております。

また、定住にしろ交流にしろ、これはどちらかが主体的にやるべきものじゃなくて、この2つのテーマというのは、やはり官と民、団体、さまざまな主体が一緒になってやるべきものだらうというふうに思っています。そうした仕組みをつくっていくことが必要で、特に行政としては、そのコーディネート役あるいは連携のつなぎ目の役ということの、まず1点目がそこにあるだらうと。あと、定住に関してはハード整備の部分、例えば若者定住住宅、あるいは一般の住宅のようにまずハードを整備していくというのが、民間が十分その対応が可能ならその部分は民間にお任せしながらということで、ない部分はカバーしていく。あるいは、空き家の活用などソフトを整備していく、そういったことが我々行政の仕事だらうと。

でも、それは民間の活動の状況、あるいは経済状況、あるいはその時代によっても変わってくるでしょうから、それは常に注意深くやるべき、行政がまずやるべきというのは確認しながら仕事を進めていくべきだというふうに考えております。

定住に関しては、今後より多くの方がここで住めるように、例えば、くどいですがけれども生活交通網の整備、あるいは先ほどから議論になっています情報インフラの整備、あるいは仮にひとり暮らし、ふたり暮らしになったとしても住み続けられるような福祉のサポート、そういったことが重要ではないか、定住ということに含まれてくるんだらうと思っております。

それから、交流に関しては現在、他地域との交流を一生懸命観光サイドでやっておりますけれども、これは地域資源を生かすという意味でも交流というのは大変重要な、それがまた新たな定住にもつながってくるんだらうというふうに考えております。

集落に関しては、私もこれは重要なポイントだということで、これは多分議員と同じような考え方だと思いますけれども、集落に対してはやはり今後とも集落の自立ができるように、組織としての自立ができるようにさまざまな、例えば、私は自治会の経費としてもさまざまな大小がありますけれども、活動しやすいように自治会の運営費等も、限られた財源でありますけれども、そこから目いっぱい支出しているというふうに考えておりますし、今後、集落対策、地区対策が重要ということで、今回改めて地域支援室という形で自治会の支援と、その主となる自主防との関係、あるいは消防団との関係、こういったものを一体的に整備していくことが必要ということで、こういった部分に力を入れていく。

また、集落も少子・高齢化という状況を迎えておりますので、そうした中でより集落間の連携ということも指導というか、支援していかなければならないかなというふうに思っております。多分、議員は人的支援の強化のことも含んだ御質問かと思えますけれども、当然そうした集落の自治能力を高めるためには、人的な支援というのも必要ではないかというふうに思っております。役場の職員をサポート体制につけることもありますし、あるいは役場のOBとか、あるいはさまざまな経験をされて現時点では退職をされたとか、その地区に住んでいて農林業、第一次産業と従事しているけれども、季節的にはさまざまな支援ができるとか、そういったさまざまな人を集落支援員として配置して事業をサポートするという、そういった体制も今後十分検討に値する対策だというふうに思っております。

また、いやしの里まちづくり事業も、地区が自主的にやれるような事業も提案しておりますので、その中で、その事業をやる過程でみんながつくり上げる自分たちの自治会、あるいは地区という、そういう雰囲気とか考え方も広まっていけばいいなというふうに思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 一般論でなくて、なぜこれを言うのかというのは、町長だけでなく議会として、この事業はこういう方向性に町長が努力していること、それから予算づけもしているという、ここの部分はわかっています。ただ、もう一つの疑問は、なぜそれが効果が出ないんだろう。ここの部分があってどこが足りないんだろうという部分。そこの部分においては多分、ただあなたたちも頑張ってくださいよとってお金を渡すだけでは解決できない部分があって、それはこれから川根本町の行政が中心になって取り組まなければならない形じゃないかなと。

おのおの集落に元気がなくなったら結局川根本町も元気がなくなるというか、川根本町があってもないようなものになってしまうという点においては、川根本町も頑張るから地域も頑張ってくださいじゃなくて、地域がなければ川根本町があつたってしょうがないということにおいては、まずこの最小単位の集落組織の強化、これに町が当たっていくと。そのためのノウハウをどんどんつくっていくと、施策も具体的な施策を出していくと、人的な部分では担当もつけるというような形、そこの部分に、もう一般論じゃなくて踏み込むべきではないかなとそんなふうに思います。

いやしの里にしても、その前はふるさとづくり事業というのがあったんですけども、できればそれは5年なら5年ぐらいの間に、そういうことで生涯学習的な部分はクリアして、次の部分、地域で福祉を支えるとか、町長の言うように安全を支えるとか、そこの部分へだんだんレベルアップしていきたい部分だと。そうだとしたら、やはりこのところでしっかりとした集落単位の組織をみんなで作っていくという部分が必要じゃないかなと思って、これは多分最後の質問になると思いますが。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然行政が支援をしていかなければ、新しい仕組みを導入する場合にはなかなか定着は難しいだろうという気もあります。また同時に、自分たちの地区ぐらいは自分たちで守ろうよ。高齢化しちゃったけれど、やれることはあるだろうというような、そういう思いで一生懸命まずやっていただく。そういった気持ちと、それが両方うまくかみ合えば大きな力を発揮するだろうというふうに思っています。

どういう状況になろうが、行政がどうしても歯をくいしばってでもやっていかなきゃならない、その教育、福祉、安心・安全の部分、これはしっかりやっていかなきゃならない。その上で、そうした地域資源の活用とか集落の活性化とか、それをさらによくするためのそういった活動というものがなされてくるだろうというふうに思っております。

行政という仕事を、限られた職員でありますけれどもきっちりこなしながら、その上で地区の協力体制あるいは意識の高まりを受けて、さらなる集落の活性化を図る仕組みをやっていきたいと考えております。どっちが先か、鶏・卵になってしまいますけれども、我々も頑張る、そして自治会、地域の方々も、まず行政という気持ちもあろうかもしれませんけれども、まず自分たちで何ができるかという、そういうきっかけの何かをつかんでいただければというふうには思っております。我々も頑張ります。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 最後、もう1分あるというので。その部分のところで、かなり前向きな答弁も出てきたんですけれども、やはり行政が何をやらなければならないかという部分を、もう少ししっかり認識した中でやっていくという部分のところがないと、どんな事業も砂へしみ込む水みたいになっちゃうと。受け皿というものがしっかりできて、そこで意識もしっかりできた中で初めて町が行う行政が生きてくるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

最後の点についても、若干町長には厳しい言い方になるんですけれども、協働という、行政と住民の協働という部分においては今言った集落の部分、それからNPOの部分、それから企業とのかかわりの部分。そういう点においてもNPOの部分はかなり自覚を持った方が既に進めているので、その援助というだけでいいですけれども、集落の部分は今言ったんですけれども、それから企業の部分についても、しっかりと行政と企業の方の信頼関係が結ばれているのかなと。その部分がないと、またさっき言ったようにどんな事業をやっても実りが薄いものになってしまうのではないかと。

そのことについては、例えば2つの指定管理者、ウッドハウスおろくほとりぐにがあつたんですけれども、ここの部分なんかも、もっともっと町内の企業とのしっかりと信頼関係というものが結ばれていればそれなりの対応の仕方もあつたんじゃないかなと、そういうふうに考えたとき、まず大事なのはすばらしい事業を行うことよりも、そのすばらしい事業が生きてくるような関係をつくっていくということが、もっともっと大事じゃないかなと。これをもって最後の質問とさせていただきます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 企業も組織も行政も、それを動かすのは人でありますので、その当事者同士が、あるいは集団と集団同士が信頼関係を持って事に当たるといことは、こういう厳しい環境の中ではとても大事なことだというふうに思っております。

例えば、行政で言えば私の発言とか行動とか、あるいは行政体で考えれば役場職員の電話一本の受け答え、あるいは窓口のサービス、そういったものをちゃんとすることが信頼関係の醸成につながっていき、それが次の連携、協働を生むというふうに認識しておりますので、私も信頼関係が醸成できるような対応、そして職員にもそういう対応をするようにしておりますし、これからもしっかりそういったことは徹底していきたいと思っております。

議長（森 照信君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

次に、13番、久野孝史君、発言を許します。久野孝史君。

13番（久野孝史君） それでは、通告に従いまして2点質問いたします。

まず、1点目ですけれども、大井川の河川問題です。

この後、中澤議員よりも質問があると思いますが、私は過去何回か質問しておりますし、特にその中でも環境改善の中で水利権と濁水対策について伺います。

昨年7月9日に井川発電所、奥泉発電所が水利権の更新許可期限を迎えました。この件については、更新に伴い町としても平成19年、河川環境を改善する発電利水についての意見要望、そういったものを出しております。また、議会としてもその6月に速やかにその要望に対する返事等を対応するような要望書を議決しております。また、区長連絡会の皆さんの御努力によって署名活動が行われました。これは、何と町民の3分の2に上る5,893人を集めていただきました。内容としては、大井川ダム直下からの寸又川合流付近までの濁水改善、中流域の河床上昇箇所の改善、水利権の許可期限の短縮、維持流量の確保を要望してきました。また、12月には関係機関に足を運んでいただいております。このように、住民の切なる要望として大井川の環境改善、そういったことを望む声は大きなものとなっております。

そこで、このような動きに対する町の対応と、その後の更新とか関係機関の反応、そういった状況、また今後の対策、また昨日技術検討会の案が発表されているように聞いておりますけれども、これらを含めて伺います。

次に、2点目ですけれども、21年度予算案に対する町長の姿勢を伺います。

先に同僚議員の質問にあるように、財政が厳しい中、また不況下において、いわゆる緊縮財政により、今までの下方から平行に移ったというようなことでありますけれども、いかなる予算編成であるか。また、この予算について町長はどのような姿勢で向かおうとしているのか、この2点を伺います。

以上です。

議長（森 照信君） ただいまの久野孝史君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、久野議員から大きく大井川の河川問題と平成21年度当初予算に対する取り組みについての御質問でありますので、お答えします。

その前に、大井川の河川問題について、今、久野議員からもありましたように、昨日、大井川ダム直下の濁水対策について技術検討会の検討結果が公表されましたけれども、その中で、その検討結果を受けて中部電力が今後の手続等を経て、具体的な清水バイパスの建設に取り組んでいただけるという結論を得ました。地元として、長い間の懸案でありましたこの濁水対策に大きな前進が見られたこと、また、検討結果を受けてその事業に取り組んでいただける中部電力株式会社に、改めて住民を代表して感謝を申し上げたいと思います。

それでは、まず大井川の河川問題について、地区の連絡会の署名活動であります。

区長連絡会における大井川中流域の河川環境改善の署名に、町民の3分の2に当たる5,893名の署名をいただいたことを重く受けとめ、昨年12月17、19日の両日、区長連絡会の役員の方々とともに、行政側から私、そして議会側から正副議長様も同席いただきまして、国土交通省中部地方整備局河川部長、同省静岡河川事務所長、静岡県建設部長、中部電力本店並びに静岡支店に出向き、要望事項の1つ目、長島ダム、大井川ダム直下からの寸又川合流付近までの濁水の改善、2つ目、河床上昇箇所の砂利採取による安全・安心の確保、3つ目として、水利権許可期限の短縮、維持流量の確保について、それぞれ関係ある部署に強く要望したところであります。

いずれの関係機関も大井川の課題を真摯に受けとめていただき、地域の要望に対し前向きに対処していただけることと意を強くしたわけでございます。

濁水対策については、既にその時点で検討会が発足されて議論の最中であり、より効果的な署名、要望活動であったと感謝しております。また、河床上昇箇所の砂利採取の管轄は県になりますが、公共工事の減少などにより砂利の需要が減ったことにより、十分な採取が進まないのお話も出たわけですが、景観上はもとより水害から生命・財産を守る観点からも、砂利採取計画に反映をいただくようお願いをしたところであります。

水利権許可期間については、昨年8月に国土交通省河川局長から河川法の施行についての一部改正について取り扱いが示され、平成21年4月1日以降に新たに許可し、または許可更新する発電水利用使用から、原則としておおむね30年を20年にするのとされたところです。河川環境や水利利用状況などの定期的なチェックや審査を通じて、適正な河川管理を確保することへの配慮からの改正であると評価する一方、大井川のように課題のある河川は今後とも関係する協議会などで協議し、粘り強く地域の実情に合った許可期間の短縮をお願いしていきたいと考えております。

2番目の、井川・奥泉発電所の水利権更新の現状についてであります。

井川発電所・奥泉発電所は、御承知のとおり昨年の7月9日が水利使用の期限であり、中部電力は国土交通省に対し更新申請の手続を行いました。本町としましては、河川環境の改善を念頭に河川維持流量の増加を基本に、中部電力に対し要望してまいりました。

井川発電所は井川ダム直下流に発電所があり減水区間が存在いたしません。最大取水量毎秒80 t、常時使用水量23.35 t、常時出力1万3,000kWで申請し、昨年12月17日に更新許可されたとのことであります。奥泉発電所は取水口が3地点あり、奥泉ダム調整池での最大水量毎秒60 t、関の沢右岸での最大取水量毎秒2.3 t、栗代川左岸での2.2 tであり、発電所の常時使用水量は毎秒23.11 tと許可されたとの情報を得ております。

なお、河川維持流量については、奥泉ダムから毎秒0.48 t、関の沢川堰堤から0.32 t、栗代川堰堤から0.30 tが、維持放流設定のなかったダム堰堤から放流がなされることで、本年3月4日に奥泉発電所の更新許可がなされたとのことであります。許可は国土交通省から申請者である中部電力に対してなされたため、中部電力からの情報をいただいております。

大井川ダム直下濁水対策検討会の進捗状況であります。

冒頭申し上げましたように、既にこの検討会は結果が出ております。当検討会は、大井川ダム直下から寸又川合流付近までの濁水の改善を粘り強く関係機関に要望したところ設置された会議であります。学識経験者の指導・助言を受けながら河川管理者の国土交通省静岡河川事務所、長島ダム管理所、県河川局、事業者の中部電力、地元川根本町を委員とし、実効性の高い濁水対策案を技術的な面で検討することを目的としました。

昨年7月3日に第1回目が開催され、濁水の現状、過去に中部電力が実施してきた濁水対策についての概要が説明されました。10月20日には大井川本川及び寸又川の現地視察を実施し、翌日21日に第2回目の検討会が開催されました。内容としましては、一般的な濁水対策の中から高い効果が期待できる清水バイパス案を選択し、その供給源として長島ダム放流水もしくは寸又川の大間発電所の放流水について検討を加えるものとしたところでございます。

本年2月19日に第3回目が開催されまして、2案の具体案を比較検討いたしました。濁水の低減効果について、過去の実績をもとに大井川ダム直下での河川濁度が20ppm以下となる日数の割合を推定したところ、河川利用頻度の高い期間(6月から9月)において長島ダム放流水の場合は67%となり、大間発電所放流水の場合は56%という推計となり、長島ダム放流水のほうが改善度合いが高いと判断されました。また、現在の大井川ダム直下の放流水の20ppm以下の出現率が33%という数字も確認され、約2倍に改善されるという見込みも確認したところでございます。このような傾向は通年においても同様に見られたことも、シミュレーションから確認をいたしました。

以上、検討会の結果を踏まえて長島ダム放流水を大井川ダム直下へバイパスする設備について、平成21年度より詳細な現地調査、設計や河川管理者との協議などを開始し、必要な許可手続を終えた後、約2年程度の工事を経て設備供用を開始したい旨を事業者である中部電力は考えているということであります。

本町としましても、地元の要望を受けた大井川の課題の一つの改善策でありますので、責任を持った対応を今後もしていきたいと考えております。改めて、検討会のメンバーの方々、

そして真剣に協議をしていただいた委員の方々の努力に感謝し、またお礼を申し上げたいと思います。

現在、大井川的环境改善、今後の環境改善について若干触れておきます。

現在の大井川的环境改善を目的とした協議会として、大井川の清流を守る研究協議会が存在しております。御承知のとおり、榛原郡旧8町で設立されたのが平成12年でありました。その後、合併を経て現在は流域の3市2町に掛川、菊川市が加わり5市2町と、組織も拡大しております。これらは大井川の恵みを受けるところが流域であるという考えに立っての広がりであり、今後も未加入の市の加入を期待するところであります。また、流域連携は自治体ばかりでなく、大井川の恵みを預かる流域の企業、農業、発電利水者、山を守る上流の人々、海岸部に暮らす人々も何らかのかかわりを持って進めなければ、真の大井川的环境は守られないものと考えております。

御承知のとおり、1月に実施されました大井川流域シンポジウムでも流域の連携をテーマに開催されましたが、矢作川方式に学ぶところ、里山を守ることの重要性、漁業関係者の山からの恩恵、また流木の問題、農業利水者の上流部に対する感謝の気持ちなどさまざまな意見が出たわけではありますが、これをきっかけに大井川の現状をまず多くの人が見て、今何が問題なのかを知ることが最も必要なことと考えます。その中心になるのが、大井川の清流を守る研究協議会であり、引き続き他の市町の意見を反映し事業展開を行ってまいりたいと思っております。また、市民団体、NPOなどもその役割を担っていただければ大きな力になって、課題の解決につながっていくのではないかと考えております。

また、今後更新を迎えるものに関して基本的な考えですけれども、引き続きこうした研究協議会、流域の連携を通じながら、さまざまな課題について流域全体で考える姿勢で、今後の更新については臨んでいきたいと考えております。

それから、平成21年度当初予算についてであります。多少ダブる部分があるかと思いますが、お許してください。

今年度の当初予算の編成方針等については、さまざまな意見を述べさせていただきましたけれども、合併前の財政状況から見ましても平成10年度以降、財源の不足を補うため財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、社会福祉基金を、合計額で平成14年度2億6,000万、平成15年度1億5,500万、平成16年度5億4,500万、平成17年度におきまして2億8,200万繰り入れし、財源を確保してきました。

合併後の予算編成につきましては、このような状況を踏まえ合併効果、経常的経費の節減を目指し、町の歳入規模に合った、またできるだけ基金に頼らない予算編成に努めてまいりました。その結果、平成18年度は6,000万、平成19年度では6,100万の取り崩し額となりました。20年度におきましては今後交付される特別交付税や執行により取り崩し額を決定します。

このような中、平成21年度予算におきましては、過去3年間の緊縮型予算編成によりおおむね本町の予算規模が図られたこと、計画されておりました大規模な事業が平成20年度でお

おむね一段落をしたことを踏まえ、多様化する行政ニーズに対応した施策に重点を置き、編成をいたしました。

具体的には、放課後子どもプランの推進、子育て支援拠点整備、乳幼児医療費助成の拡大など子育て支援事業、介護支援センター充実のための地域包括支援センターへの配置による相談体制の強化、北部地域へのバス運行など全町的な公共交通システムの整備や環境対策など、生活密着型の予算編成を目指しました。

川根本町が元気で輝いた地域であるためには、そこに住んでいる住民がみずからの地域の良さを自覚し、誇りを持つことが重要であります。住民自治会などの地縁型コミュニティー、団体や企業を含めた多様な担い手が主体となって協働による地域社会の自立を目指し、子供から高齢者まで安心して住み続けられるまちづくりに向けた施策を、今後とも展開していきたいと考えております。

やはり、歳入規模に合った財政運営を基本とし、国・県、団体等の補助金、交付金の活用、新たな施策の積極的な対応、住民参加のまちづくりで多様化する行政ニーズに対応していくことが基本と考えております。まちづくりへのかかわりを明文化したまちづくり基本条例等の制定にも着手していきたいと考えております。情報の公開、共有もさらに進める中で、まちづくり基本条例の制定へ向けての準備、過程もあわせて今後とも住民参加のまちづくり、あるいは行政との協働のまちづくりを進めていくことが今川根本町に求められていることと考えております。今後とも、こうした方針でまちづくりに臨んでいきたいと考えております。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） ただいまお答えいただきましたけれども、それではそれぞれの点についてお聞きしたいと思います。

まず1番目ですけれども、区長連絡会等の署名活動に対する関係機関の受けとめ方については真摯に受けとめていただいて、濁水対策検討会とかそういったものをしていただいていくようですけれども、その中で1点、先ほど許可期限の件が町長のお答えの中にもありましたけれども、中部地方整備局に伺った折、許可期限については21年度申請からは短縮とか、そういうことを図られますけれども、20年度申請、先ほどの井川・奥泉の更新については適用されないようなこともちょっと聞いておりますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これは私も大変興味があるというか、重要な課題ということで、これが国土交通省で議論になったときから直接国土交通省のほうにも確認をしております。これは見解としては、事案が発生した時点の年度でありますので、この奥泉・井川に関しては平成20年度にその許可期限の事案が発生しておりますので、該当しないという見解でありました。また、その決着した時点かということに関しても、決着時点ではなく事案が発生した時

点だという見解でありましたので、それはそれで我々も法の中で動いておりますので、それは謙虚にそういった基本的な事項というのは受けとめていく必要があるということで、これはこれで今後の水利権更新のときに、30年が20年になるというふうに受けとめております。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） この件について、特に区長連絡会の要望書とか町が19年に出した要望書についても許可期限の短縮というものは載せてありますので、それが反映されないというのはちょっと我々としても納得しないようなところがありますけれども、その辺のことについてはまた今後交渉の折、またほかの交渉の折には、短縮等は見直すというような運動をしていていただきたいと思います。

次に、井川と奥泉の発電所の水利権の更新の現状について御説明ありましたけれども、井川については先ほど減水期間がないのでそのまま更新になっているということでした。また、奥泉発電所の更新については3月4日に維持流量等の内容が決定して、その後許可になっているようですけれども、奥泉発電所の維持流量というのをもう一度お答え願えますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 奥泉発電所からは毎秒0.48 t、そして関の沢堰堤からは0.32 t、合計0.8 tの水が放流され、長島ダムに流入しているというふうに考えております。また、同じ水利権の更新の中で栗代川堰堤から0.3 tが維持流量として放出されております。この数字はいずれも、いわゆるガイドラインに沿った数字よりも大きな数字というふうに受けとめております。中部電力としても、地域の実情あるいは要望等を踏まえて最大限の対応をしていただいたというふうに考えております。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） この例の町が出した要望書に沿って、かなり反映しているというふうに見てよろしいでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今申し上げましたように、河川環境の整備という観点から、今まで放流がなかった部分に関しても維持流量の設定をしていただいた。そして、ガイドラインというのがありますが、そうしたガイドラインの数字を基本としながらも、それにこだわることなくそれ以上の水が返ってきたということであり、もちろん河川環境に対してこれで十分か不十分か、それぞれ御意見はあろうかと思っておりますけれども、現時点ではガイドラインという一つの基準がある中で最大限の対応をしていただいたというふうに考えております。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） 井川と奥泉の発電所は許可されたということで、次に大井川ダム直下の濁水対策検討委員会についての進捗状況について伺いたいと思います。

先ほど、寸又川と長島ダムの清水バイパスと2案が出されまして、寸又川よりは長島ダムのバイパスをつくって流したほうが濁度の具合が良いというようなことを聞きますけれども、

どのような検討がなされたのか。また、もし長島ダムからバイパスをつくって水を流すとすれば、どの程度の流量が流れるでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 実際の検討会そのものは3回でありますけれども、その間にはさまざまな検討がなされて、その集約が3回の検討会で集約されているというふうに受けとめていただきたいと思います。

特に論点になったのは、まず第1点目はどのような対策が濁水対策として有効か。発電利水者の中部電力はさまざまな濁水対策を過去にも行っております。そうしたものの検証が第1回目行われ、その中から実際に効果のあった幾つかの事例も紹介して、その中で要するにきれいな水を使うということが現時点では有効な対策だろうということで、まず絞り込まれてきたと。もう1点は、どこの水を使うことが有効かということで、どこの水を使うかということに対して検討が加えられたと。それから、実際清水バイパスを使う場合、例えば長島ダムの場合には、長島ダムも当然御承知のとおり洪水があれば濁るわけで、本当に効果が上がるのかというような、そういう過去の洪水のデータから、あるいは1年間の長島ダムあるいは寸又川の状況を勘案しながら、本当にきれいになるのかということを検討しました。

先ほど私、20ppmという話をしましたけれども、ここの一つの基準となった20ppmというのは、地元から出た意見、私が委員として発言させていただきましたが、住民の感情としてあそこの中部電力前というか、あそこのあたり、寸又川合流地点の国道、県道が渡る橋の付近の状況、あそこら辺の濁水なら住民感情として、あるいは河川利用としても供用できるのではないかと。しかしながら、これをずっとさかのぼって奥泉集落あたりの濁りの具合では、日によって変わりますけれども、ちょっとあれはひどいという話になる。

そうすると、中部電力の営業所前あたりのあの橋の直下あたりはどうかということ、大体20ppmぐらいのときに住民としてきれいな水だねという感覚を持つ。そういうことで、20ppmが一つの基準になって、それに対応できる水が供給できるかということを検討します。物理的な対策案の検討と、それに対する本当にこれから永続的に水が供給できるか、今までの過去のデータをもとに検討して、これなら濁水効果があるということで決着を見たところであります。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） その決定の内容はわかったんですけれども、じゃ、流量というのわかりましたらお願いします。というのは、この流量はかなり重要な問題になるし、今後の大井川全体の維持流量にもかかわってくることでありますので、お願いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これに関しては、2tの水がバイパスを流れて下流に流れるという、維持流量に関しては変化はございません。ただ、年によって違いますけれども、長島ダムから放流される水は通常の0.7の長島ダムの維持流量と、下流利水の補給分が流れて、通常は

2 tを超えていますけれども、年間60日くらい2 t以下の足りない日が出てくるというデータが出て、たしかそうだったと思います。そうすると、その分は現時点での大井川ダムの濁水を補給して2 tにしなきゃならないということで、そこには多少濁水がまじるという結果になります。

今後、長島ダムの維持流量の問題とか、あるいは先ほど流入した維持流量の取り扱いと、まだ不確定な要素はあると私は思っておりますけれども、現時点では30日は長島ダムの維持流量で2 tのきれいな水が流れると、残りは大井川ダムの水を補給しながら2 tにするというのが今までのデータからの推測であります。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） ただいまのあれで2 tというのはわかりましたけれども、それでは、なぜ2 tかということも聞きたかったですけれども、先ほど言った奥泉発電所からの約0.8 tとありますけれども、またほかに流入しているもの、また長島ダム本体からの維持流量0.7 t、そういったものもこの2 tに上乘せして流れるかどうか。本来なら大井川ダムのところでは維持流量がありますけれども、それを通っていないとすれば、当然上からの流量はそのまま通していただけるというような感覚でいますけれども、その辺のところはどうでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これに関しては、基本的には維持流量は長島ダムでどうするかという問題で、それがそのままスルーするかというのは、基本的にはないだろうというふうに思います。ただ、地元の要望としてその水の取り扱いについて、長島ダムの運用の中でさまざまな検討材料にはなるだろうと私は思っており、当然、今、議員が思うように、私も国土交通省に、この水の取り扱いについては河川環境の改善になるように御配慮願いたいということは、どの場所でも言ってきております。

今までなかった水が戻ってきたわけで、そのことに関しては河川環境に利用していただく。ただし、その後、それが今度大井川ダムでどうするかという問題に関しては、中部電力の水利権の更新ということがありますので、大きな課題があるかと思っておりますけれども、やはり中部電力としても環境改善の高い見地からその水の取り扱いについては、十分地元の要望というのにも対応していただきたいというのが率直な地元の気持ちであります。

ただ、法的な面でさまざまな、長島ダムのほうもそうですけれども、水利権といういろんな制約はあろうかと思っておりますけれども、それを承知しておりますけれども、それをあえて河川環境のために利用していただきたいと思っております。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） ありがとうございます。

そういう答えをお聞きしたかったですけれども、大井川ダムの1.5 tは維持流量として水利権の更新等にまたやっていただければいいんですけれども、やはり今言った清水パイパ

スは大井川ダムを通過しておりませんので、そのまま下流に流れてくる部分ですので、ぜひそのような上乘せというか、流れているものは流してもらって、そのような考えを通していただきたいと思います。

それともう1点、先ほど今後の予定がありましたけれども、21年度の現地調査、設計等ありますけれども、約2年程度となりますけれども、もうちょっと詳しい内容がわかればお願いしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 大体トンネルの概要というのが、技術的にはほぼ場所が確定されておりますので、それを単純に、工期を考えれば2年ほどかかるだろうということは話をされておりますけれども、ただ、それ以前の許認可の問題とか詳細設計とか、そういったものに対してどのくらい期間がかかるかというのは、私も専門家ではありませんし、それぞれまだこれからの話ですので、許認可の関係する国土交通省あるいは設計を担当する発電事業者、中部電力さんにもまだ見えないところがあるというので、私もここがどのくらいかかるかということに関してはちょっとわかりません。

ただ、地元としてさまざまな事業実施に係る協力は当然すべきだと思っておりますし、していかないとないと思っておりますので、この期間がなるべく短くなるように国等にも許認可については最短でお願いするように要望しながら、早く工事が始まることに協力をしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） この問題については、本当に住民というか、その地域の方の切なる要望ですので、町としても、また中部電力さんにしても速やかにやっていただけるような協力体制、またこちらからの要望等もしていただきたいと思います。

最後ですけれども、今後の環境改善について流域連携についてですけれども、さきの田代ダム第二発電所水利権更新のときには新たな大井川の維持流量のあり方が協議されて、減水区間を大井川全体として科学的根拠から河川維持流量と100年ルールで更新期が10年とされたようなことがありますけれども、還元流量などの方式で上乘せ放流もなく、今後も放流量のモニタリング等を検証しなければいけないと思っております。

その中で、昨年ありました信濃川、十日町の宮中ダムのJR東日本の発電所で起きた取水の問題、これは水利権が結局破棄されたような形になっておりますので、このような問題があると今後十分な検証が必要であり、そういう場が必要と思われています。清流を守る研究会とかありますけれども、これは首長さんだけの集まりであるというか、そういった流域連携の一つであると思っておりますけれども、今までは放流量しか目を向けていませんでしたけれども、今後は利水者がどのくらい水が必要なのかということも検証すべきであって、天竜川や安倍川などにある河川整備計画を作成するための流域委員会、これは先ほど言った清流を守る会とは違った面からつくっていくべきではないかと思っております。

この前の流域シンポジウムの最後の山田先生、それから西原市長の言葉に、まず流域の人々からみずから考え、行動を起こし、森や川を考える姿勢が必要であり、恩恵とゆがみの弊害などの問題を調査したり啓発し、よりよい流域全体を見据えた活動母体をつくるべきであり、まず一つのテーブルに着くべきだとしておりますので、先ほど言った安倍川、天竜川などの河川整備計画に向けてつくってある流域委員会、そういったものをこちらからも進めていくような必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、その点について町長のお考えをお願いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これからさまざまな河川に関する協議の場があるわけですが、それを個別の案件として、例えばダムの水利用等で個別の案件で協議するのではなく、流域全体の環境改善あるいはそれぞれの発電利水者、下流利水者、そして中流域の問題、それぞれの立場で協議する場が必要かというふうに思っております。

そういう意味では、例えば今言った流域委員会的なものの中で長期的な河川環境を守るためにはどうしたらいいのかという、それぞれの立場で意見を述べ、合意点を探る取り組みが必要かというふうに思っております。

また、冒頭、議員もおっしゃったように過剰取水の問題、あれを聞いて、こんなことがあるんだというふうに私も驚きをもってあのニュースは聞きました。というか、あるんだというよりもやっぱりあるんだという部分もあります。田代川のときも過去そういった過剰取水があって、それを追認した形で現在の4.99tがあるわけですが、こういったことが現代でも行われているということに関して非常に私も驚きをもって話を聞いたわけで、やはりこういったこともしっかり検証できるような仕組みの中で、全体の水利用あるいは河川環境を考えていく、そういう仕組みが必要だろうというふうに思っております。

当然、その流域委員会に当町が加わるかどうかは別として、そういう場でやはり自分の立場を主張するだけではなくて、やはり一歩下がってというか、大井川流域全体を考えて自分たちが何をすべきか、そういう議論ができるような流域委員会が早期にでき、我々も地元としてそこに入れればいいなというふうに考えています。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） そのとおりであって、もうあと10年後には久野脇、川口等の水利用の更新期を迎えることとなりますので、ぜひそのような検討会、委員会等の開催の場をつくってもらって、一つのテーブルに着いてもらう、安倍川とか天竜川は一つの行政の中で通っているものですから簡単かもしれませんが、大井川の場合は多数の市町にまたがっていますので大変かと思っておりますけれども、ぜひこれは一つのテーブルに着くことがまず最初だと思いますので、どうかお願いいたします。

それでは、以上で大井川の問題は終わりました、21年度予算について、先ほど町長のお答えもありましたし、先にいろいろ同僚議員より質問、議論がなされておりますので、特にこ

の21年度予算について、先ほど行革等の話もありましたけれども、行革について財政が圧迫されているという面はないのかどうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（森 照信君） もう一度、久野議員。

13番（久野孝史君） 行革によることで財政が圧迫されているような、要するに予算が圧縮されているようなところはないのか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当然それはございません。行政改革の中で、例えば79の集中改革プランについても、やはり効率的な運用がされているかという、そういった観点で見直しをしているものであります。また、補助金に関しても、先ほども言いましたように、これは補助金を削減するための手法でやっているんじゃなくて、補助金とは何ぞや、あるいは補助金はどうあるべきかと立ち返って、あるいはちゃんと時代の要請に合った補助金の支出がなされているか、その点検であります。それによって、行財政が圧縮されているようなことはない。

逆に、それによってより効率的な、そして余剰が生み出されれば再投資をするというようなことでありますので、それに関しては私はない。また、それにこれから21年度から始める行政評価というものが加わっていけば、よりそれを数字的にも住民の方に説明できるというふうになってくると思っております。補助金を出したことが成果というような部分があったわけですが、それに従ってどう効果的な運用ができたということをチェックすることも必要だろうし、我々がやっている行政サービスも、それが本当に成果を生んでいるかということもチェックする必要があるだろうと。

そういう意味では、今回の行財政改革あるいは一連の我々の取り組みというのは、今後我々が住民ニーズに合った仕事をしていく上で必要な作業であった、あるいは必要な仕事であったというふうに認識しております。

議長（森 照信君） 久野孝史君。

13番（久野孝史君） 21年度予算につきまして先ほども言いましたけれども、同僚議員より質問等議論されておりますので、このくらいにしまして、21年度予算については今後低迷する社会、不況の中等において是正されるところは修正し、財政出動とか基金の活用を通して行っていただいて、適正な方法で適正なる遂行をお願いして終わりたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） これで久野孝史君の一般質問を終わります。

ここで2時40分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時40分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番、中澤智義君、発言を許します。中澤智義君。

9番（中澤智義君） 通告に基づき一般質問を行います。

地方元気再生事業について。

富士山静岡空港はことし6月に開港の運びとなりました。我が町はこれを好機ととらえ、交流人口増加を目指し、地域振興政策として昨年より進められている元気再生事業に取り組んでいます。そこで、この元気再生事業について取り組み状況、今後の進め方、課題等についてお伺いいたします。

外国人旅行者の受け入れについて。

一昨年12月定例会で同僚の原田議員の質問に対し町長は、外国人旅行者の受け入れに対し外国人留学生を対象としたエコツアーモニタリング事業のアンケートを分析し、検討し、空港開港に控え、これまで以上に国内外からの観光客を迎えるに当たり、もてなし満足度を高める観光地となるよう今後検討、実行していくと答弁しました。

そこで伺います。その後、外国人旅行者受け入れでアンケートを分析、検討してどのような対応を進めているかお伺いいたします。

まちかど博物館について。

観光施設でなく住民の生活や生産の場、そして趣味や文化をみずから館長となって語り見せる、大井川流域まちかど博物館構想。去る2月21日、川根町でフォーラムを開催し啓蒙を図りました。参加者は趣旨や目的を理解し、的を射た事業と十分理解をしましたが、このまちかど博物館は今後どのような手法で進めていくか、お考えを伺います。

エコツアーリズム・グリーンツーリズムについて。

本町は、エコツアーリズム・グリーンツーリズムに最適な環境と景観に恵まれた地域と自負できるところです。既に民間等ではツアーを実施されておりますが、ほとんどが日帰りツアーが多く、また団体で来ることが多く、このエコツアー・グリーンツアーに必ずしも十分に内容が適しているとは思えません。町長もよく口にしておりますが、ぜひこれからのエコツアー・グリーンツアーは宿泊型ツアーになるようメニューを検討し、内容を充実させ、そのように指導教育する必要があると思われまます。宿泊型ツアーを増すためにいかなる方策を考えているかお伺いします。

以上が元気再生事業の質問であります。

続きまして、大井川の現況を見、町長の認識と今後の対応を伺います。

大井川水系には最上部の田代ダムを初め合計15のダムがつくられています。ダムは水量を調整して発電や農業・工業、飲料水と多様に利用され、人々の生活を支えています。しかし、ダムは水を貯水する反面、水とともに流れ込む土砂もためています。国交省の2004年に公開された資料によると、全国968ダムの堆積量は、資料によるとダムに堆砂した量は約14億7,000万m³と発表されています。全国には2,700近いダムがあると言われております。そのた

った968ダムでこれだけの堆砂があるわけです。日本の河川にダムが建設されて半世紀、あと半世紀もたたないうちに大多数のダムの堆砂量は、ダムが満砂状態になると報じられています。すなわち、ダムが満砂状態になるということはダムの死を意味することになり、我々の豊かな生活を支えた水が調節や調整が不可能となり、人々の生活が脅かされることとなります。

そこで伺います。大井川水系のダムは現在どのような堆砂状況にあるか、わかる範囲でお聞かせいただきたいと思います。

次に、大井川中流域の土砂の堆砂についてであります。

中流域の堆砂ですが、特に川根本町、南は下長尾、高郷、上長尾、田野口、水川、徳山、藤川地区の大井川は砂利の採取場と化して、道路はダンプの街道化しています。去年は台風の上陸もなく大雨が少なかったので砂利の採取も進み、堆積砂利も大分少なくなっております。しかし、ひとたび大雨が降れば砂利は上流から水とともに流れ来て、もとの姿に戻ってしまいます。最近では砂利の需要も減ったのか、水川周辺の川辺は砂利のボタ山が幾つも出現して、川の景観を著しく阻害しています。また、砂利の採取で大井川の瀬がえが頻繁に起こり、水中昆虫は死滅し、魚はえさやすみかを失い、在来の魚族はほとんどが衰滅しています。

こんな状況を私たちは、子や孫、子々孫々まで繰り返すことになるのか。こうした状態をどう認識しているかお伺いいたします。

次に、大井川の下流域の河床の低下と海岸の浸食について。

大井川の流砂は川根本町で堆砂して下流に流れず、笹間ダム下流は河床の低下が著しく、川口発電所のところでは牧之原揚水への大井川取水口で河床の低下は2 mほどになっております。今では牧之原揚水は大井川取水口は役に立たず、川口発電所導水管の水を使用して送っています。河床の低下は、堤防の土台を洗い取るため堤防が下から崩れる起因にもなっております。また、河床の低下は川に生えている柳や木々を大水で根を洗い、根こそぎ倒し、流木となって海に入り、海の漁業者に大変な迷惑をかけています。

また、大井川の土砂が海に及ばないため、海岸は浸食され、砂場や浜辺が減少して消滅の危機になっております。また、海岸の浸食により海岸堤防は底を失い、下から崩れ壊れる現象がところどころで起こっています。こうした現象は隣の天竜川でも同様なことが起こっています。大井川の現状をかんがみ、町長はどのような認識に立っているかお伺いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの中澤智義君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、中澤議員の質問にお答えします。大きく分けて2つでありますので、順を追って御説明を申し上げます。

議員御承知のとおり、国が持続可能な地方再生の取り組みを抜本的に進めるため、地域住民や団体の発意を受け、地域全体のさまざまな取り組みを立ち上がり段階から包括的・総合的に支援する地方の元気再生事業を予算額25億円で創設し、これに全国で1,186件が応募し、

120件が選定されました。当町と島田市の関係団体が組織する大井川観光連絡会事業も選定されて、空港、高速道路の整備を生かした奥大井観光振興プロジェクトを立ち上げ、5本の取り組みを設け、産学官の連携により昨年8月から実施してまいりました。

富士山静岡空港開港を生かした東アジアからの誘客対策及び観光商品販売可能性調査として、中国、韓国からの留学生による現地研修に基づき、ガイドブック、DVD作成、ホームページの開設などPRツールの作成、留学生に観光大使を委嘱し情報発信、また観光商品販売可能性調査として国内観光地の外国人観光客受け入れ実態調査、ツアーコースの検討、おもてなし基礎講座の開催、韓国旅行会社を招聘したファミトリップを実施いたしました。

また、新東名高速道路の開通を生かした誘客可能性調査ですが、静岡産業大学、田畑和彦教授を委員長に9名の委員により、奥大井エリア内のまちかど博物館の選定に向けた先進地視察調査やフォーラムを開催し、地域住民への理解を深めたところであります。これらの取り組みについては、静岡産業大学の太田学長を委員長に11名の委員により5回の委員会を開催し、進捗状況の確認、事業内容等の指導をしていただきました。

先日、今年度の選定案件の実施状況について国の地域活性化戦略チームによる専門的見地からの評価が行われ、おおむね予定した取り組みを実施し一定の成果を挙げたものと思料されるが、基礎的調査の段階であり、次年度以降取り組みを具体化の上で空港整備を生かした東アジアからの誘客対策、観光地づくりに関してさらなる事業の内容の精査の上、具体化が図られたものに重点化し取り組むこととするほか、空港の運用開始を踏まえて観光商品の開発、販売は民間の取り組みを活用すべきであること、また、今年度の調査で明らかになった空港アクセス等の課題については、その克服に向け適切な取り組みを行うべきであるとの指摘を受けております。

一方、「地域まるごと博物圏」の形成については、人材育成や地域住民の運営組織に重点化すべきであるという改善が提案され、継続事業とされました。このことを踏まえ、21年度は東アジアからの誘客対策として交通アクセスの検証、旅行会社や大学等と連携した観光商品の開発、販売促進、外国人観光客受け入れ態勢の充実、また、「地域まるごと博物圏」の形成には旅行会社や高速道路会社等と連携したまちかど博物館の観光商品の開発、販売促進、館長等の研修、人材育成また地域住民を主体とした運営組織の検討、設置、あるいはまちかど博物館開館、マイカー利用者向け情報発信などを町内外の各団体組織、有識者の方々にも御協力いただき、充実した将来につながる事業を21年度も展開していきたいと考えております。

また、議員の御指摘にあった外国人留学生のアンケート結果を生かした今後の取り組みでありますけれども、食事の面、宿泊の面、さまざまな御指摘もいただき、また指摘だけではなくこのままでいいというか、現状の特性を生かすことが大事というさまざまな御指摘をいただいておりますので、そうした反省点あるいは維持すべき点をしっかり確認した上で、実際の観光商品の販売に向けての準備を進めていきたいと考えております。

ただ、御承知のとおり、東アジアに関しては現在の経済情勢、あるいは為替の相場によって大きな影響を受けておりますので大変課題も多いわけですが、こういった取り組みは一発でできるものではございませんので、苦しいときでありますけれども、少しずつ準備を進めて、将来の状況の好転のときに大きな受け入れ態勢が充実しているように頑張る準備を進めていきたいと考えております。

それから、大井川の堆積土砂の問題であります。

本町のダム施設は、国土交通省の長島ダム、そして中部電力のダムが存在しております。ダムの堆砂状況については下記のとおり認識しております。これは、事業者が国土交通省に報告するデータをもとに確認をさせていただいたものであります。

まず、中部電力所有のダムですが、堆砂率の高い順に堆砂率と現状の総貯水容量を申し上げますと、千頭ダムが97.8%、現総貯水容量11万³、大間ダムが91.1%、13万5,000³、寸又川ダムが83.7%、16万1,000³、境川ダムが64.6%、41万5,000³、笹間川ダムが59.8%、254万8,000³となっています。

以下、堆砂率50%以下で町内の主なダムを列記いたしますと、奥泉ダムで49.4%、大井川ダムで39.1%、上流の井川ダムが27.2%となっております。なお、本町の最下流にある塩郷堰堤については、洪水や砂利採取による変動はあるものの、ダム堰堤上流部に河床の上昇の影響が出ているという認識であります。長島ダムの土砂採取につきましては、平成14年度から実施しておりますが、19年度の実績は貯砂ダム上流より約6万9,000³の土砂を運搬し、犬間の仮置き場の造成に使用しております。

今年度につきましては、8月から2月末まで5,800³の砂利を採取し、同じ場所に仮置き造成しております。今後も引き続き採取を実施していく予定とのことです。なお、下流域の運搬計画については、大井川整備計画に基づき運搬する計画を現在策定しているとのことです。下流域の運搬計画については大井川鉄道についても準備室を設け、その具体的な対応策について研究を進めることになりました。

ちょっとダブりますけれども、中流あるいは下流の砂利並びに河床低下の課題でありますけれども、大井川中流域の堆積土砂の問題に関して、昭和63年に大井川堆積土砂排除対策協議会が設立されております。この協議会には県土木、流域の町など行政機関のほか中部電力株式会社も加わり、大井川の堆積土砂排除対策について検討を行ってきています。また、漁業協同組合や砂利採取組合が加わった大井川砂利対策協議会も組織され、堆積土砂の排除について関係機関が連携をとり、対策に当たっています。

河川法の第16条で「河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持についての基本となるべき方針を定めること」とされており、これに基づき大井川水系河川整備基本方針が平成18年11月に制定されました。

この中で、土砂管理に関して、河床上昇による河積不足、洪水調節施設の機能低下、局所的な河床低下による橋梁等や河川構造物の不安定化、海岸浸食等の課題を生じていることが

ら、安定した河道の維持、洪水調整施設の機能維持、海岸の浸食防止に努めるとともに、上流から河口、海岸までの土砂移動の連続性を回復するために必要な対策を実施するとされています。そのため、具体的な土砂の管理方法は次のとおりになっております。

長島ダムでは、平成14年度から貯砂ダムに堆積した土砂の排除を実施し、平成20年度実績は先ほど申し上げたように5,800m³であります。将来、効果的な検証を行いながら下流並びに海岸への供給を図るとされています。

塩郷堰堤下流や海岸では土砂供給量が不足していることから、河道領域では河床上昇によりはんらんが発生している箇所など、治水上必要な箇所以外の砂利採取を行わないようにしております。

寸又川合流から塩郷堰堤間では、河床上昇により流下能力が不足している河道対策として治水上必要な箇所の掘削を実施します。また、掘削土の下流への運搬は下流への土砂移動を図る方法を検討し、実施されます。

塩郷堰堤下流では、急拡区間での土砂移動の停滞による下流の河床低下対策や海岸域への土砂供給をふやすため、長島ダムの堆積土砂や上流部の掘削土砂を置き土する計画など、下流への効果検証を行いながら土砂供給量の増加を図る計画となっております。

堆積土砂の現状ですが、昭和50年の河床高と比べると塩郷堰堤を境にして上流部は河床上昇、下流の「鷓山の七曲がり」は河床低下の傾向にあります。塩郷堰堤上流は湾曲部が連続するため内岸側の土砂堆積が発生するなど、土砂移動がスムーズに行われにくい特性を有し、さらに7つの支流が合流し土砂を供給するため堆積傾向となっております。

続きまして、砂利の採取についてですが、県管理区間（島田市神座より上流部）の砂利採取は、計画河床高より河床高が上昇している区間を対象に実施されております。県の第4次堆積土砂排除5カ年計画（平成16年から20年度）では、年間採取量37万5,000m³としていますが、このうち塩郷堰堤上流から淙徳橋までは年間19万5,000m³、淙徳橋から寸又川合流点までは年間9万5,000m³、合計29万m³を採取することとなっております。このほか、寸又川流入土砂対策としては、別に年間5万m³の堆積土砂を排除する計画であります。新たに策定する第5次堆積土砂排除5カ年計画（平成21年度から25年度）についても、中流域堆積土砂対策を強く要望しております。

平成20年度の町内における堆積土砂排除の実績ですが、塩郷堰堤上流から淙徳橋の採取量は先ほど申し上げました19万5,000m³、淙徳橋から寸又川合流点まで合計5万2,440m³、これに対し寸又川流入土砂対策として4万9,400m³、合計29万6,700m³が採取されております。採取計画に対する実績は87.3%になります。

大井川の堆積土砂排除は砂利組合によるところが大きいわけですが、平成18年度町内の1業者が廃業したこともあり、下流域の業者が上流まで採取している現状にあります。そのため運搬コストの負担も問題になっております。また、大規模な公共事業も減少しているため、骨材としての砂利の必要性も少なくなってきました。このような背景があっても、河川

機能を維持するため堆積土砂の排除は継続的に行う必要があります。そのため、町では堆積土砂の排除に関し県に強く要望を続けております。

また、砂利採取に伴う生態系の破壊という御指摘がありますけれども、当然私も現状の河川環境、特に魚類の生息に関しては大きな影響があると考えておりますが、現状では砂利の堆積があり、それを排除することが洪水の防止あるいは住民の安心・安全を守るために必要なことと考えておりますので、まず堆積土砂の排除というのを優先的に行いますが、河川環境にも配慮した工事となるよう、これも要望はしていきたいと考えております。

また、本来ならば河川が持つ本来の機能を維持することが山から海岸まで砂利の移動を容易にするわけでありましてけれども、現時点ではさまざまな利水のためにダム等をつくらなければなりません。そうした中で、ダム建設等の影響が極力ないように、さまざまな手段で砂利の移動が行われ、この流域の河川環境、海岸環境が健全に維持できるよう、それぞれの組織に対応施策の実施あるいは継続を今後ともお願いしてまいります。

以上であります。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） それでは再質問いたします。

大井川水系では、砂利の崩壊が激しい中央構造線上にあるため川に土砂が大量に流れやすい構造になっております。これは天竜川水系でも同じですが、堆砂量が1億 m^3 以上になっている水系では、大井川ダム平均は40.5%、天竜水系では35.1%。こうした数字が出ております。先ほど私も言ったとおり、やがてはダムは土砂が満砂になり、ダムの死というのは必ず来るわけです。そうしたときを考えたとき、我々はこのことを真剣に考え、豊かな水の利用で恩恵を受けたその反面、大変な負の一面を負うことになるわけですが、こうした問題をみんな共有して考えていかなければならないと思っておりますが、町長、いかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 河川がさまざまな恵みを私たちに与えていることは、議員も御承知のとおりであります。そうした中で、恵みを与えていただいておりますけれども、当然それによってさまざまな課題も生じていることも現実であります。我々は、その現場により近いところにいますのでそうしたものを肌で感じておりますけれども、下流域の方々、あるいは都市部の方々に関してはそうしたものの実感がない場合もあるかと思っておりますので、今後とも地域全体でこうしたものの勉強会、あるいは交流を通じて、この大井川流域が河川利用に関してこうした課題がある、それをみんなで考えていきたいと思いますという、単純に水利用をやめるとか、あるいはダムをどうこうする話ではなくて、自分たちの暮らしを守るために、あるいは自分たちの暮らしを今後とも維持していくためにはこういうエネルギーが必要であり、あるいは水が必要であり、しかし、そのためにはこういう課題がある。それをみんなで解決しましょうという機運を、上流側の町の使命として情報発信をしっかりとしながら、連携協力の中で少しでも課題解決になるように努めていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） 先ほども申し上げたとおり上流の砂利の堆砂、これも深刻な問題でございますが、何といっても山の土砂、砂利、そうしたものが海に供出されないということが問題であります。海岸の浸食は大井川河口、また天竜川河口でも深刻で、これは全国的なこととも言われております。大河川の河口付近での浸食は激しく、こうした問題は信濃川の河口、九十九里浜、天竜川河口、大井川河口、駿河湾、湘南海岸、こうしたところが浸食を受けている主なところですよ。

国の資料ですが、日本の海岸浸食は明治から1978年の100年間で年平均72haのペースでありました。ところが、1978年から1990年の15年間で2,395ha、年平均160haが浸食され砂浜が消えていると、政府の海岸保全に関する政策目標の中で2002年に発表されたわけですが、その中に報じられております。

国交省が2002年に設置した海岸浸食対策と利水ダム機構の維持回復のための土砂管理対策検討委員会でまとめられた見解で、全国的な海岸浸食は土砂の供給と流出のバランスが崩れたことが大きな要因となっていると、ダムの堆砂と海岸浸食の因果関係を明確に指摘しております。このことが解決すべき日本の課題と提示されています。

そうしたことで、この大井川も土砂や砂利が海に供出できないことが大きな問題となっているため、このことは本町のみでなく関係機関がそれぞれ一丸となって問題解決に取り組むことが大切ではないかと思っております。特に本町長は清流を守る研究協議会の会長もやっておりますので、こうした問題を訴えて、それぞれの市町村の共有の問題として取り上げていただきたい、このように考えますが、いかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 私も議員と同じような考えであります。現在は大井川清流を守る会の会長をやっておりますので、そうした組織を通じてそうした地域の課題、特にこうした海岸浸食等の課題について何が原因なのかということを中心にみんなで共有する、課題を共有する。そして、その解決策についてみんなで考える、そういった機運を盛り上げていきたいというふうに考えております。

また、上流の町の町長としても、そうした上流の町として下流の方々にこうした状況というのをお伝えしながら、本来の自然環境が少しでも戻るように、もちろんこうした状況は50年、100年とかかかってできておりますので、そう簡単に戻るとは思っておりませんが、どこかで転換期を迎えなければこのまま海岸浸食等の問題も拡大するだけありますので、なるべく早く転換期を迎えるようそうした運動を続けてまいりたいと思っております。当然、こうした大きな転換には費用的なものも出てくるわけで、そのリスクをどうみんなで分け与えるのか、そういったことも含めて考えていかなければならない。やはり、しっかり呼びかけをする、旗を振る役目をしていかなければならないと考えております。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） 先ほど久野議員もおっしゃいましたが、10年後には当町に設置してある塩郷ダム、また川口発電所の更新が訪れます。こうした大井川の問題を踏まえ、どうかそのときぐらいまでには国・県、電力会社、関係市町村の人たちがすべて同じ方向を向いて検討されるよう努力していただきたいと、この大井川の問題についてそのように考えます。

大井川の問題についてはここで終わります。

元気再生事業について。

先ほど町長は、外国人の留学生、エコツアーモニタリングの事業の結果を踏まえ、それに対応していると申しました。しかし、富士山静岡空港は本年6月に開港の運びとなり、お客様は必ず来るのです。昨年、この事業の中で実施しました先進観光地の視察報告にありましたが、やはり外国人のお客さんを迎えるについて一番共通しているのは言葉の問題です。それで、先進地の観光地は通訳の雇用をしたり、あるいは留学生に応援してもらったり、あるいはボランティアの組織を利用したり、そうしてやっているという報告がありましたが、その点は当町はどのような取り組みをしているかお聞かせください。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） こうした本格的に外国の方を受け入れるというのは、この地域ではこれからになっていくと思います。その間、施設の問題あるいは食事の問題、そうした大きなさまざまな検討課題がある中で、まず最初に言葉の問題というのがあるかと思っております。また、言葉の問題といっても英語だけではなく韓国語、中国語、さまざまな東アジアの言葉も必要になってくるだろうと考えておりますので、そうした中では、それに携わる人が言葉になれること、あるいは通訳というか中に入ってそれをつなげてくれる人、そうした存在がとても重要ではないかというふうに思っております。地域を案内できる観光ガイドの養成、あるいは通常の宿泊施設等で言葉の不安をなくす、そうした役目をする、さまざまな分野でそうした言葉の障壁というのを乗り切っていきたいと思っております。

議員がおっしゃるように、留学生の活用というか協力とか、あるいは当町には外国から地元に住んでおられる方も大勢おりますので、そういった方々の御協力もいただきながら、その方自体がガイドになってもらう、あるいはその方に次の簡単な言葉というか、基本的な言葉を教えていただく先生になっていただく。そういった形で準備を整えていきたいと考えております。

また、もう一つは今回の静岡空港をビジネスチャンスとして、それを前向きに受けとめていただく、そういった施設の確保というのも大事かと思っております。行政とかが幾らやりましようと言っても、それを実際自分のビジネスチャンスにしていだけるような宿泊施設、あるいは観光施設がなければ、なかなか波及効果は限定的でありますので、そういったことに対しても商工会等の組織を通じながら、あるいは観光協会の組織を通じながら、受け入れ先というか、対応の強化を図っていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） 早急に行っていただきたいと思うわけですが、外国人の旅行者の小グループの模擬観光を実行して観光施設の対応、あるいはホテル・旅館、そうしたものの対応をやってみたらいろいろな課題がわかってくるのではないかと思います、いかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） このことに関しては、実際来年度の地方の元気再生事業で取り組んでいきたいと考えております。モデル別にグループ旅行、あるいは個人旅行、あるいは年齢層も含めて、どれを選択するかはこれから検討しますが、実際のモデルコースを設定して来ていただいて接客をし、受け入れ側も、来た人に対してさらに詳しいアンケートをいただきながら、次の段階のステップにするということで、モデルコースは当然今年度の事業でやっていきたいというふうに考えております。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） モデル事業でやっていただけるとのことですので、次に進みます。

先ほど、まちかど博物館、このことにつきましては、これも継続的に行っていくということでございますので、どんなふうに継続して、具体的なことをちょっとお話しいただけますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在、今年度の事業でリストアップをさせていただきました。これはまだ我々が元気再生の主体としてこういうところが適切だということで、すべてが所有者等の理解を得たわけではございませんけれども、50ほどリストアップさせていただいております。その中から、実際今度は具体的にやってみないかという呼びかけ、あるいはこういうことを我々は期待しているんだけど一緒にやらないかというような呼びかけをしながら、今年度目標35のまちかど博物館を開館したいと思っております。

それと並行しながら、どういう運営組織にするのか、あるいはどういう最低限のみんなが統一する基準、例えば週に何回あけるとか、こういうことを基本とするとか、そういった基準づくりをしながらまちかど博物館というのを実際に開館して、運営していきたいと思っております。当然、新しい試みでありますので、さまざまな課題があるかと思いますけれども、その中で随時対応をしていきたいと。基本的には、そういったまちかど博物館のそういう意思のある方が集まって組織をつくって、そこで自分のビジネスチャンスにする、あるいは、私のお金は要らないよという人はそれを生きがいにさせていただく。そういった形で自主的な組織として立ち上がっていく、その支援をしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） まちかど博物館について、やはりトイレや駐車場、そんなものがちょっと心配になるわけですが、そうした面が必要となった場合にはやはり行政でもかなり支援していただけるのでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） トイレに関してはちょっと細かい話になりますけれども、ことしのモニターでも指摘されましたし、また、先ほど出た5回ほど開いた推進協議会の中でも施設整備の最低条件としてトイレの話は出ております。そういった中で、今回の新年度予算の中にはたしか47カ所だと思いますけれども、とりあえず洋式化して外国の方にも利用しやすいトイレにしようということで、そういった予算も盛り込んであります。

また、何カ所か駐車場の整備をしていかなければならないということで、そういったことについても基礎的な検討に入っておりますので、現時点では塩郷のところの駐車場整備が、これは今までも不法駐車で問題になって、直接空港開港とは関係ありませんけれども、そうした駐車場の整備を行って基盤整備を行っていきたいと考えております。議員おっしゃるように、当然迎え入れる以上はそういうことが必要というふうに認識しております。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） 時間もありませんので次に進みます。

3つ目のエコツーリズム・グリーンツーリズムについてですが、町長も言っているとおり、できるだけ宿泊型ツアーをふやすと、そうしたことを検討していくということを口にしておるわけですが、具体的にそうしたものをふやしていくにはどのような方策を考えておりますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） まず1点目は、グリーンツーリズムとはどういう考えかという、その基本的な考え方というのを十分知っていただくと。その中で、じゃ私はそれをやってみたい、あるいは現時点そうした取り組みにもう半歩、あるいは一歩踏み込んでいる方々をしっかりと推進役として位置づけていく、そういった取り組みがまず必要だろうと。

その上で、例えば民泊をする場合には法的な規制、そういったものをどういうふうにクリアしていくのか。あるいは、私はやりたいんだけど初期投資の資金がという方に対して、どうそれを行政として支援するか、あるいは国・県等の支援制度を紹介していくのか、そういうことがまず必要ではないかというふうに思っております。

また、こんなところに人が来て泊まってくれるかねというような、そういう感覚の人も、我々は本当に日常生活に埋没しておりますので自分たちの周りの景色が当たり前と思っておりますけれども、例えば、よく例に出されませんが、茶畑の景色、そして新茶の茶畑の景色というのは大変大きな誘客の能力、あるいはみんなが感心するものでありますので、そういったものを生かした、例えば仕組みあるいは誘客対策というのをみんなで考えていくことが必要ではないかというふうに思っています。

こういってことでお客さんが呼べるんだよと、こういってことは町で一生懸命考えますから、あとは皆さんのやる気ですよというようなことをさまざまな機会を通じて広報し、一定のレベルに達したら組織を立ち上げていくということも大事なかと。その一環として、6日、

7日には都市と農山村の交流のシンポジウムを開かせていただきました。大変いいシンポジウムであったと私は思っておりますけれども、そうした中で、じゃ私も少しやってみようかという人も出てくることを期待しておりますし、多分一生懸命取り組んでいる方に関してはヒントになったのではないかと、そういったことの積み重ねでよりそういうやってみたいという方をふやしていくことが大事だというふうに思っています。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） 私も全くそのとおりだと思いますが、要するに、体験型のグリーンツーリズムが必要で、農業あるいは林業、そうしたものに携わる、あるいは山遊び、川遊び、そうしたものを加えていく。そして、地元にあるものを生かすということで、地元に住んでいる厄介ものの動物なんかもあるいは自然の姿で見せてやる、そのような施設、そんなことが必要じゃないかと思います。

いずれにしても、やってみようというそうした気持ちを持つ人を起こすことも大切ですが、そうしたほうへ指導するほうもまた大切ではないかと思います。元気再生事業はうまくいきますと、それこそ農業・林業、そして商工面に、さらに観光面にも結びつくと思いますので、たとえ国の支援がなくても町独自で財政を出動させてやるんだと、そのような意気込みが、町長、ありますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 有利な財源を確保するというので、今回こうした事業をほぼ2年間できることが確定しておりますけれども、そうしたことでやらせていただきました。今後その成果を受けて、もちろん新たな支援もさまざまな仕組みもいけるとは思いますけれども、それが仮にとれなくても町独自の資金あるいは能力、そして住民の力をかりながら、この事業というのは形にしていかなければならない、そんなふうに思っております。

それと、こうしたことと同時に、先ほど言いましたように豊かな自然環境というのが売りでありますので、河川環境の整備とか、あるいは里山の整備とか、あるいは茶園の整備。そういったことも産業政策だけではなく、そうした景観を維持し交流人口をふやす政策の一環としても、そういったこともしっかりやっていかなければならない。その総和として環境が守られ、多くの方々が訪れ、そして住んでいる人間も豊かになる、そういう町ができるというふうに思っておりますので、今回の元気再生プロジェクトというのは当初は国の支援を受けましたけれども、今度はその次の段階が町の支援で事業を推進し、その次にやはりその2段階口ケットが終わったら、今度は住民の方々が自分でその次のエネルギーを生み出していく、そういう3段階に私は考えておりますが、当然、間の2段階目というのは行政が大きな役割を果たさだろうと思っております。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） よくわかりました。

それから、先ほどふるさと雇用の問題で、エコツアーやグリーンツーリズムのことでコー

ディネーターを雇用するというようなことをちょっとおっしゃいましたが、これはどの程度ですか。確実にやるということか、何人頼むとか、そういうことをちょっと。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これについては県に今折衝中ですので、県の思惑と我々の思惑と必ずしも一致しておりませんので、あるいは、この補助金目的に対していろいろな御意見も県から伺っておりますのでどうなるかわかりません。一生懸命取れるように頑張ります。

内容としては、先ほど言ったようにそれぞれの地域、個別が頑張っている、そうした仕組みをつなげていく、あるいは外の方、外の組織、エージェントとつなげる役、そういう役を担う人がいないと、なかなかこういう事業は進まないだろうということで、そういうキーパーソンを1人、3年間雇っていきたい。その人も最初は補助事業で雇いますけれども、できたら、将来は自分の仕事としてこの地域に自立していければなど、そんな思いを込めて申請したもので、まず申請が通るかどうか、その後、それに適した人が確保できるか、その両方を今やっているところであります。残念ながら、この予算を獲得できませんとはまだ言えない状況であります。今交渉中ということで御理解をしていただきたいと思えます。

議長（森 照信君） 中澤智義君。

9番（中澤智義君） わかりました。通告した質問はここで終わります。

最後に一つ、通告なき質問をいたします。ことしの秋に行われます町長の改選についてであります。

今回の議会の冒頭あいさつにもありますが、町長の動きを見ていますと、ことしの秋の町長選に引き続き町のかじ取りをするというような雰囲気が見られますが、そう理解してよろしゅうございますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 一般質問での質問ですので、やはりお答えをしなければならぬと思えますが、自分なりの考えということでお答えをさせていただきたいと思えます。

川根本町が誕生してから3年半がたち、その間、川根本町の町長として仕事をさせていただきました。午前中の議論からずっとあるように、現在の自治体の置かれている状況を考えれば住民主体のまちづくりと地域資源や環境を生かしたまちの活性化が必要であると、今答弁したとおりでございます。そのためには、情報の共有や協働による地域社会の自立、定住の促進と交流の拡大が大切であるとの思いを持って今まで仕事をしてまいりました。

そのために、さまざまな住民の方にも御苦労をおかけしましたがけれども、行財政改革の推進による財源の確保や基礎的な体制づくりを進めてきたつもりであります。今後は、より効率的な行財政運営に取り組み、子供から高齢者まで住民が安心して住み続けられるような施策の推進、あるいは産業・暮らし・環境などさまざまな分野で住民や地域主体の活動の推進、あるいは先ほど話も出ましたように地域資源を生かした交流の仕組みづくりなど、取り組んでいかなければならない課題が山積していると考えております。

そうしたことも手をつけておりますので、10月には1期目の任期が切れますが、関係者の皆様の御理解が得られれば、引き続きこうしたやり残した仕事ができるよう、職務が遂行できるように住民の皆様の審判を仰ぎたいと考えております。

議長（森 照信君） これで中澤智義君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで40分まで休憩とします。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時40分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第2 議案第1号 川根本町北部地域振興センター条例の制定について

議長（森 照信君） 日程第2、議案第1号、川根本町北部地域振興センター条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。

第1常任委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

12月3日の本会議において、議案第1号、川根本町北部地域振興センター条例の制定について付託を受け、3月9日午後1時から大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町北部地域振興センター条例の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めました。この新規制定条例は、北部地域の防災及び地域振興の拠点である川根本町北部地域振興センターが平成21年4月1日より開所することに伴い、今回設置条例を制定するものであります。担当者の説明終了後、委員からの質疑が行われました。

主たる内容を抜粋しますと、担当課長より条文に沿って説明を受けた後、類似施設である文化会館をもとに条例をつくったとの説明がありました。委員より、この条例の対象になるのは建物全部か2階部分だけかと質問があり、建物全体であるが総合支所を条例に載せる必要はないと県の総務部文書局法規室より答えをもらっているとの説明がありました。

第6条に「使用者は管理者が指示した事項に留意し」と書いてあり、他のところは「町長」と書いてあるが、ここでいう管理者とはだれかとの質問があり、町長との答えがありま

した。

振興センターの使用申し込みは、本庁は2階の総務課で受け付けるのかと質問があり、そのとおり受け付けますとの答えがありました。

第8条の「減免」について、施行規則の7条に「別表に定める」とあり、教育委員会や農林業関係団体、社会教育関係団体は免除で、女性の会や自治会、いきいきクラブ、子供会、各体育関係団体、愛好者グループは半額になっているが、商工業団体関係団体や森林組合、J Aは減免にならないのかとの質問があり、町から補助金を交付されている団体は観光協会なども含めて入らないとの答えがありました。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号、川根本町北部地域振興センター条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第1号 川根本町北部地域振興センター条例の制定については委員長報告のとおり可決されました。

- 日程第 4 議案第 25号 平成21年度川根本町国民健康保険事業
特別会計予算
- 日程第 5 議案第 26号 平成21年度川根本町老人保健特別会計
予算
- 日程第 6 議案第 27号 平成21年度川根本町後期高齢者医療事
業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 28号 平成21年度川根本町介護保険事業特別
会計予算
- 日程第 8 議案第 29号 平成21年度川根本町簡易水道事業特別
会計予算
- 日程第 9 議案第 30号 平成21年度川根本町温泉事業特別会計
予算
- 日程第 10 議案第 31号 平成21年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計予算

議長（森 照信君） 日程第3、議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算から日程第10、議案第31号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算までを一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、鈴木多津枝君。予算特別委員長（鈴木多津枝君） それでは、予算特別委員会に付託されました平成21年度川根本町予算について、審査の経過と結果について報告いたします。

3月3日、本会議終了後、正副委員長の選出を行い、審査日程、審査要綱について協議を行いました。委員長には私、鈴木多津枝、副委員長には杉本道生議員が選出されました。

審査の日程につきましては、3月4日、5日、9日、10日の4日間実施いたしました。厳しい日程の中ではありましたが、平成21年度一般会計予算及び特別会計予算7件の審査について、それぞれの所管課長及び室長などの説明を受け、審議を行ってきました。また、12日の午前中には北部地域振興センターと元藤川保育園の現地視察を実施いたしました。視察終了後、議案第24号、一般会計予算から議案第31号、いやしの里診療所事業特別会計予算までの採決を行いました。審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第25号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第26号、平成21年度川根本町老人保健特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第27号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第28号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第29号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第30号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

議案第31号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、賛成全員で可決です。

次に、審査の経過の中での意見、質問、要望などにつきましては全体を報告すべきですが、皆様方のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

一般会計、1ページからごらんください。

企画環境・企画観光課、4日の9時から12時45分まで行いました。

歳出の2款2項1目企画総務費では、まちづくりの基本条例について質問があり、行政の基本ルールを定め条例化する。行政と住民の役割分担を定める。拘束力はなく、町民が自分の意思でまちづくりに参加する意思を持ってもらうものである。議会にも条例策定委員会には参加してもらうとの説明がありました。「回答」を「説明」にかえてください。未来会議とは異なり、今回は町民の目から見た検証を考えているとの説明がありました。

飛ばしまして、男女共同参画基本計画の取り組み状況について質問があり、講演会など実施している。計画は20年度で作成するとの回答がありました。女性の会補助金が80万円から35万円に激減していることについて質問があり、35万円という申請があった、行革の運営経費の2分の1厳守で精査したとの説明がありました。平成20年度は女性の会会員が764人と衰退していることをどう考えているのかとの質問に、ごみプレート、みどりのカーテンコンクール、慰問茶や地区の祭りへの参加など協力をしてきているので、なくなれば非常時に困るが、本部でアンケートを実施した結果、8割が必要ないとの結果で危惧している。ある地区では解散してしまっただが、その流れは広がりつつあるとの説明がありました。

次、2ページをごらんください。

2款2項3目まちづくり事業費です。2項目の癒しの里づくり事業費補助金について、こういう事業が根づいてくることが重要であるとの意見がありました。癒しの里づくり事業は、田野口広場と久野脇、久保尾で計画している。自己負担2割で8割の補助が出るので、やってもらいたいと期待しているとの説明がありました。ちゃつきり娘に参加した県職員で本町へ来たいという人がいて、交流で来ることが決まっているとの説明がありました。

2款2項4目コミュニティ施設管理費、施設修繕の要望から予算化までの流れはどうなっているのかとの質問に、区長から町へ要望を出し、規程と照らし合わせて現場確認し予算化するとの回答がありました。急な補修事業に対応できるのかとの質問に、緊急に備え20万円計上しているとの回答がありました。

2款2項5目企画環境費、環境町民会議及び環境基本計画について質問があり、20年度は会議を3回実施し、アンケートを町民に配布した。今年度はワークショップなども実施し、結果を受けて計画を策定し審議する場をつくる。今度は計画ができたところで21年度中に基

本条例制定も考えていく。環境基本計画策定委託料411万4,000円で、平成20年度からの債務負担で実施していくとの説明がありました。計画がいろいろ出ているが、立てるよりもその後が大事である。県からの合併交付金を受けてやるとしても本当に必要なものであるか、検討は必要であるとの意見がありました。

3 ページです。

2 項目の環境審議会の報酬が計上されているが、町民が望むよい環境にすることが大事である。委員はどういう人たちかとの質問があり、平成21年度からの新規組織で環境に深い知識を有する人を選任するが、町外からの専門家も考えているとの説明がありました。

エコアクション21について庁内ではどういう状況かとの質問に、2年に一度専門家の点検、進捗状況の指導を受ける。目標は課ごとの対応分と共通分とがある。課ごとに内部審査を受け改善している。その後、外部チェックを受けているとの回答がありました。

2 款 2 項 6 目情報政策費、平成22年度、23年度に12億円でブロードバンドをやるということで研究するというが、研究会は既に立ち上がって検討しているはずとの質問に、平成18年度に国・県・町の研究会を立ち上げ住民アンケートを行った。それらをもとに平成20年度に整備構想を策定した。平成21年度の研究会は情報担当課だけでなく、防災、介護、医療、産業、教育などの担当で研究会を立ち上げ、ブロードバンドを使い、実際にどのような住民サービスができるかを研究するとの回答がありました。

2 款 6 項 1 目統計調査費、統計調査についてはほとんどが国・県の委託事業で、一般財源でやらなければならないとの説明がありました。

2 款 2 項 7 目ダム水源地域振興費、大井川環境学習活動補助金について、小学生を対象に2校を予定している。町内に限らず、分担金を納めている市町の小学校を対象としている。今までは、もりみず守り隊で中川根南部小と牧之原小が活動していたとの説明がありました。

2 款 2 項 8 目路線バス運行事業費、新設の公共交通運賃助成業務委託料について質問があり、大鉄へ割引手続業務を委託するもので、町営バスもデマンド方式の使えない不便な地区の人たちが大鉄を使用する場合、200円以上の分を助成する。地区も決定しているとの回答がありました。

5 款 1 項 1 目労働諸費、20年度225万1,000円から21年度195万1,000円に30万円の減については、島田榛北勤労者福祉共済会負担金の20万円の減額と、島田職業訓練高校の廃校に伴う補助金の減額などによるものであるとの説明がありました。

7 款 1 項 2 目商工業振興費、19節小規模事業指導及び商工会活動費補助金1,284万9,000円は、人件費を含めた各事業額の4分の1を見ているというがとの質問に、県の補助対象額の4分の1であるとの説明がありました。補助金要綱で20年度は「町長が認めるもの」の枠があったが、21年度はこれをなくしたとの説明がありました。利子補給について、商工会の負担0.5%は過重なのではないかとの意見に、1%全額町にとの要望があったが、プレミアムを全額持つということで0.5%に落ち着いたとの説明がありました。信用保証協会のほうの

窓口は町がやっている有利な制度である。町単の利子補給の要望があれば補正で対応したいとの説明がありました。

7款1項3目観光費、13節委託料の増額は登山道環境整備委託料300万円で、緊急雇用の関係であり、5月から10月まで4人(160人工)を予定している。うち3人を新規雇用であるとの説明がありました。観光トイレ清掃業務も、出しているところと出していないところがあるので統一をしてほしいとの意見に、集中改革プランにも上がっているため、今後統一していくとの回答がありました。歳入の商工費雑入、キャンプ場賃貸料の皆減について、どこのキャンプ場も入り込みが減少していてやめたいという声が強いです。土地代をキャンプ場に負わせないということで、指定管理を続けていただくよう了解を得ているとの説明がありました。

7款1項4目音戯の郷運営費、少しでも一般財源の持ち出しを減らそうと努力しているのはわかるが、光熱水費462万円は他の施設と比べても多すぎるとの意見に、ハロゲンライト(夜間照明)が多くて電気料がかさむとの説明がありました。

7款1項5目茶茗館運営費、13節茶茗館業務委託料793万9,000円から843万7,000円にふえた理由は何かとの質問に、シルバー人材センターの手数料が5%から7%に上がったためであるとの説明がありました。

7款1項6目ウッドハウスおろくぼ運営費、ここも、もりのくにも500万円で委託料が同額となっているが画一的ではないかとの質問に、町は950万円赤字だったが、今現在プラスになっていて業績もよい状況である。今は休業中であるが、経営状況を見て管理料を幾らにするか協定の見直しもしたいとの説明がありました。「赤字」という字を入れてください。

7款1項8目もりのくに運営費、平成21年度で指定管理者は3年目になる。今現在指定管理委託料は500万円全部払っても91,000円のマイナスになっている。19年度も200万円赤字だった。修理が多く、指定者の持ち出しも多いとの説明がありました。

7款1項9目地方の元気再生事業費、国の承認が得られ、新規計上で島田市(旧金谷町、旧川根町)と連携で取り組むとの説明がありました。静岡空港の6月開港に向けて中国、韓国からの誘客の地元の受け入れ態勢をつくりたい。実際実験的にこんにやくを使った商品開発もしているとの説明がありました。

総務課・管理課、1時半から16時20分までです。

歳出、2款1項1目一般管理費、流用の範囲はどこまでかとの質問に、目間までの流用は可能、人件費は項間でも可能との説明がありました。8節産業医報償費について質問があり、労働安全衛生法に基づき2回分を計上しているとの説明がありました。

2款1項2目文書管理費、5%の削減を目指していたが200万4,000円増額になっているのはなぜかとの質問に、今までは補助事業の事務費を充当していたが、補助事業の減により町の分がふえていることや紙代の値上げによるとの説明がありました。

2款1項5目財産管理費、13節町有財産管理業務委託料について質問があり、今年度新た

に計上したもので、財産台帳を作る。普通財産を調べ出し、データで管理するとの説明がありました。

2款1項6目交通安全対策費、13節交通整理業務委託料が335万5,000円から306万9,000円に減ったことについて質問があり、崎平・千頭間の春の分の日数の減によるものであるとの説明がありました。いつもこんなことをするより、徳山・沢間間をもっと整備して一方通行にすることはできないのかとの意見があり、建設課へ意見を上げておくとの回答がありました。

2款1項7目基金管理費、25節、細節9、10、11、ダム関連の3基金及び総合支所建設基金は整備事業が終了したので財政調整基金などに移行する計画はないかとの質問に、さきの議会で町長が答弁したとおり、合併特例債、合併交付金など有利な財源を利用した分が残るので、将来的には財政調整基金、減債基金に移行することが考えられるとの説明がありました。

6ページです。

地域振興基金積立金でユーロ債がゼロでも利子が1,400万円出るのかとの質問に、積み立てる予算が不足しないよう、見込まれる利子より多目の額を計上しているとの説明がありました。

2款1項9目庁舎管理費、14節土地借上料80万円について職員駐車場で面積は2,700㎡ほどであるとの説明に、単価はほかと同じかとの質問があり、平米当たり単価300円であるとの回答がありました。

2款1項10目総合支所管理費、合併特例債の残はどうかとの質問に、事業費の95%充当可能。残額は事業費ベースで39億円残っているとの説明がありました。

2款5項1目選挙管理委員会、13節電算業務委託料42万9,000円のうち、憲法改正の国民投票システムを構築する場合、31万5,000円全額県の交付金で入ってくるとの説明がありました。

2款5項3目衆議院選挙費、投票所の数が減少するというが今回からかとの質問に、現状22カ所のままで今年は見送るとの説明がありました。

2款5項5目町長選挙費、町長選挙の告示は9月29日、投票日は10月4日で、期日前は4日間であるとの説明がありました。

9款1項2目非常備消防費、団員数は428人で、団員報酬は1,061万5,000円、退職者は49人で新入団員は25人の予定であるとの説明がありました。

7ページです。

9款1項3目消防施設費、20年度と比べ5,481万円の減額について、防火水槽の設置は4基まともならないと補助対象にならないが、1基しか要望が出ていないので21年度は工事は行わないとの説明がありました。今年度は土地購入費98万4,000円で4カ所分の用地を確保し、今後整備したいとの説明がありました。消防施設の整備については、整備計画に基づいて毎

年やったほうがよいのではないかとこの意見に、全体を来年度見直すとの回答がありました。

9款1項4目災害対策費、同報無線は使用する時間、回数を考慮してほしい。イベントやお知らせを毎日言うのはしつこい。大事件のときのインパクトがなくなるとの意見に、運用の指針、基準の検討をすとの回答がありました。

12款1項1目公債費、長期債償還金利子は2.5%で見ている。5月終わりごろ借りるので、そのときの利率が低ければ減になるとの説明がありました。193ページの給与費明細書の職員手当の内訳で、給与は減っているのに時間外手当が増額になっているのはなぜかとの質問に、選挙の関係で時間外だけでも1,987万円増額となっているとの説明がありました。

出納室、16時20分から16時30分。

歳出。2款1項4目会計管理費、基金運用状況についての説明があり、普通8.63%、定期54.19%、債権36.8%、国債3.6%、政府債5.39%、地方債25.16%、ユーロ債2.68%、貸付信託0.36%との説明がありました。

次、8ページです。

3月5日木曜日、町民課・住民課、9時から10時20分まで。

2款4項1目戸籍住民基本台帳費、消耗品費が96万6,000円から164万6,000円に68万円の増額について質問があり、20年10月1日から住基カードを無料化したことによる増を見込んだ関係で、20年度は35万円の当初予算を計上したが、平成21年度は500枚としたための増額である。3月5日現在、360枚程度で伸び率は県下で第1位となっている。高齢者が身分証明として利用されたり、公的個人認証サービスを付加して確定申告をパソコンで行うのに使う人もいるとの説明がありました。

3款1項9目後期高齢者医療費、13節後期高齢者特定健診委託料422万4,000円は、厚生病院と榛原病院への委託料で、歳入の雑入で広域連合から258万円の委託料が入るとの説明がありました。

4款1項6目環境衛生費、11節消耗品費85万円から332万2,000円にふえていることに質問があり、21年度から始まる廃食油回収の各家庭配布用容器3,200個と、各集会所に置くタンクの購入費225万8,000円が含まれている。廃食油は業者がリッター7円で回収し、精製したものをリッター当たり99円75銭で買ってごみ収集車1台分を購入する計画だが、金額は変わることもあるとの説明がありました。18節備品購入費447万6,000円について質問があり、中川根側霊柩車購入費で改装費がかかるので高いとの説明がありました。霊柩車は、もっと故人への慰霊の思いが伝わるような形のものを購入すべきとの強い要望が出されました。

4款2項1目塵芥処理費、14節車両借上料で187万2,000円も出ているが、購入したほうがよいのではないかとこの質問があり、パッカー車を千頭石油より日数計算で借り上げているが、検討するとの答えがありました。組合解散で町の一般会計に入れた建設の公債費の償還額は幾らかとの質問があり、資料が配付されました。それによると、平成19年度に川根本町が受け継いだ額は7億1,705万5,000円で、21年度から10年間、平成30年度までは元金利子合わせ

て毎年6,588万2,000円払い、31、32年で終了することがわかりました。

4款2項2目し尿処理費、19節川根地区広域施設組合負担金が1億676万8,000円から1億1,466万円にふえているがなぜかとの質問があり、運営費で4,447万7,000円から5,237万円へ700万円余の増額が原因であり、公債費は均等償還のため6,229万円が変わりないとの説明がありました。

建設課・事業課、1時5分から16時までです。

歳出の4款1項7目簡易水道施設費、13節基本計画策定業務委託料659万2,000円について質問があり、整備計画を20年度につくる予定だったが、ろ過方法について今までの急速ろ過では機械も高く管理も高度で薬品代もかかり、広い砂地が確保できれば経費も管理も楽な緩速ろ過も取り入れないと財政的に難しいのではないかということで、見直しが浮上し、北部と南部をろ過地が確保できるか測量をして、計画を完成したいと考えている。田野口は緩速ろ過で建設したとの説明がありました。中川根側の施設整備はほぼ完了したと認識しているが、本川根側はまだ全体が中川根側と同じレベルという状況ではない。同じ料金になったのだから同じサービスを提供すべきで、行き当たりばったりにするのではなく、全町的な視野で計画をもって進める必要があるとの意見が出されました。

4款1項8目飲料水供給施設費、21年度より町直営となる5つの飲供施設について説明がありました。中央監視システムについて質問があり、テレメーターの導入について説明、電話回線により情報を得る。5つの飲供の状況が庁舎内で一目でわかる設備で、それぞれの飲供に行かなくてはわからないのでは、今後まだまだ職員が減る中で困難になる。5,600万円は安くはないが、将来を考えれば必要な投資であるとの町長の説明がありました。

6款1項8目農業農村整備事業費、19節負担金及び補助金2,088万8,000円が主で、県営中山間地域総合整備事業負担金は工事費分の15%、事務費分の25%分である。また、農地・水環境保全向上対策事業負担金136万8,000円は、現在実施している5地区へ交付される546万9,000円の25%である。19年度から23年度までの5年間の事業だが、補助期間が切れても事業が続いていれば違う補助金も使えるので、今からでも申請してほしい。手を挙げてもらえるよう区と相談していくとの説明がありました。

6款1項10目地籍調査事業費、一般財源を1,653万5,000円以上も使って調査をやる必要があるのかとの質問があり、国・県より強い要請がある。この調子でやっていると200年はかかるので、県森連でも21年度からGPS衛星を使って簡単な調査を行うとの説明がありました。

6款2項5目林道費、委託費1,436万円は林道維持管理委託料で、小規模修繕と緊急雇用分800万円、排水路清掃・除草などの環境整備などだれでもやれる仕事で、地元の業者に発注を考えている。重機を使うなど熟練が必要な仕事は、経済対策を使って発注したいとの説明がありました。

8款1項1目土木総務費、一番下のところ。12節役務費、登記手数料233万4,000円に

ついて、道路敷で分筆されていないところもあり、一度にはできないので少しずつ実施していきたいとの説明がありました。

11ページです。

T O U K A I - 0 専門家診断委託料30万円は1棟3万円の10棟分。19節T O U K A I - 0 総合支援事業費補助金348万円は、耐震補強計画策定5棟分48万円、耐震補強助成事業50万円の5棟分250万円、ブロック塀など撤去5カ所50万円であるが、かなり増額していることに申請が出ているのかとの質問があり、20年度に利用が伸び補正で対応した。箇所はまだだが事業を促進していきたいとの説明がありました。

8款2項1目道路維持費、13節小規模修繕業務委託料を20年度で当初の600万円を緊急雇用で12月に200万円増額補正した。今年度も緊急雇用を計上した。箇所づけはないとの説明がありました。

8款2項2目道路新設改良費、19節区事業補助金126万円について質問があり、町負担割合は、地名地区は排水事業で95%、前山地区は区道で98%分との説明がありました。

8款3項2目河川維持費、13節排水機場保守点検委託料120万円が前年度118万より増額する理由や、20年度までは県より入るとの説明だったが21年度はない。地元でやれないのかとの質問があり、旧本川根の桑野山、小長井、田代、千頭の水門4カ所分で、年1回稼働させる。旧中川根側は県の管理になっているが、旧本川根はなっていない。排水機は大きく、大がかりで水をためるだけでも二、三日はかかる。地元や消防団への委託は無理で、専門業者に委託するとの説明がありました。

8款3項3目砂防費、急傾斜崩壊対策事業費負担金2,315万円について、下泉寺東地区、藤川照尾地区は負担率100分の5、水川上出地区、上長尾今市場地区、谷畑地区は100分の10で、総額3億1,400万円の事業費となるとの説明がありました。

8款4項1目町営住宅等管理費、22節補償金20万円は新規だが何かとの質問があり、引っ越し費用に対する補償との答えがありました。

8款4項2目住宅建設費、老朽化した町営住宅の建て替えは、住宅基本計画ができてから計画に沿って進めたいとの説明がありました。

3月9日、生涯学習課、9時から11時50分までです。

歳出、10款4項1目社会教育総務費、放課後子ども教室を2校から4校へ増設、週1回午後3時から4時まで実施している。修繕料で、20年度途中で独立した赤石太鼓が基金を使って太鼓の修理を183万円で行うなど、増額の説明がありました。文化協会補助金が230万円から100万円に減額した理由について質問があり、補助金要綱の見直しで運営費への補助ではなく、事業費の3分の2にしたことによる減との説明がありました。活動を縮小させるようでは何のための改革か本末転倒だとか、やりようによっては事業がやりやすくなるのではないかなど意見が噴出しました。

10款4項2目生涯学習推進費、8節報償費の社会教育関係講師謝礼109万4,000円は、千年

の学校講師とまとめられないのかとの質問があり、町民から得意な分野の講師を募集し、生徒を集めて教室が開けるときの講師謝礼で、千年の学校とは違うとの答えがありました。生涯学習推進事業交付金278万円は29地区に交付されます。

10款4項3目文化会館運営費、自主事業がふえているのに入場料が減っているのはなぜかとの質問があり、自主事業については基本的に質のよい本物に接することができる事業実施を考えている。入場料は、たまたま20年度実施見込みに基づく算出で減額になったとの説明がありました。

10款4項4目資料館運営費、前年同様厳しく精査した。ハロゲン球を普通電球にかえれば光熱費がもっと下がる。音戯の郷も同じで、これまでも繰り返し言ってきた。エコアクションをやっている町だから意識して進めてもらいたいとの意見がありましたが、20年度で全部かえたとの答えがありました。

10款5項1目保健体育総務費、町カヌー競技実行委員会補助金188万円がゼロになっていることについて質問があり、実行委員会を解散したためとの説明がありました。実体がB & Gと町の直営事業になっていて、実行委員会に合わないので協議した結果解散した。今までとほぼ同じメンバーで連絡会を設置し、大会なども開催する。支援の関係は今までのようにいかないものの、他課でやっているまちづくりリーダー人材育成等事業費補助金で対応できるかと思う。B & Gでカヌー出前教室を学校などに行い、底辺拡大に取り組みたいとの説明がありました。

10款5項2目海洋センター運営費、プール利用期間を限定、短縮したが、燃料費や賃金がふえている。研修旅費4万円が24万円に増額は何かとの質問に、職員4人を3人に戻したので安全対策で賃金をふやした。研修旅費はスポーツクラブを設置するので、職員を指導員とするのにアクアリズム、転倒予防などに派遣するためとの説明がありました。

10款5項3目体育施設費、夜間照明使用料91万4,000円について利用状況の質問があり、地名・第一小が少ないとの答えがありました。

教育総務課、13時15分から14時40分まで。

10款1項3目教育諸費、21節をお願いします。奨学金貸付金72万円の活用状況について質問があり、1万円掛ける12カ月の6人分で、現在1名利用。21年度は3名の申請が出ているとの説明がありました。

10款1項4目通学バス等運営費、13節運行管理業務委託料2,325万4,000円が2,628万4,000円に増額となっているが、ことし契約更新であり安全対策などで予算を見直したため。19節の大間地区児童生徒輸送経費負担金も移節し、8路線分の予算であるとの説明がありました。

10款2項1目学校管理費、一般職給1,309万円は各小学校に配置している用務員4名分、7節の臨時雇賃金566万8,000円は町単独の特別支援員1日6時間掛ける4人分で、各校に対象児童がいるとの説明がありました。

飛ばしたところは、そのまま記録で残しておいてください。

10款2項2目教育振興費、19節遠距離通学費補助金86万4,000円について質問があり、定期33人、徒歩5人で、21年度より対象条件を見直し、2.5km以上を2km以上に変更。崎平地区も対象になったとの説明がありました。

10款5項4目学校給食施設費、11節賄材料費が3,223万円から3,287万7,000円に60万円増。給食費を今まで我慢して抑えてきたが、21年度から小学生月3,800円を4,600円に、中学生4,200円を5,000円に値上げするとの説明 失礼しました。小学生月3,800円から4,600円を、これは4,200円の間違いですので訂正をお願いいたします。中学生4,200円を5,000円に値上げするとの説明がありました。不況の中、親の収入がふえているわけではない。値上げは認められないとの意見がありましたが、ほかのところと比べても安いとか、1食250円でできるのはありがたい。ずっと値上げをしていない。努力をしているなどの賛成の意見が相次ぎました。

3月10日、健康増進課・保健福祉課、9時から11時40分。

民生費、3款1項1目社会福祉総務費です。

15ページをお願いします。

20節の扶助費の成年後見人制度利用支援事業費補助金33万6,000円について、12節役務費のその他の手数料33万2,000円でも出ているとの説明だが、どういうことかとの質問があり、20節では身寄りのないひとり暮らしなどの高齢者を守るために町が申し立てをした場合の後見人の経費を支払う分、12節は、この申し立てをする場合の事務に必要な経費で、1名分を見ているとの説明がありました。

3款1項2目心身障がい者福祉費、21年度から2つの作業所を統合し定員20名、就労継続支援B型に移行し、社会福祉協議会で運営する。B型は、利用料は月9,000円程度だが所得による減免制度があり、現在利用しているほとんどの人が月1,500円になるとの説明がありました。

3款1項3目老人福祉費、13節在宅介護支援センター業務委託料1,473万2,000円が853万3,000円に減額の理由や、あり方について質問がありました。あかいしの郷、社協中川根、本川根の3カ所から、21年度は社協職員1名と役場職員1名で本庁の包括支援センター内に設置する。あかいしの郷への1名分と役場に派遣する社協職員1名分の委託料であるとの説明がありました。22年度にはあかいしの郷への委託もやめて完全に包括支援センター内に設置し、連絡を密にして相談体制をさらに充実を図りたいとの説明がありました。

13節緊急通報システムサービス事業委託料213万円の効果について、今の装置では自分でボタンを押さなければ間に合わない。電気ポットなど使えば連絡が来てランプがつくようなものもあるが、研究してもらいたいとの要望がありました。現在利用者は76台、65歳以上でひとり暮らしの人は480人程度いるとの説明がありました。

ちょっと飛びます。3款2項2目児童福祉施設費、20節扶助費の徳山聖母保育園運営費3,935万3,000円の財源の負担割合について質問があり、保育料1,414万9,000円を差し引いた

残り2,200万円の2分の1を国が、県と町が4分の1ずつ持つとの説明がありました。

3款2項3目子育て支援対策費、放課後学童クラブについて質問があり、町内での実施を目指している。定員は2カ所で20名程度、利用料はおやつ代で1日200円くらい、シルバー人材センターに委託を計画している。月曜から金曜日の午後3時から6時までと長期休暇時の開設を考えているとの説明がありました。

17ページ、4款1項1目保健衛生総務費、19節栄養士会負担金1万6,000円が6,000円に減額、県保健師会負担金は4万円がゼロになっている。大事な専門職にある人たちの情報交換は知識の向上に大切と思うが減額した理由は何かとの質問があり、県の保健師会は個人的に参加しているものなのでやめたとの答えがありました。

4款1項2目母子保健費、20節扶助費の乳幼児医療費扶助が1,236万円から1,642万1,000円に増額した理由は、補助対象を中学卒業まで所得制限なしに拡充したためであるとの説明がありました。

4款1項3目予防費、13節へき地患者輸送運行委託料5万5,000円について質問があり、坂京地区で隔週の金曜日に1回、シルバーに委託、4km以内に医療機関がない人口50人以上の集落が対象ですみません、「以上」というのは「以下」じゃないかと思うんですけど、もし間違っていたら後で訂正をします 集落が対象で、県より6万円入る。対象世帯7名、うち4名が常時利用しているとの説明がありました。

4款1項4目健康増進費、13節委託料の各種検診の合計が1,648万9,000円から1,381万7,000円に267万円の減額になった理由について質問があり、20年度より後期高齢者医療が始まり、特定健診事業が国保の事業者の事務となり減っているが、21年度は20年度の実績から減額した。受診率の向上が課題で、ふえるようにしたいとの説明がありました。

3月12日水曜日、税務課、9時から10時20分まで。

2款3項1目税務総務費、ちょっと飛ばしまして23節で過誤納還付金が1,200万円から2,200万円に増額しているのは、現下の不況の影響で業績悪化が見込まれ、法人税で20万円以上は2分の1の予定納税をしている部分で還付が出ると考え、予算措置をしたとの説明がありました。

歳入の町民税、個人のところ2億9,330万、前年度より770万減ですけれども、個人の町民税は雇用状況の悪化による減、法人町民税は企業の業績悪化による減、固定資産税1目の準固定資産税は設備投資の減、償却の減、2目交付金納付金は長島ダム償却交付金の減、軽自動車税は普通車からの乗りかえ増を見込む。たばこ税は消費減、入湯税は利用者減を見込んだの積算であるとの説明がありました。

産業課、11時25分から2時30分。

6款1項3目、2つ目の19節特産物振興事業費補助金237万円から210万円は、20年度予算で何が入ったのかとの質問があり、自力作業道新設170万円、20件で1,500m、特産物振興40万円で、ユズ2件で45aを見込んだとの説明がありました。

6款1項4目茶業推進対策費、下のほうですけれども、茶園改植が4町歩700万円などというペースでいいのかとの質問があり、改植は茶農家にとって何年間か収入が減るのでやるという人がなかなか得られない。もっとふやしたいし、希望が出れば補正予算で対応するとの答えがありました。多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業費補助金200万円について質問があり、耕作放棄地の再生取り組みを支援する。ハードの2分の1と調査研究のソフトも支援するとの説明がありました。特色あるお茶には小型製茶機への補助も必要との意見があり、要望が出れば国・県補助も含めて対応するとの答えがありました。

6款1項7目山村振興事業費、てん茶施設計画が頓挫したとき、復活したいという強い町長の決意だった。20から22年、3カ年のプロジェクトでてん茶以外でも再構築できるのではないか。7月から検討すると言っていたがどのような検討をしてきたのかとの意見が出され、実務者会議でアンケートをしてまとめた。3月までに指針を出す。やりたいとの要望が出れば支援していくとの答えがありました。

次、6款2項2目林業振興費、19節林業関係事業費補助金1,970万1,000円に質問が殺到しました。美味しいだけの補助で国50%、県20%の補助で、事業主体が30%出すものです。国の決定の条件に町が当初予算に上げておくことが必要なのか、補正予算でもよいのではないかと質問に、申請時に議会の承認が必要であるとの答えがありました。一般の林業家や町民へどういった利益を波及するのかとの質問があり、事業を拡大するという元気なグループが出ることで地域全体が元気になると考える。菌床をやりたいという人に菌床を供給でき、しいたけの産地となることもできるとの答えがありました。ずっと飛びまして、事業推進の責任はだれが持つのかとの質問に、組合の事務委託を受けて町が責任を持って行うとの答えがありました。一番下の林業振興費に地域振興基金を使っているが、できれば住民のコミュニティ的なものに使ってほしいとの要望がありました。林業関係事業費補助金（農山村活性化プロジェクト支援事業）1,495万円について質問があり、林業機器のプロセッサで2,300万円の65%の補助で、国が45%、県が20%、町はゼロで森林組合に置くとの答えがありました。

6款2項4目町有林管理費、13節委託料の経路整備等業務委託料403万2,000円について、緊急雇用事業としてあるが、対象人工、期間、委託料はどうかとの質問があり、403万2,000円中56万5,000円は通常ペースで、346万円が緊急雇用である。新規で3人掛ける70日、210日分と指導者で1人分の65日分、一般管理費で50万円、労災保険で19万円の計408万6,000円を森林組合へ委託する。19節のF-net大井川負担金60万円、加入者9人、1,000円から1万円の負担金を面積で負担する。認証材として売った価格の1%、加入金1万円も納めてもらうとの説明がありました。

次、21ページ、特別会計でございます。

3月4日水曜日に温泉事業、12時40分から12時50分まで。

歳出、1款1項1目の一般管理費で温泉タンク清掃委託料については新規で、千頭温泉の

150㎡のタンクで、3年に一度実施しているとの説明がありました。

3月5日木曜日の国民健康保険特別会計、10時半から11時50分です。

1款2項1目賦課徴収費で減額の主な理由は、仮算定の廃止に伴う処理件数の減少が主な理由との説明がありました。次の納税奨励費でも同じ理由で減額になっております。

次、2款1項療養諸費、2目、減額の主な理由は退職被保険者等療養給付費で、去年は制度改正により65歳から74歳が一般に移行したため、6月に5,120万円を減額補正したので、補正後との比較ではそれほど違わないが、当初予算との比較では大きな減額になるとの説明がありました。

2款2項高額療養費7,763万6,000円で、1,873万3,000円の増額です。1目、65歳以上の退職被保険者が一般被保険者に毎年1歳ずつ移行するので、一般では増額になっていくが退職では減額となるとの説明がありました。

3款1項後期高齢者支援金のところで、一番下の支援金の根拠は連合会資料により21年度支援金（1人当たり支援金4万4,500円プラス転換医療費28円70銭）に人数2,785人を掛けて、1億2,423万5,000円に端数調整した額を計上したとの説明がありました。

4款1項前期高齢者納付金、1目の医療費拠出金1万7,000円は、1人当たり負担金6円掛ける2,785人で、20年度は1人当たりは5円50銭だったとの説明がありました。

5款1項老人保健拠出金14万5,000円、1,300万3,000円が減額になっています。19年度の精算分のみになったので大幅な減額となったが、21年度で終了するとの説明がありました。

6款1項介護納付費・地域支援事業支援納付金、20年度当初予算の1人当たり納付額は5万1,168円で、被保険者数は1,090人であるとの説明がありました。

7款1項共同事業拠出金9,906万6,000円ですけれども、1目の高額医療費共同事業拠出金は80万円以上のレセプトに対する拠出金で、財源は一般会計である国保税で半分の842万円を充て、国と県で残り半分を421万1,000円ずつ負担するものです。3目の保険財政共同安定化事業拠出金は30万円以上のレセプトに対する拠出金で、財源は全額共同事業交付金であるとの説明がありました。

8款1項1目特定健康診査等事業費、特定健診委託料は国・県・町が3分の1ずつ負担するが、国の設定額が実際の経費に比べて低いので97万3,000円を計上したとの説明がありました。健診の受診率はどうだったのかとの質問があり、正確な数字についてはこれからのため不明ですが、予想される受診率はよいほうだと思われる。低いと前期高齢者交付金で減額される。21年度は健康室を設けて、新たに町独自の健康項目を設けて予防対策に力を入れるとの説明がありました。

23ページです。老人保健特別会計です。11時50分から11時55分。

平成20年3月診療分までの月おくれ、過誤分の719万円を支払基金362万3,000円、国238万円、県59万5,000円、町59万6,000円で振り分けており、実績と月おくれの過誤納分で計算してあるとの説明がありました。

後期高齢者医療、11時55分から12時5分。

75歳以上の後期高齢者から徴収した保険料9,205万円、特別徴収保険料9,205万円と保険基金安定繰入金2,243万5,000円で、広域連合へ納付するための特別会計である。事務費などの支出はほとんどなく、一般会計の3款1項9目の後期高齢者医療費に計上されているなどの説明がありました。

歳出、1款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金1億1,448万6,000円について、19節負担金補助及び交付金について、収納した保険料9,205万円に一般会計から繰り入れた保険基金安定負担分2,243万5,000円を加えて、広域連合へ負担金補助及び交付金として納めるとの説明がありました。

3月5日木曜日、簡易水道事業、1時25分から2時5分まで。

歳出、1款1項1目一般管理費、21年度から中・本一本化したので予算書も1本になったが、前年度の予算と比較がわかりにくくなったとの意見がありました。

24ページ、2款1項1目水道維持管理費、13節委託料の水道施設維持管理業務委託料1,040万7,000円は、メーター検針や賃金などがなくなっているが、ここにまとめたのかとの質問があり、水源地やメーター器の清掃・維持管理、メーター検針に使う車両の管理で旧町1名ずつ賃金とメーター検針を地区に、旧中川根で13名、旧本川根で2名委託していた分で、基本料を990万円、時間外・休日分として50万7,000円を見ている。町内の鉄工組合に委託する。今後は水道工事も減るので、他の委託業務も受けられるよう資格をとるなど、力をつけていってもらいたいとの説明がありました。

3月10日火曜日、介護保険、11時45分から12時です。

介護保険事業特別会計です。

2款1項1目介護サービス等諸費8億1,486万5,000円、前年度より1億103万6,000円の増額です。20年度予算額は7億1,355万9,000円だったのが、初日の補正予算で9,429万9,000円も増額して8億785万8,000円にしたが、一挙に1億円近くもふえるなど考えられない。介護保険事業計画の21から23年度の計画を策定するのに、今の計画の20年度の数値に合わせるためにふやしたのではないか。20年度の実績見込みは幾らかとの質問があり、見込みで7億7,400万7,000円だが、毎年相当な額がふえているとの答えがありました。

歳入、25ページが一番下ですけれども、1款1項1目第1号被保険者保険料1億5,049万5,000円、2,967万8,000円の増です。第4期介護保険事業計画で第1号被保険者の介護保険料が、基準額で月額3,100円から3,530円に引き上げられたことにより保険料が増額しています。

いやしの里診療所、1時半から1時50分です。

歳出で1款1項1目一般管理費、7節臨時雇賃金が321万円から579万9,000円にふえていることについて質問があり、事務員2名と13節委託料から移した代診医の分で、代診医が毎週水曜日の半日から隔週になり休診日がふえるので、看護師、事務員の活用を検討し、地域

の保健活動などを考えているとの説明がありました。

歳入、3款1項1目一般会計繰入金です。備品購入がなく代診医回数も減ったため、一般会計繰入を減額したとの説明がありました。代診医診療の減で休診日がふえることを見込んでの減ではないかとの質問に、減額の主な理由としては最初の説明のとおり備品購入がなく代診医回数も減ったためですが、当然診療が半分になったことによる代診医に支払う賃金の減や、送迎用のタクシー使用料の減額についても繰入金が減額になったことの要素が含まれるとの説明がありました。

すみません。先ほど17ページの4款1項3目のところでへき地患者輸送の対象人口ですけれども、「50人以上」というふうに書いてありまして、私「以下」ではないかと言ったりしたんですけれども「以上」で間違いがないそうです。人口50人以上の集落が対象になるということで、申しわけありません。

以上、時間が短い中で事務局の中野職員、局長、それから担当の課長さん、職員の方々、本当に大変な御協力をいただき、予算委員会の報告書をまとめることができました。本当に最後まで見返すことができなくて、間違いをしている部分、あるいは落としている部分、たくさんあるかもしれません。また、御意見がありましたら、間違いなど気づきましたらぜひお知らせください。これは参考資料としてこれから1年間、川根本町の予算執行に大いに、議員の皆さん方、職員の皆さん方、見返して役立てていただきたいと思います。

以上、抜粋して幾つかの報告をいたしました。

最後に、当委員会審査におきましては、各担当課からわかりやすい説明を受け、円滑に委員会審査を進行することができました。各担当課の御配慮に心より感謝申し上げます。また、委員からも活発な意見、要望などが寄せられ、大変有意義な審査が行われ、予算特別委員会審査を終了することができました。重ねてお礼を申し上げます。

ここで、平成21年度予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（森 照信君） これで予算特別委員長報告を終わります。

会議時間の延長

議長（森 照信君） 本日の会議時間につきましては、日程の都合によりまして延長いたしますので、あらかじめ御了承ください。

議長（森 照信君） 予算特別委員会は、議長を除く全議員が所属となっておりますので、

委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから、議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算について討論を行います。
討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論をいたします。

21年度一般会計予算は、60億8,200万円から53億1,400万円に、総額で7億6,800万円の減額、率にして12.6%減の予算です。新町になってから平成19年度に8億6,000万円の減額で、13.3%減に次ぐ2度目の緊縮予算、新町で最小の予算となりました。

その主な理由は、町長が初日の提案理由などでも述べておられるように、北部地域振興センター建設の完了や職員の退職による職員数の9名減少、大井川鉄道緊急保全補助の終了、山振事業の境川線開設事業の終了やてん茶事業補助金から菌床しいたけ事業への補助金の移行による額の減少、観光案内看板設置の完了、ウッドハウスおろくぼの指定管理者への指定による減、町営住宅や若者住宅建設の一応の完了、防火水槽設置の見送り、公債費の繰上償還による減などです。

特定事業の完了や変更などが主であることは明らかですが、行政としても懸案事業が一応終わったということで、財政的にかなりの余裕が出た予算ではないかと思えます。なぜなら、これだけの予算減額となったにもかかわらず、町の収入の一番多くを占める地方交付税は前年同額の21億5,000万円の計上で、町税で8,400万円減、国庫支出金で5,000万円減、県支出金で1億8,000万円減を合わせても3億円余の減ですから、予算総額の減額に及ばないもので、残りの4億5,000万円は基金繰り入れや借入金を圧縮した超健全予算と私は思います。

町長の提案理由の説明にもありましたが、ただ削減しただけではなく中身を細かく見れば、乳幼児医療費補助の拡充や放課後学童クラブの本格運営、北部地域の公共交通の開始、自然エネルギー活用補助の創設と廃食油回収リサイクルの開始、遠距離通学補助の対象キロ数の縮小で支援地域の拡大など、町民の要望にこたえた事業がたくさん計上されています。特に、乳幼児医療費補助を所得制限なしで中学卒業までの拡充や遠距離通学の崎平地区への補助拡大は新町になったすぐから要望されていたもので、親御さんだけでなく住民からの要望も強かったものですか、なぜここまで引き延ばしたのかと、3年も躊躇するような額でもなかったのではないかと、町長の引き延ばしで補助を得られないまま卒業されたお子さんをお持ちのお母さん方のくやしさが伝わりますが、これからの子育ての一助になるとほっとするところだと思います。

また、北部地域の公共交通開始については、安上がりと利便性と大鉄支援の課題に挟まれて粘り強く計画を練り直された担当職員に頭が下がるものです。また、とにかく走らせながら住民の使い勝手のよいものに変えたいとの町長の方針も大いに評価できます。

昨年末にはアメリカの金融危機に端を発した世界不況の嵐や、大企業の猛然たる派遣切り

への批判を受けて、国も外需頼みから内需への切りかえを言うようになり、緊急経済対策や緊急雇用対策などが次々と打ち出される中で、当町の予算でも国の緊急雇用対策を見込んで5,000万円弱の事業費が計上されていますが、委員会審査では今の町内の業者の緊迫した状況に対して、こんなものでいいと考えるのかとの質問もありました。私も心配でしたが、最終日に出された補正予算を見て少し救われた気がしました。

今の状況では、わずかなお金も町民のために、町民を元気づけ、暮らしと営業を守るために使うことが行政の最優先課題です。その意味で予算を見ていくと到底賛成できないことが幾つか出てきます。その第1が学校給食費の値上げです。

小学校で3,800円が4,200円に、中学校も4,200円から5,000円に、800円の値上げになりました。材料費が高騰し冷凍の食材を使うことが多くなったとか、もう長いこと給食費を上げていないなどの理由が述べられていましたが、今、国を挙げて不況対策をし、国民の懐を少しでも温めて可処分所得をふやそうと懸命になっているときに、なぜこのような値上げが、どんなに逆効果になるか考えなかったのでしょうか。

これまでも給食費の値上げにならないよう、材料費の中で町の特産品や給食センターの職員の皆さんによる手づくりのみそなど、特色ある食材は町の施策として給食費の対象から外す工夫をしてきたではありませんか。行政がその気になりさえすれば、町の一般財源で地元農家の野菜や地名地区のお米を買ったり、また小学5年生の新潟研修や中学2年生のカナダ研修をさらに生かして、当町のお茶と交流先の特産物の交換など、まだまだ地元の食材を使う工夫はできるはずです。そういう意欲のある人を給食運営委員にお願いし、行政と住民が学校給食を通して力を合わせ、元気が出せるまちづくりを進める工夫をすべきです。

材料費が高騰しているといいますが、その打撃を一番受けているのはほかでもない、いつリストラされるかわからない、ボーナスもない、収入が減る一方の不況の中で、食べ盛りのお子さんを育てておられる若い親御さんだとは思わないのでしょうか。

また、行政改革推進委員会の答申を受けて、補助金を活動経費の半額とする補助金見直しが随所にあらわれてきますが、板谷議員が委員会で一つ一つ確認されたように、公平さの必要性と同じくらいその会の力が発揮できるかが重要です。人件費には補助しない、厳密に事業費と判断できる部分の2分の1を補助するとのことで、役員報酬や人件費などない団体では事業をやりやすくなる面もあるでしょうが、それも団体によって、町の対応、評価はまちまちで、女性の会では80万円が35万円に、文化協会では230万円が100万円に、PTA連絡会ではわずか5万円の補助金がゼロになっています。人が集まって話し合うことが重要な場合もあります。また、女性の会や子供会のように支部への補助が全然なく、むしろ支部の活動を支援できるよう補助金制度を見直す必要もあるのではないのでしょうか。

補助金の減額は今後の活動への影響だけでなく、女性の会では会そのものの存続さえ危ぶまれるもので、町にとってもマイナスになりこそすれ、何の効果も生まれないのではないかと思います。町の福祉事業や基幹産業を支えてきた社会福祉協議会や商工会、茶業組合など

も人件費への補助はしないという方針のもとに厳しい精査がされて減額されていますが、そのことが活動を縮小せざるを得なくなりはないかと心配です。3款1項3目老人福祉費では20節扶助費が皆減となり、町の福祉施策である福祉介護手当などが全部介護保険料を使う介護保険事業にしているのも納得できないことです。福祉のためといって消費税を引き上げ、子育てや高齢者、障害者の生活費にまですべてにかけて搾り取っている国と同じ理屈、同じ姿勢ではありませんか。

このように、住民には厳しく対処する一方で、委員会報酬が46万7,000円もふえているのも疑問です。委員が382人もふえていますが、これは選挙だけの影響ではないと思います。また、相変わらず1,000万円余もある通勤手当や若干ふえている住居手当も、自己都合で町外に住む職員の分が減っているのかと気になるところです。赤字施設と言われたもりのくにやウッドハウスおろくぼなどが指定管理者に業務委託が行われましたが、決して好転したといえる状況ではありません。音戯の郷の職員配置も矛盾だらけです。以前は正職員2名と臨時職員6名の計8名で1,500万円だった人件費が、今は職員2名と臨時職員3名で2,150万円です。お客さんへの個別対応が求められる体験工房や体験オルゴール、またその他の体験遊具など、他の施設と比べても説明・案内など人手が欲しい施設なのに、大切なお客様だから高級な職員を配置する、本当にそれで十分な接待ができると思っているのでしょうか。納得できないことです。

出納室所管の歳入、17款2項の基金繰り入れでも、地域振興基金の外国債では利子がゼロ、30年満期のいつかは元本割れ、幾ら返ってくるかも当てにならない状況が今生まれています。町長の選択のあやうさが早くも証明されました。

6款1項10目の地籍調査費に毎年2,000万円前後をかけていますが、このペースでも終わるのに今後200年はかかるとの説明がありました。このような多額な経費をかけて一体どれだけの効果があるのでしょうか。国・県の強い要請があるとのことですが、財源は県から4分の1の500万円弱入るだけで、これでは住民の暮らしを守る貴重な財源で国の国土調査をしてやっているようなものです。

また、6款2項4目の町有林管理費での300万円の官行造林権利購入費も重大問題です。けさの一般質問や先ほどの委員長報告でも述べましたが、原契約は平成18年に切れたのに、それを議会に報告せず、さらに20年間も権利購入を続けることを前提にした契約変更を行っており、本来なら議会の毅然とした対応が必要なのに、残念ながら予算特別委員会では契約変更は議決要件ではないなどとして全員が原案どおり賛成されました。町長は、買い取らなければ皆伐されて後が大変になると考えて買い取ってきたと説明をされましたが、契約は伐採した収益を五分五分に分けるといっただけの契約です。

切れる状況でないのは国も十分承知の上で、営林署時代に植林にかかった費用を町に払わせようとしていますが、環境問題、地球温暖化問題で国は森林の持つ多様な価値を認めて森林保全に力を入れているとき、財政力の低い過疎の農村に80年も前の契約を盾に何が何でも

買い取れとか、買い取らなかったら皆伐して丸裸にするなどということを国が言うはずはないことぐらい、少し冷静に考えればわかることです。ましてや、林業の未来を背負って全国の林業家や山林に囲まれた中山間自治体の先頭に立つ杉山町長が、もしそのような考えなら理解に苦しむことです。ぜひとも、自然環境を守る立場から林野庁を説得して、今年度の予算を執行することのないよう強く求めます。

最後に、今回の予算で町の裁量ではないもので、多くの町民の声を代弁して反対すべきものがあります。

2款2項1目の選挙管理委員会費の委託料に電算業務委託料42万9,000円が計上され、改憲のための国民投票の準備が着々と進められていることです。国民投票法案は、2007年5月に国民の7割以上が反対する中で与党だけの賛成で強行採決されたものです。法案の中身は、国民の運動を規制したり過半数の賛成を得やすいように、有効投票数の過半数とするなど改憲をしやすいするためのもので、憲法違反と矛盾に満ちた法案です。

法案可決から3年後の施行ということで、2010年5月10日の施行になりますが、改憲原案を提案できるとする憲法審査会さえ委員の数や審査のルールも決められない状況で、総務省は昨年8月から地方自治体に2009年度予算に上げるよう指示していたものです。そのねらいが、武力行使を禁じた9条の改憲にあることは、9月10日にソマリア沖への自衛隊派兵を与党が閣議決定しましたが、自衛隊艦船を出航させた後から新法をつくって対応するなど憲法違反の既成事実をつくり、後から憲法を合わせようとの乱暴な思惑がありありのやり方です。

一体、町民の何割の人が自衛隊の海外派兵や武力行使ができる改憲を望んでいるのでしょうか。国民投票などという重大な問題なら、まずこういうことでもいいのか住民の合意を図って進めるべきではないでしょうか。たとえ国の指示であろうとも、地方自治の立場に立って一つ一つの自治体から住民の声を上げるべきで、住民不在の予算は1円たりとも認められないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。原案に対して賛成の立場から討論いたします。

21年度予算編成においては、シーリングを行わず、各自の一般財源については平成20年度当初予算額と同じとして、依然として高い経常収支比率、以前よりは減額をしているものの財政調整基金等からの繰り入れを考慮して、全般的な経費削減と効率性と経済性、また安心・安全を再検証した予算編成であり、厳しい経済情勢の中、暮らし優先、生活の充実、また安心・安全などのソフトの重視の予算編成になっていると思います。また、生活密着型の予算であると思います。

予算委員会等で出ました意見、それから今回の一般質問等の意見を考慮した上、遂行されるものと考え、賛成の立場から討論いたします。

議長（森 照信君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第24号、平成21年度川根本町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第25号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第25号、平成21年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号、平成21年度川根本町老人保健特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号、平成21年度川根本町老人保健特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第26号、平成21年度川根本町老人保健特別会計予算は委員長の報告のとおり可決する

ことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、平成21年度川根本町老人保健特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 原案に反対の立場から討論します。

反対の理由は、この制度自体が、75歳以上の高齢者を切り離して差別医療と際限ない負担増を持ち込んだ、お年寄りに冷たい親不孝制度だからです。

幸い持ち家が多い当町では、保険料算定に資産割がないことや多くの批判にあって設けられた幾つもの期限を切った軽減措置などによって7割の方が国保税より下がったと報告がありましたが、年をとればだれもがあちこち言うところできて、お医者さんと仲よくすることで元気を保っているのが現状です。当然のことながら、高齢者の医療費は一般に比べて高く、そういう人だけを囲った医療保険制度では保険料は上がり続け、国がよほど責任を果たさない限り長続きできる制度でないことは明らかです。

保険料は大半の方が年金天引きの特別徴収ですが、年金が月1万5,000円以下の普通徴収者は自分で納めなければならず、滞納が1年以上続くと国保では高齢者への資格証明書発行はしないとされていたのに、この制度ではするとなりました。丸1年が過ぎ、21年度予算でも普通徴収の過年度分に19万2,000円の滞納繰越分が計上されており、資格証明の対象者にならなければいいかと心配です。

保険料徴収のもとになる広域連合への納付金1億1,448万6,000円の積算根拠を示す資料を要求しましたが、広域連合から示された額を載せただけとのことで、その根拠を示す資料は特にないとの答えでした。後からいただいた資料は、医療費や事務費の他町との比較がわかる資料で、積算の根拠を示す内容ではありませんでしたが、その資料にあった療養給付費負担金の県内市町の一覧表を見ると、スタート時に当町の老人医療費が県の平均より20%以上低くて、保険料を軽減できる特別な自治体の中に岡部町と当町の2町が対象になりましたが、この一覧表では下から9番目で一番低い芝川町より3,650万円も高くなっていました。人口は当町のほうが少ないはずで、高齢化率も当町は県下で一番ですから、この1年で高齢者の医療費が高騰したのか、重症化したのではないかと心配です。

この制度の運営主体である広域連合議会は少数の議員で構成し年数回しか開かれず、時間も短く発言もほとんどないと聞いています。本来地方自治法に規定された組織である広域連合は、複数の自治体が業務を共同で行うために自治体の発意によって結成されるものですが、

この後期高齢者医療広域連合は国が法律で加入させ、脱退も認められていません。自治法違反との批判さえ上がっているものです。広域連合の役目は容赦なく保険料を取り立てたり、滞納者には容赦なく資格証明書を発行するため、自治体から遠く見えないところに離しているんだという声も聞きます。しかし、運営主体は雲の上のような広域連合でも、実際に保険料を徴収したり保険証の受け渡しや窓口業務の相談など、直接住民とのやりとりに当たるのは市町です。

後期高齢者医療制度の導入と同時に従来の老人保健制度は廃止されましたが、老人保健法は第1条で「国民の老後における健康の保持」を制度の目的と規定していましたが、後期高齢者医療制度の根拠法である高齢者の医療の確保に関する法律からは、この第1条から「老後における健康の保持」という文言は削り取られ、かわりに「医療費の適正化」が明記されました。高齢者の健康を守る制度から医療費抑制のための制度に変質してしまったのです。このような制度の廃止、見直しを求める声はいまだに静まっていませんが、法遵守の自治体においては、少なくとも住民に身近な行政によるきめ細かな対応が重要だと思います。

私たちの世代にとって、いわば命の恩人とも言うべき高齢者が医者にも行けない状況をつくらないこと、医療抑制、差別医療制度の犠牲者を出さないことを強く求めまして、問題に満ちた制度をもとにつくられた当会計予算には賛成できないことを明らかにします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 原案に対して賛成の立場から討論いたします。

この後期高齢者医療制度については国の制度のことですので、協議会の一員としてはその範疇にまで踏み込むつもりはありませんけれども、この予算に対しては町民に対してこの制度がわかりやすく、またきめ細かいサービスができるような対応をする予算でありますので、賛成として討論をさせていただきました。よろしくお願ひします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、議案第27号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第27号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、平成21年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論します。

平成21年度介護保険事業特別会計予算は、第4期介護保険事業計画の初年度の数値がそのまま載せられた予算ですが、私は、この第4期介護保険事業計画に対して介護保険制度が開始して4度目の改正であり、そのたびに保険料が引き上げられ、開始当時の3倍近くにもなっており、少ない年金がさらに少なくなり、耐えがたい負担になることや、保険料率に基準額の50%以下がなく収入に応じた軽減料率を設けるべきだと指摘して初日に反対しました。この予算も同じ条件でつくられており、それが反対の第1の理由です。さらに、介護保険制度における国の冷たい姿勢に対して、自治体や議会は住民を守る立場に立ってもっと声を上げるべきだと指摘してきました。

当町の介護保険料は県下でも最下位クラスで、このこと自体は保健師さんや介護現場の方々の献身的な努力のたまもの、また、町民自身の努力のあらわれと敬意を表しますが、一方で、国の姿勢は介護報酬の切り下げを繰り返して介護事業所の運営を困難にしたり、看護職員の確保を困難にしたり、また、前回の改正では、介護費用の抑制を目標に介護予防とか自立支援などという言葉のもとに軽度の要介護者からサービス取り上げが行われ、施設利用者にはホテルコストなどと言って居住費や食費を保険給付から外して自己負担にするなど、構造改革の大なたが振るわれてきました。

その中で、直接住民と接する町が果たす役割は大きく、小さい町だからこそ町民に温かい町政ができると町長も常日ごろから明言されておられます。21年度予算を見ると、全額取り崩して入れると言っていた2,700万円ある介護給付準備基金は1円も計上されていません。繰越金も1円だけの科目設置です。それでも介護給付費準備基金に230万円の積み立てを予算計上してあるのですから、これでは3年間の平均の保険料徴収で、当然当年度は黒字になる以上に余剰金が出るのではないのでしょうか。

また、一般会計の反対討論でも述べましたが、介護予防や介護福祉手当などの福祉施策は町が行う福祉事業のほうです。前回の改正というよりも改悪で、町が福祉事業として力を入れるべき施策まで介護保険を使いなさい。予防事業は1割を、包括的支援事業や任意事業は2割を充ててよいとされたことで、地域支援事業に介護保険料を516万6,000円も充てる予算になっています。介護保険の費用だといって有無を言わせず年金天引きや、月額1万5,000円以下でも自分で納付させて搾り取った貴重な介護保険料を町の一般財源で行うべき事業に充てるなど、絶対にやってはならないことです。

今、後期高齢者医療制度や療養病床群削減など高齢者に冷たい政治に、高齢者だけでなく、いずれは我が身の中老年世代からも大きな批判の声が上がっています。療養病床削減では、

その受け皿となる公的介護制度の充実、整備が避けられない課題です。高い保険料を懸命に払っても、いざというときには必要な介護すら受けられないのでは安心して老後を送ることはできません。医療難民、介護難民の言葉をテレビなどでしばしば目にしますが、この町から絶対そのような高齢者を出さないという決意を求めます。また、非課税の高齢者からも基準の50%という高い保険料を徴収することに町独自の改善を図るとともに、国の負担をかつての措置制度時代の50%に戻すよう、とりあえず当面は30%に引き上げるよう力を合わせて声を上げていくことを求めて、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は、議案第28号について賛成の立場から討論をいたしたいと思えます。

介護保険が始まってもう何年もたつんですけれども、当初のときより保険料、全国平均で3倍くらい上がっちゃったよという話なんですけれども、私の記憶によれば介護給付費も全体ではもっとの倍率で上がっているんじゃないかなと思います。つまり、払う部分がふえればそれにかかる負担という部分は当然ふえてくるのではないかなと思います。

細かい点では、昨年と比べて介護給付費が8億8,400万、前年より8,000万くらい上がっているということ。ただ、このところで内容的には居宅介護サービスのほうが若干ふえてきていると、そして、施設介護サービスのほうは大体同じ。ということは、居宅介護サービスがふえたということは、本来私たちも求めていた施設介護でお年寄りを施設の中にただ送るだけではなくて、住んでいるところで介護するという基本的な部分においてはありがたい、伸びている部分じゃないかなと。多分、これできたのは小規模多機能施設というのができて、また、ことしも1つできるということで、こういう形で居宅介護が伸びてきているのではないかなと、そういう成果じゃないかなと思います。

ただ1点、心配するのは、ことし社会福祉協議会のほうへ補助金というか、委託料の部分がちょっと削られたんですけれども、町全体の介護サービスというものが健全に行われるためには、社会福祉協議会の存在というのはこれからももっと大きなものになってくると思います。必ずそうするというわけではないんですけれども、民間の場合だと有利なほうとか、分のいい介護のほうへ進むというようなおそれもなきにしもあらずということで、やはり公平性の高い社会福祉協議会というものの存在、また、町もそれを育てていくということは、これからもっと大事なことになってくるんじゃないかなと、そんなふうに思います。

そのようなことも踏まえて、私は議案第28号には賛成をいたします。

議長（森 照信君） ほかに討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから、議案第28号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第28号、平成21年度川根本町介護保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第29号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第29号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第29号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成21年度川根本町簡易水道事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第30号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第30号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成21年度川根本町温泉事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第31号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第31号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第31号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成21年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について
(川根本町生涯福祉サービスセンター)

議長(森 照信君) 日程第11、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について(川根本町生涯福祉サービスセンター)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページをごらんください。

現在、心身障害者小規模授産施設「枝松作業所」を手をつなぐ育成会に、「本川根作業所」を川根本町社会福祉協議会に管理者として指定しております。

今回、4月1日から新たに障害者自立支援法に基づく就労継続支援B型事業所となることから、この施設を廃止し、施設名を「川根本町生涯福祉サービスセンター、みどりの丘、みどりの丘えまつ」とするに当たり、新たに社会福祉法人、川根本町社会福祉協議会、会長森田愛子氏より指定管理者指定申請書の提出があり、3月9日に川根本町指定管理者審査委員

会を開催し、申請書の審査を行い、当該施設の指定管理者を選定いたしました。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により議案を上程いたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告をしてありますので、1点お聞きいたします。

管理も運営も社協へ指定管理をするということですが、枝松の場合、今働いていらっしゃる職員の方たち、指導員の方たちいらっしゃるわけですが、その方たちが社協の職員となるのかどうか、今の人たちが引き続き働き続けられるのか、あるいは違う人になるのかどうかもわかりませんが、枝松の職員は身分とか待遇が社協の職員と同じなのかどうかを伺います。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

2つの授産所が統合しまして就労継続支援B型になるに当たりましては、これまで十分な協議がなされまして体制の決定に至ったものと思っております。

そのような中、職員につきましては経営母体である社会福祉協議会で職員募集をしましたが、臨時職員を若干名ということでありました。応募の状況につきましては、現在、枝松作業所で働いております職員3名のうち2名と新しい方が1名、計3名の応募があったと聞いております。決定採用につきましては、社会福祉協議会の判断となりますが、その後の状況については確認しておりません。また、採用になった場合には、社協の規定に沿っての運用になるものと思っております。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生涯福祉サービスセンター）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町生涯福祉サービスセンター）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について
（不動の滝自然広場オートキャンプ場）

議長（森 照信君） 日程第12、議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案2ページをごらんください。

不動の滝自然公園オートキャンプ場の施設につきましては、3月31日に指定期間が満了となるに当たり、中川根町商工業協同組合代表理事、上野虎徹氏より指定管理者指定申請書の提出があり、3月9日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を中川根町商工業協同組合代表理事、上野虎徹氏に選定いたしました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により議案を上程いたします。御審議くださいますようお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、公の施設の指定管理者の指定について（不動の滝自然広場オートキャンプ場）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について
（くのわき親水公園キャンプ場）

議長（森 照信君） 日程第13、議案第34号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第34号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページをごらんください。

くのわき親水公園キャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるにあたり、くのわき親水公園管理運営組合組合長、松下勝利氏より指定管理者指定申請書の提出があり、3月9日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者をくのわき親水公園管理組合組合長、松下勝利氏に選定いたしました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により議案を上程いたします。御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第34号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、公の施設の指定管理者の指定について（くのわき親水公園キャンプ場）は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について
（三ツ星オートキャンプ場）

議長（森 照信君） 日程第14、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について（三ツ星オートキャンプ場）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案4ページをごらんください。

三ツ星オートキャンプ場の施設につきましては、4月1日より公の施設の指定管理者制度へ移行するに当たり、今年度まで管理している前任者から推薦があり、特定非営利活動法人、かわね来風代表、坂本勝氏より指定管理者指定申請書の提出があり、3月9日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を特定非営利活動法人、かわね来風代表、坂本勝氏に選定いたしました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により議案を上程いたします。御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について（三ツ星オートキャンプ場）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第35号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ場)は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について
(アプトいちしろキャンプ場)

議長(森 照信君) 日程第15、議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案5ページをごらんください。

アプトいちしろキャンプ場の施設につきましては、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、アプトいちしろキャンプ場管理運営組合組合長、佐藤正美氏より指定管理者指定申請書の提出があり、3月9日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者をアプトいちしろキャンプ場管理運営組合組合長、佐藤正美氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により議案を上程いたします。御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第36号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について
(池ノ谷キャンプ場)

議長(森 照信君) 日程第16、議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案6ページをごらんください。

池ノ谷キャンプ場の施設につきましては、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、池ノ谷観光農林漁業組合代表、大村廉平氏より指定管理者指定申請書の提出があり、3月9日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を池ノ谷観光農林漁業組合代表、大村廉平氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により議案を上程いたします。御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、公の施設の指定管理者の指定について(池ノ谷キャンプ場)は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について
(八木キャンプ場)

議長(森 照信君) 日程第17、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案7ページをごらんください。

八木キャンプ場の施設につきまして、3月31日に指定の期間が満了となるに当たり、八木キャンプ場代表、上田隆氏より指定管理者指定申請書の提出があり、3月9日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、申請書の審査を行った結果、当該施設の指定管理者を八木キャンプ場代表、上田隆氏に選定しました。

つきましては、川根本町キャンプ場条例第5条の規定により議案を上程いたします。御審議くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第38号、公の施設の指定管理者の指定について(八木キャンプ場)は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第39号 平成20年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)

議長(森 照信君) 日程第18、議案第39号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第39号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第7号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億956万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億6,650万4,000円としたいものです。第2表では、繰越明許費の限度額をお願いするものです。

今回の補正予算は、国の第2次補正において地域活性化等に資するきめ細やかなインフラ整備及び地域間格差の解消等による地域再生を目的とした地域活性化生活臨時交付金事業を45本、家計への支援及び地域経済活性化のための定額給付金給付事業や子育て応援特別手当給付事業に係る経費について計上するものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

一般、11ページをごらんください。

第2款第2項企画費は1億5,206万9,000円の増額です。臨時交付金事業として、まちづくり事業費は3月6日、7日に開催したフォーラムの経費、路線バス運行事業費では北部地域の町営バス運行準備費の財源更正です。情報政策費は地上デジタル放送への対応に係る補助を計上しております。定額給付金給付事業につきましては、対象世帯数を3,105世帯と見込み、経費を計上しております。

第3款民生費、第1項社会福祉費は3,339万8,000円の増額です。心身障害者福祉費は、本川根作業所の就労支援作業所への移行を見据え増築経費を計上しました。老人福祉費は、福祉センターの空調設備の改修工事費です。いずれも臨時交付金事業です。

第2項児童福祉費は306万円の増額です。これは子育て応援特別手当を計上しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は755万2,000円の増額です。感染症対策備蓄医療品、自動血球測定装置購入費を計上しております。いずれも臨時交付金事業です。

第6款農林水産業費、第2項林業費は6,550万円の増額です。基幹作業道維持補修事業として3路線、林道維持改良事業として橋梁の補修設計委託を含んだ8路線分、臨時交付金事業として計上しております。

第7款商工費、第1項商工費は3,199万8,000円の増額です。臨時交付金事業として川根本町商工会プレミアム商品券発行事業に対する補助金、キャンプ場等観光施設整備事業、ウッドハウスおろくぼ浄化槽改修事業を計上しております。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は2,950万円の増額です。臨時交付金事業として町道維持修繕事業8路線、町道排水施設改良事業1路線を計上しております。

第9款第1項消防費は200万円の増額です。臨時交付金事業として、北分遣所の高規格救急車の改修費です。

第10款教育費、第1項教育諸費は2,000万円の増額です。臨時交付金事業としてさゆり幼稚園の耐震工事に対する補助金であります。

第2項小学校費は3,235万円の増額です。臨時交付金事業として中央小学校のプール改修、本川根小学校ベランダ改修事業費等を計上しました。

第4項社会教育費は3,213万7,000円の増額です。臨時交付金事業として移動図書館車両の更新、文化会館屋根改修等の事業費です。

続きまして、歳入について説明いたします。

一般、9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は3億7,573万6,000円の増額です。民生費国庫交付金は子育て応援特別手当交付金に係るものです。地域活性化・生活対策臨時交付金として2億2,360万7,000円、定額給付金事業費として1億4,906万9,000円の追加です。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は3,382万8,000円の増額です。今回の補正事業実施に係る一般財源分を計上しました。

第2表、繰越明許費につきましては、一般、3ページをごらんください。

今回の繰越明許費は国の第2次補正予算による事業追加によるものです。

第2款総務費、第2項企画費は定額給付金給付事業、第3款民生費、第2項児童福祉費は子育て応援特別手当給付事業につきまして、3月下旬に申請書を各世帯に送付し、4月より給付を開始し、できるだけ早く対象世帯への給付を完了させたいと考えております。その他事業につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金事業であります。それぞれ、平成21年度に繰り越して使用できる限度額で計上させていただきたくお願いするものですが、経済対策である国の補正予算であるため、できるだけ早い発注をしたいと考えております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第39号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決されました。

日程第19 発議第1号 川根本町議会委員会条例の一部を改正する 条例について

議長（森 照信君） 日程第19、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号、川根本町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第20 発議第2号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について

議長(森 照信君) 日程第20、発議第2号、地震財特法の延長に関する意見書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第2号、地震財特法の延長に関する意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、地震財特法の延長に関する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

日程第21 請願第1号 子育て支援を求める緊急署名に沿った安心して子育てできるまちづくりを行政に求め

る請願

議長（森 照信君） 日程第21、請願第1号、子育て支援を求める緊急署名に沿った安心して子育てできるまちづくりを行政に求める請願について申し上げます。

先ほど可決されました平成21年度川根本町一般会計予算の中に緊急署名に沿った内容の子育て支援に関する予算が反映されておりますので、子育て支援を求める緊急署名に沿った安心して子育てできるまちづくりを行政に求める請願は採択されたものとみなします。

日程第22 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（森 照信君） 日程第22、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって次期議会の会期日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第23 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（森 照信君） 日程第23、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

議長（森 照信君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。
よって、平成21年第1回川根本町議会定例会を閉会します。
御苦労さまでした。

閉会 午後 5時53分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成21年 3月17日

議 長 森 照 信

署 名 議 員 久 野 孝 史

署 名 議 員 山 本 信 之